

第三次循環型社会形成推進基本計画の
進捗状況の第3回点検結果について
(案)

平成 年 月
中央環境審議会

目 次

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について

I	はじめに	1
II	循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況	2
	第1節 物質フロー指標に関する目標に向けた進捗状況	2
	1 目標を設定する指標	2
	(1) 「入口」：資源生産性	4
	(2) 「循環」：循環利用率	7
	(3) 「出口」：最終処分量	9
	2 目標を設定する補助指標	11
	(1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性	11
	(2) 出口（排出）側の循環利用率	12
	3 推移をモニターする指標	15
	(1) 一次資源等価換算した資源生産性	16
	(2) 化石系資源に関する資源生産性	16
	(3) バイオマス系資源投入量	17
	(4) ものづくりの資源生産性・産業分野別の資源生産性	18
	(5) 循環資源の輸出入量	19
	(6) 隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率	20
	(7) 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等	22
	第2節 取組指標に関する目標に向けた進捗状況	23
	1 目標を設定する指標	26
	(1) 一般廃棄物の減量化	26
	(2) 電子マニフェストの普及率	28
	(3) 循環型社会に関する意識・行動	29
	(4) 循環型社会ビジネス市場規模	35
	(5) 各種リサイクル法の目標達成状況	37
	2 推移をモニターする指標	40
	(1) 国民一人当たりの資源消費量	40
	(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率	41
	(3) 耐久消費財の平均使用年数	42
	(4) 2R の取組状況	44
	(5) 一般廃棄物のリサイクル率	53
	(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合	54
	(7) 廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況	55
	(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数	56
	(9) 不法投棄の発生件数・投棄量	57

(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組	58
(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数	61
(12) 環境マネジメント等の実施	62
Ⅲ 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・今後の方向性	68
(1) 資源生産性	68
(2) 循環利用率	68
(3) 最終処分量	69
(4) 低炭素社会、自然共生社会など持続可能な社会づくりとの統合的取組	69
(5) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	70
(6) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	71
(7) 適正な国際資源循環体制の構築	73
(8) 万全な災害廃棄物処理体制の構築	74
(9) 適正処理の更なる推進	74
(10) 循環分野における技術開発、人材育成等	76
Ⅳ 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題	78
第1節 国民の取組	78
第2節 NGO/NPO、大学等の取組	80
第3節 事業者の取組	82
第4節 地方公共団体の取組	87
Ⅴ 国の主な取組状況（詳細な取組は、別添参照）	90

国の取組に係る進捗状況表

参考資料

- (参考1) 「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) 日本語仮訳
- (参考2) 「富山物質循環フレームワーク」日本語仮訳

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の

第3回点検結果について

I はじめに

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定することを規定しています。この規定に基づき、平成15年3月に「第一次循環基本計画」、平成20年3月に「第二次循環基本計画」、そして平成25年5月には「第三次循環基本計画」が閣議決定されました。

本計画は、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）を踏まえ、最終処分量の削減などこれまで進展してきた廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進等を新たな政策の柱と据えた計画です。循環型社会形成の中長期的なイメージを示しつつ、循環型社会の形成に向けた指標と数値目標を充実させるとともに、国民、NGO/NPO、大学等、事業者、地方公共団体に期待される役割及び国が行うべき取組を記載しています。

第三次循環基本計画においては、毎年度、着実な実行を確保するため、中央環境審議会において、循環基本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされています。本年度は第三次循環基本計画の第3回目の点検となり、中央環境審議会（循環型社会部会）において審議を行い、本点検結果を取りまとめました。

本点検は、指標を活用して定量的な評価を行いつつ、地方公共団体、NGO、経済団体へのヒアリングや有識者による御意見、関係府省庁への調査等を通じて、可能な限り客観的・総合的な評価と課題の提示を行っています。また、本年度は第4次環境基本計画の点検の中で、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」について点検が行われたことから、平成28年11月にとりまとめられた第4次環境基本計画の点検報告書も踏まえたものとなっています。なお、物質フロー指標や取組指標については、原則としてデータの得られた平成26年度まで（最新データがあるものについては平成27年度まで）のデータを中心に、また、施策・取組については、第三次循環基本計画が閣議決定された平成25年5月以降に実施された施策を中心として、進捗状況の点検を実施しています。

これまでの点検報告と報告に基づく施策の一層の推進により、今後、循環型社会形成に向けた取組が更に進展していくことを期待しています。

Ⅱ 循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

第1節 物質フロー指標に関する目標に向けた進捗状況

第三次循環基本計画において設定されている物質フロー指標は、以下のとおりです。

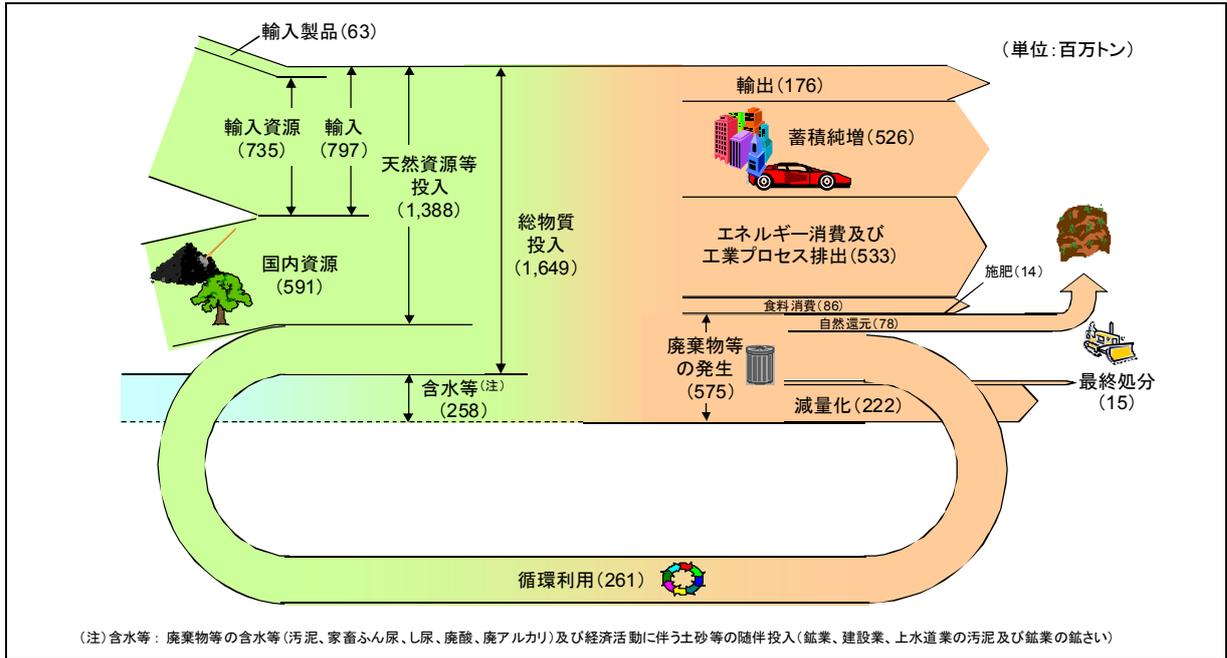
1 目標を設定する指標

目標を設定する指標の状況は以下のとおりです。なお、表 1 では推移を把握するため、循環元年ともいえる平成12年度の数値と比較しています。

表 1 資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移

	32年度 (目標年)	12 年度	17 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	12
									年度比
資源生産性 万円 /ト	46	24.8	30.8	38.0	38.6	38.2	37.8	37.8	+52%
循環利用率 %	17	10.0	12.2	15.4	15.2	15.2	16.1	15.8	+5.8 ポイント
最終処分量 百万 ト	17	56	31	19.2	17.4	17.9	16.3	14.8	▲74%

【参考】



※災害廃棄物は考慮していない。

図 1 平成26年度の我が国における物質フローの模式図

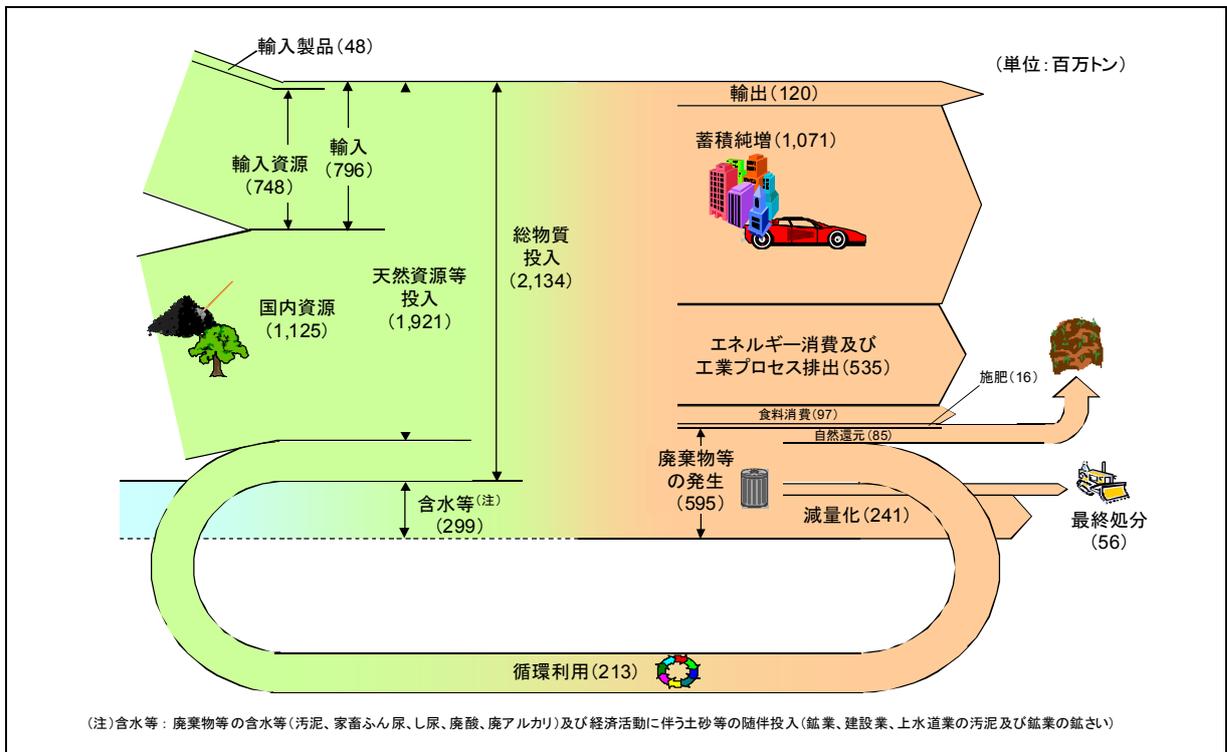


図 2 平成12年度の我が国における物質フローの模式図

(1) 「入口」：資源生産性

・資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量）

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指し、一定量当たりの天然資源等投入量から生じる国内総生産（GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかにか物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す指標です。

資源生産性は、平成 26 年度で約 37.8 万円/トン（平成 12 年度約 24.8 万円/トン）であり、平成 12 年度と比べ約 52%上昇しました。しかし、平成 22 年度以降は横ばい傾向となっています。

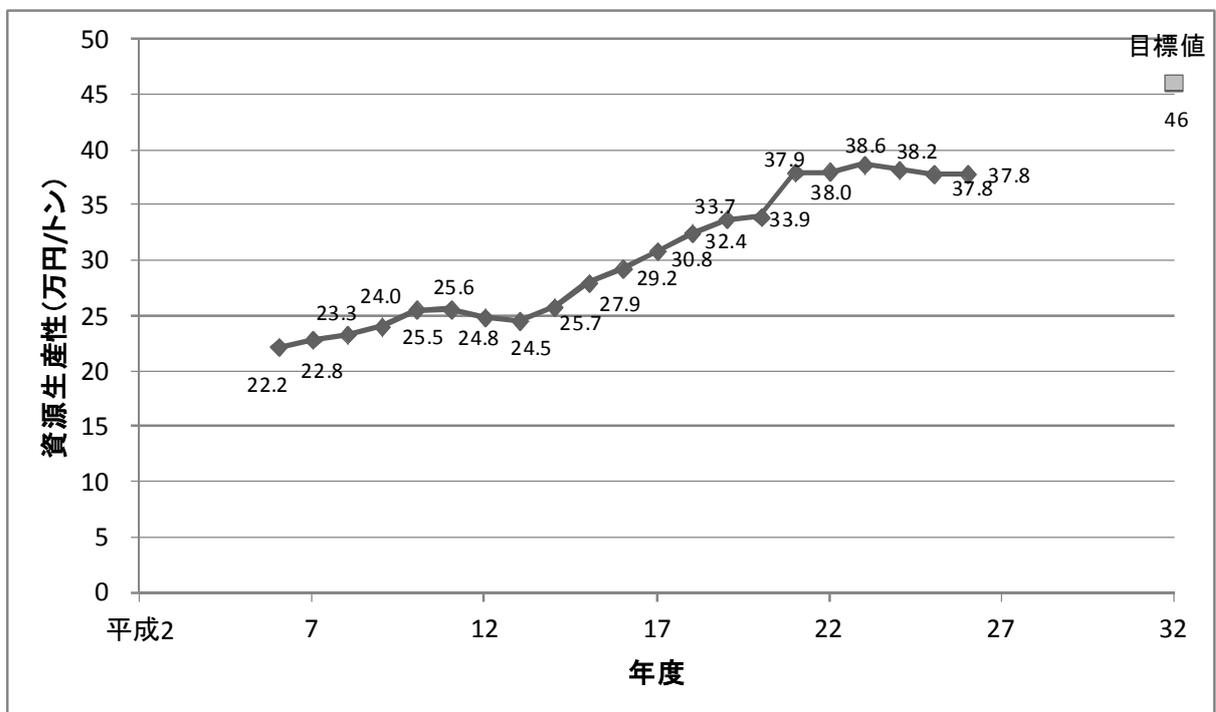


図 3 資源生産性の推移

資源生産性の内訳を見ると、実質 GDP は平成 20 年度に世界金融危機の影響等により減少に転じたものの平成 22 年度以降横ばいになっています。また、日本国内に投入される天然資源等投入量は平成 21 年度までは減少傾向にあったものが、平成 22 年度以降は横ばいとなっています。

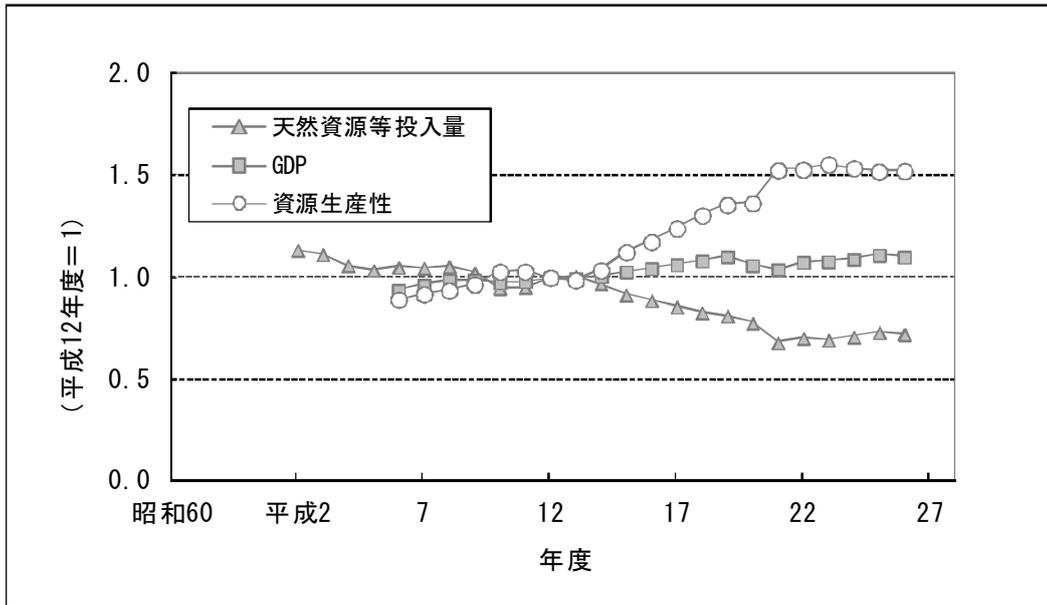


図 4 資源生産性、GDP、天然資源等投入量の推移

さらに天然資源等投入量の内訳を見ると、平成 13 年度以降、国内資源の投入量が減少し、平成 22 年度以降は横ばいとなっています。資源種別に見ると、平成 13 年度以降の減少は非金属鉱物系資源によるものです。しかし、平成 23 年度以降はいずれの資源も横ばいになっています。

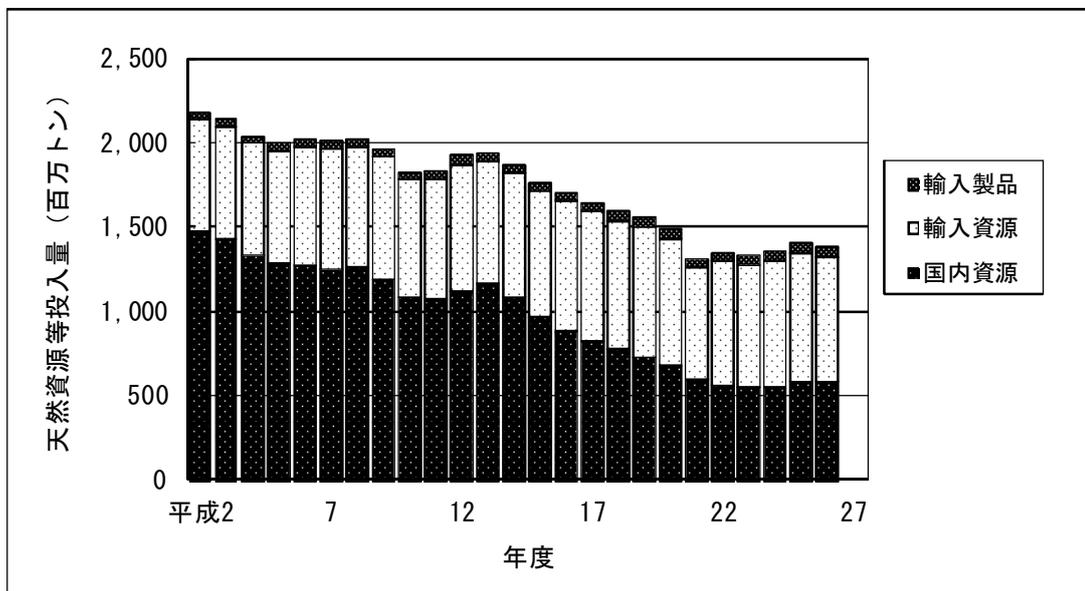


図 5 天然資源等投入量の推移 (国内資源・輸入(資源・製品))

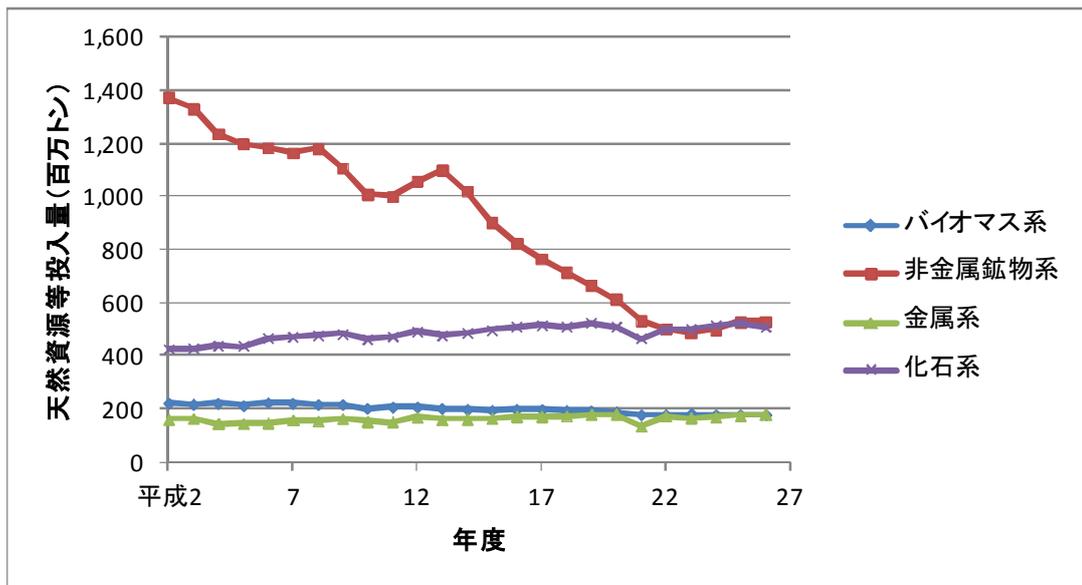


図 6 天然資源等投入量の資源種別の推移

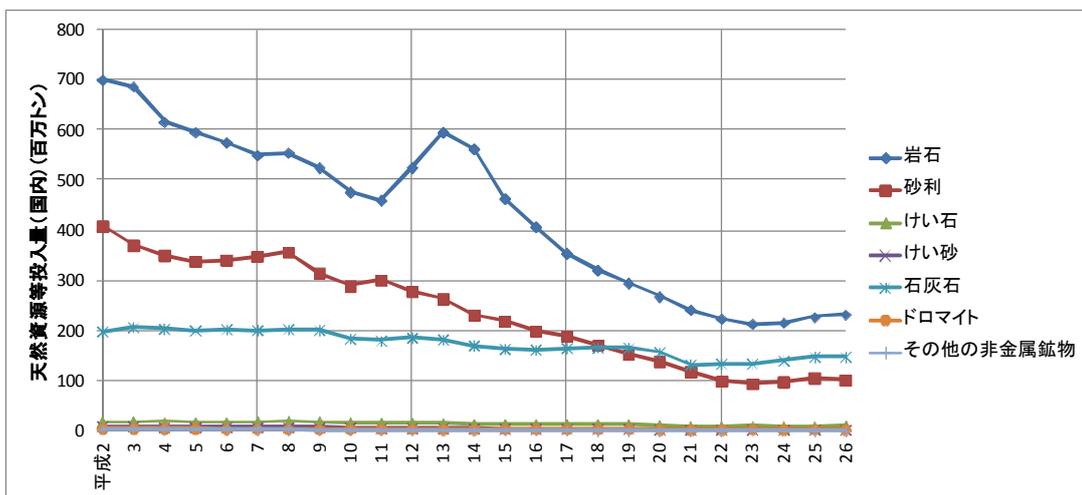


図 7 非金属鉱物系の天然資源等投入量（国内分）の推移

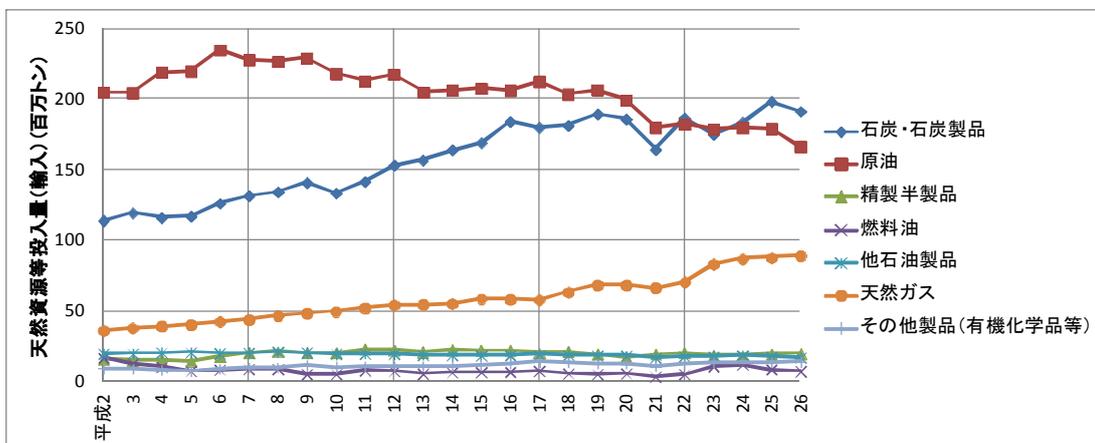


図 8 化石系の天然資源等投入量（輸入分）の推移

(2) 「循環」：循環利用率

- ・循環利用率（＝循環利用量／総物質投入量（＝循環利用量＋天然資源等投入量））
社会に投入される資源（天然資源等投入量）のうち、どれだけ循環利用（再
使用・再生利用）された資源が投入されているかを表す指標です。

循環利用率は、平成 26 年度で約 15.8%（平成 12 年度約 10.0%）であり、平
成 12 年度と比べ約 5.8 ポイント上昇しました。平成 22 年度以降、増減はあるも
のの横ばいとなっています。

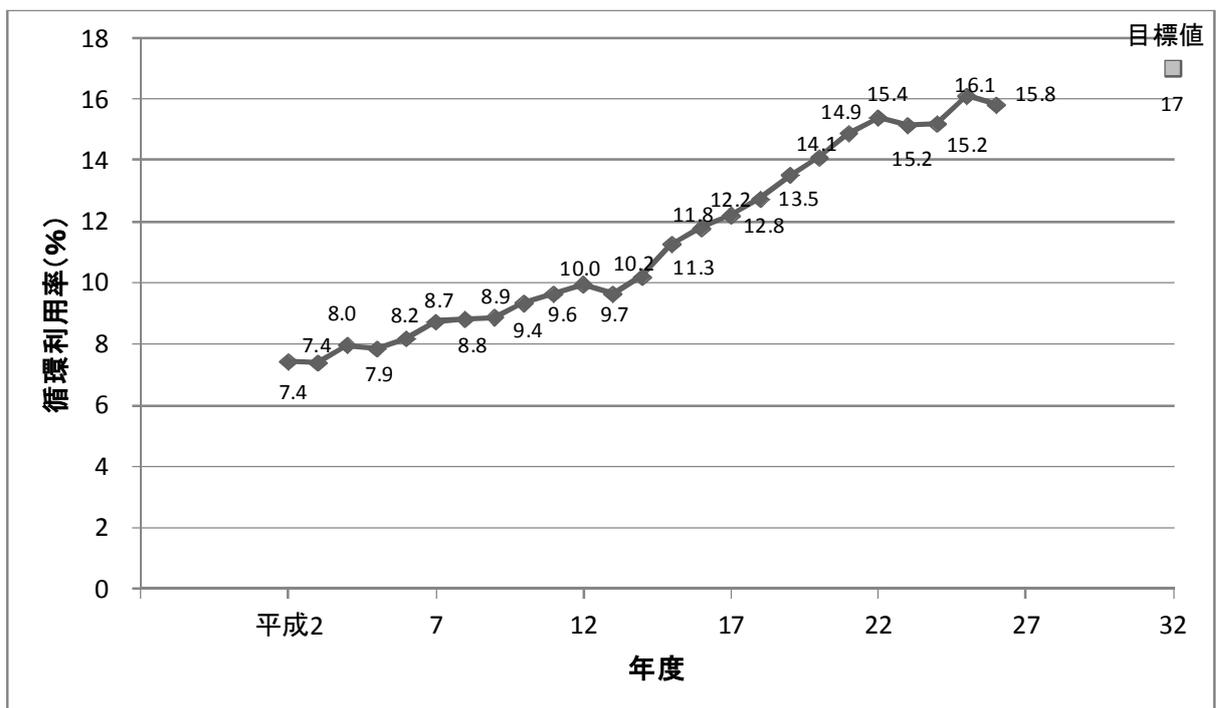


図 9 循環利用率の推移

循環利用率の内訳を見ると、日本国内に投入される天然資源等投入量が平成 21
年度までは減少傾向にありましたが、平成 22 年度以降は横ばいになっています。
また、循環利用量は平成 20 年度までは増加傾向にありましたが、平成 22 年度以
降横ばいになっています。

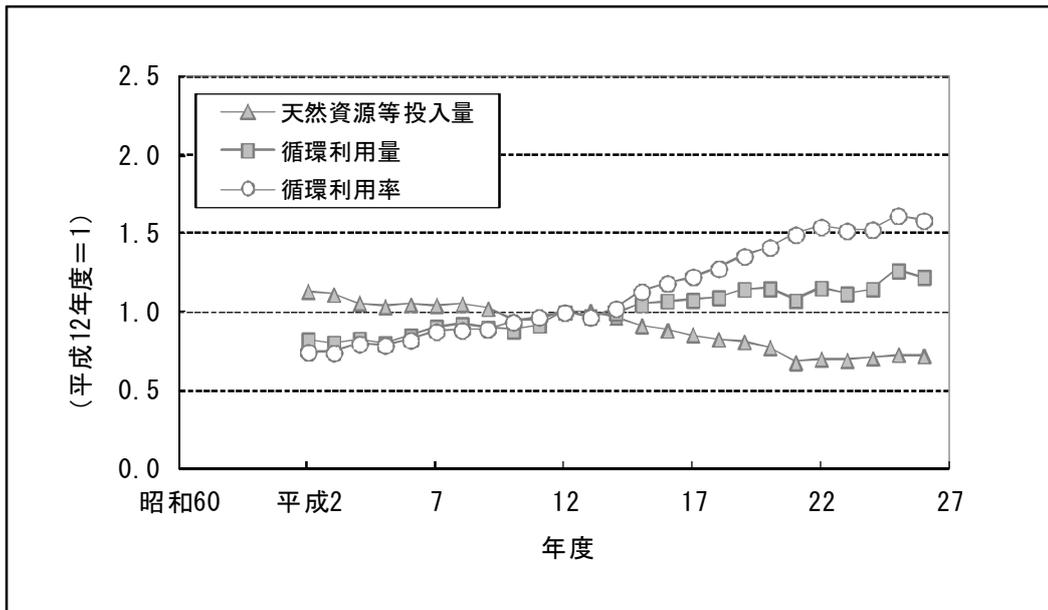
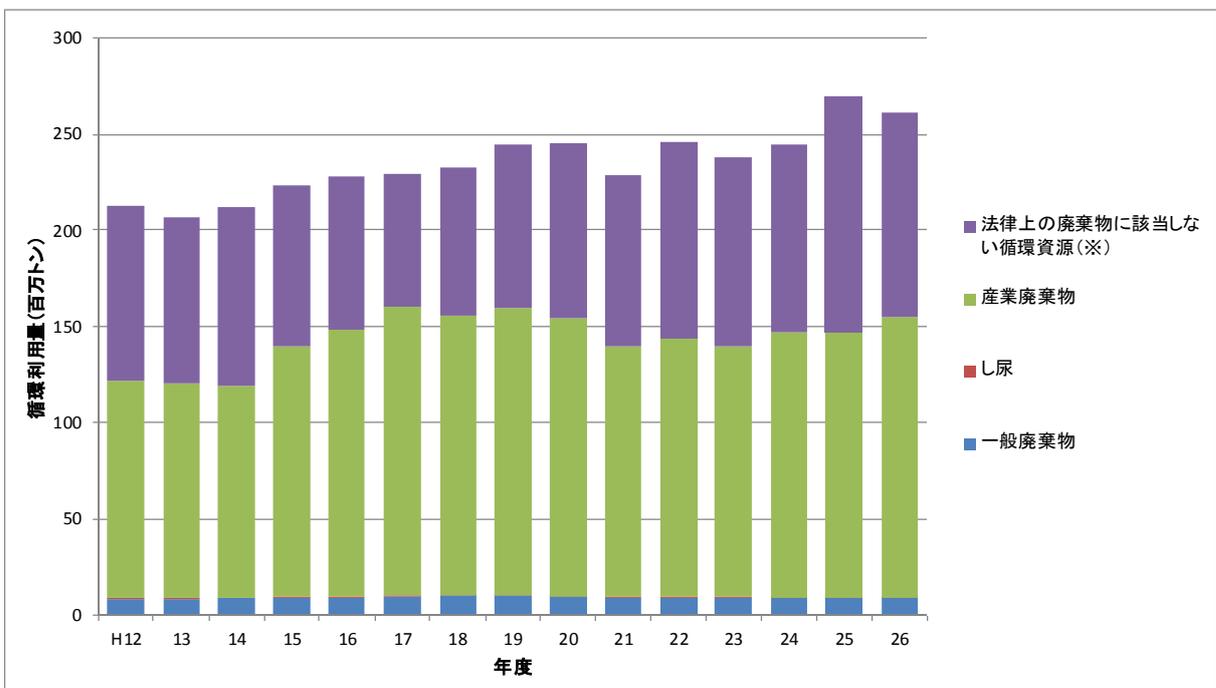


図 10 循環利用率、循環利用量、天然資源等投入量の推移



※廃棄物処理法の廃棄物に該当しない有価等で取引されている循環資源が対象となる。なお、平成25年度値は統計的な誤差が生じているものと考えられる。

出典：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（報告書）より作成

図 11 循環利用量の推移

(3) 「出口」：最終処分量

- 最終処分量

廃棄物の埋立量です。廃棄物の最終処分場のひっ迫という喫緊の課題に直結した指標です。

最終処分量は、平成 26 年度に約 14.8 百万トン(平成 12 年度約 56 百万トン)であり、平成 12 年度と比べ約 74%減少しました。

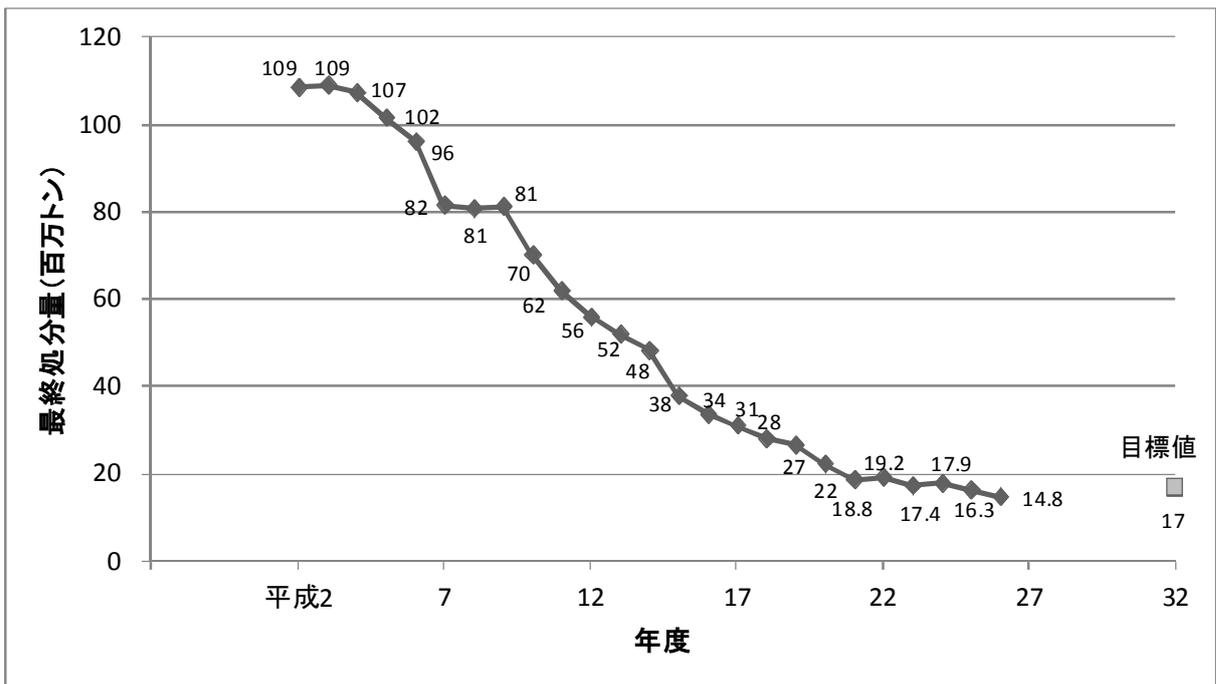
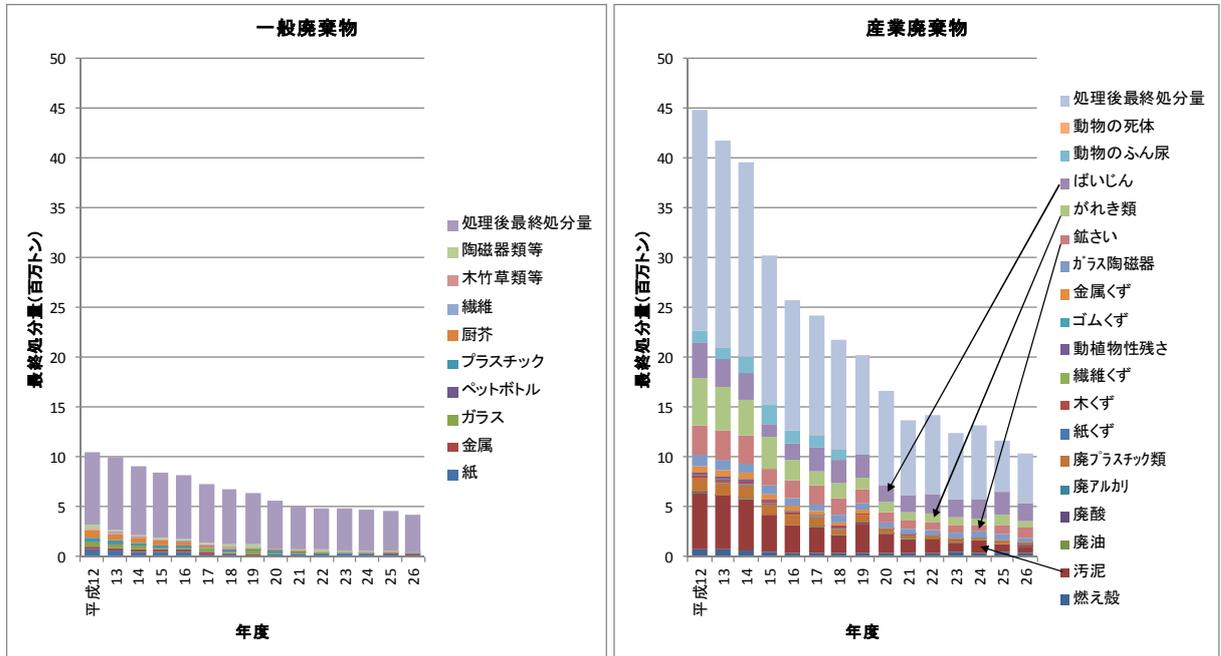


図 12 最終処分量の推移

最終処分量の内訳を見ると、一般廃棄物も産業廃棄物も循環利用の促進によって最終処分量は順調に減少してきましたが、近年は減少の度合いが緩やかとなっています。



出典：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（報告書）より作成

図 13 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の推移

2 目標を設定する補助指標

目標を設定する補助指標に係る目標の状況は以下のとおりです。

表 2 目標を設定する補助指標の推移

	目標	12	17	22	23	24	25	26	12年度比
		年度							
土石系資源投入量を除いた資源生産性 万円/トン	68 (32年度)	55.2	57.5	60.4	60.8	60.2	60.5	61.0	+10%
出口(排出)側の循環利用率 %	45 (32年度)	36	39	43	43	44	46	45	+10 ポイント

(1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性

・土石系資源投入量を除いた資源生産性

資源生産性については、土石系資源の増減が天然資源等投入量全体に与える影響が大きいことから、土石系資源の投入量を除いた天然資源等投入量当たりの資源生産性を、現行の資源生産性を補足するものとしています。

土石系資源(=非金属鉱物系)投入量を除いた資源生産性は、平成26年度で約61.0万円/トンであり、平成12年度と比べ約10%上昇していますが、近年は横ばいとなっています。

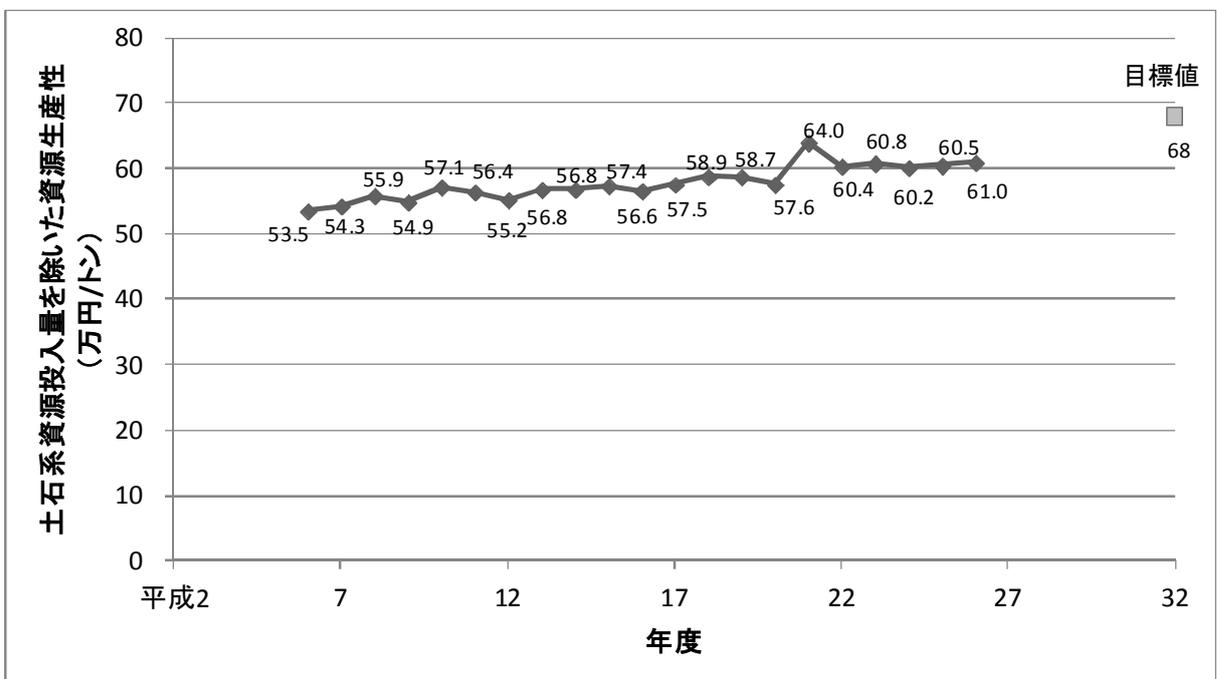


図 14 土石系資源投入量を除いた資源生産性の推移

(2) 出口（排出）側の循環利用率

・ 出口（排出）側の循環利用率

循環利用率は、日本における総物質投入量を分母とし、入口（投入）側の指標として設定しています。これは、日本が目指す循環型社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源の投入が適切に抑制される社会だからです。

他方で、廃棄物排出事業者やリサイクル事業者の努力を的確に計測する観点からは、廃棄物等の発生量を分母として設定することが適当であり、諸外国においては、この考え方に基づく指標を採用しているところも多くなっています。

そこで、国際比較可能性等も踏まえ、これまでの入口（投入）側の循環利用率に加えて、目標を設定する補助指標として、出口（排出）側の循環利用率を導入することにしました。

出口側の循環利用率は、平成 26 年度で約 45%となっており、平成 12 年度と比べて約 10 ポイント上昇しています。

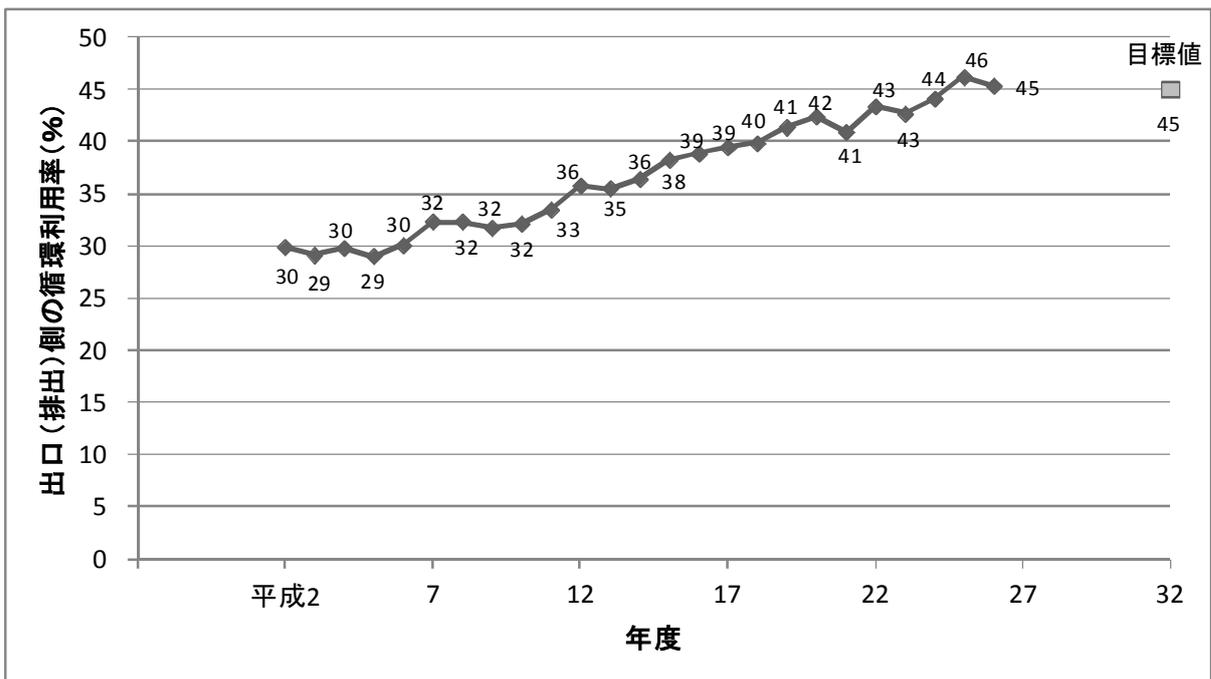
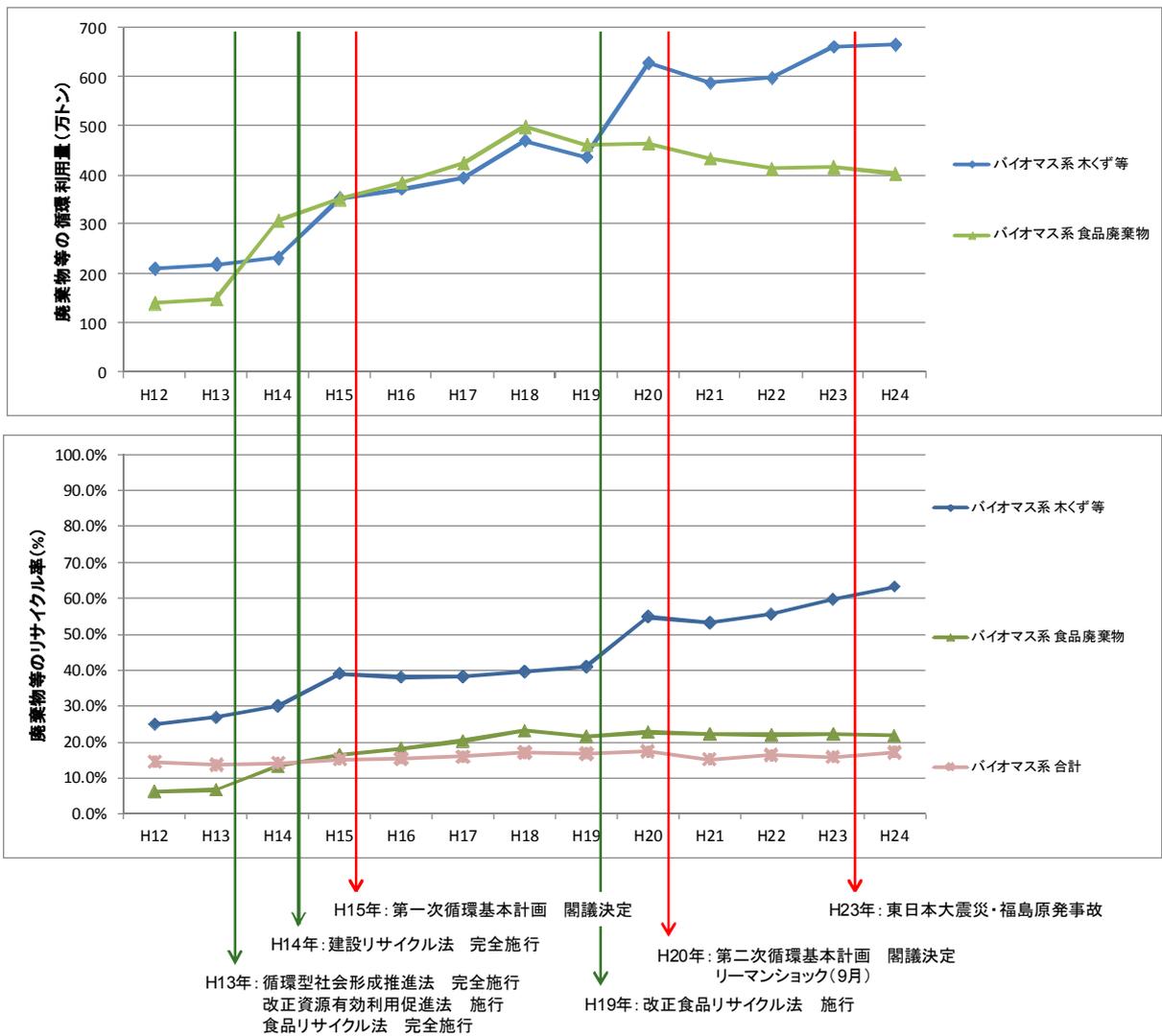


図 15 出口（排出）側の循環利用率の推移

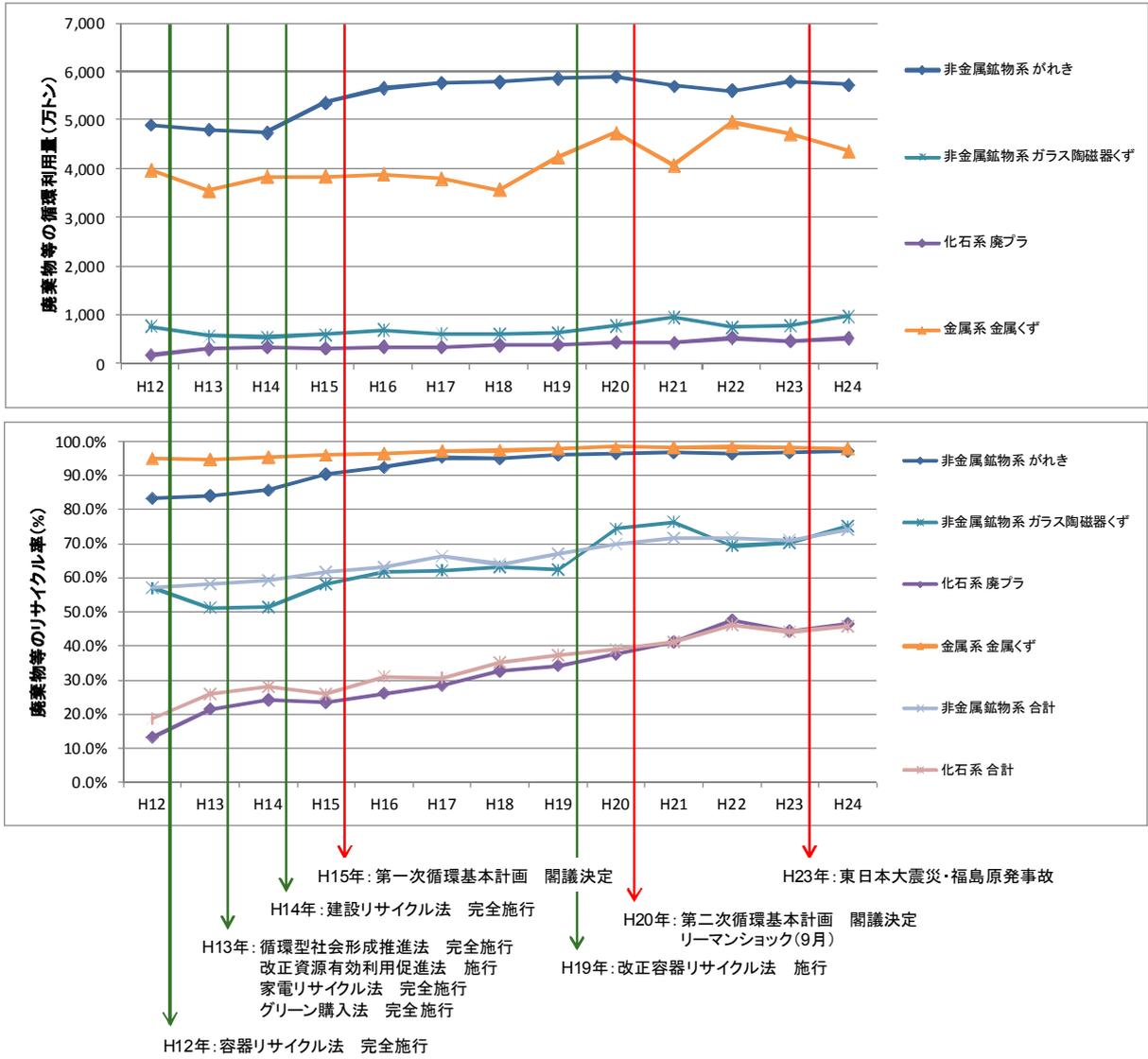
長期的には、廃棄物等の種類別に循環利用状況（リサイクル率＝循環利用量／廃棄物等発生量）を見ると、木くず等や食品廃棄物のリサイクル率は建設リサイクル法や食品リサイクル法の施行後に増加、がれき、廃プラのリサイクル率は建設リサイクル法や容器包装リサイクル法の施行後に増加しており、いずれも一定の効果があったと考えられます。ただし、木くず等、廃プラ、金属等のリサイクル率の増加には原油価格の高騰の影響など、様々な社会背景も影響していると考えられます。

また、廃棄物の種類別の処理内訳をみると、循環利用のポテンシャルとなりうる最終処分あるいは焼却処理されているものの量が比較的多いものは非金属鉱物系であり、用途が建設資材等に限定されています。



出典：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（環境省）より作成

図 16 バイオマス系の廃棄物等のリサイクル率の推移



出典：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（環境省）より作成

図 17 非金属鉱物系、化石系、金属系の廃棄物等のリサイクル率の推移

3 推移をモニターする指標

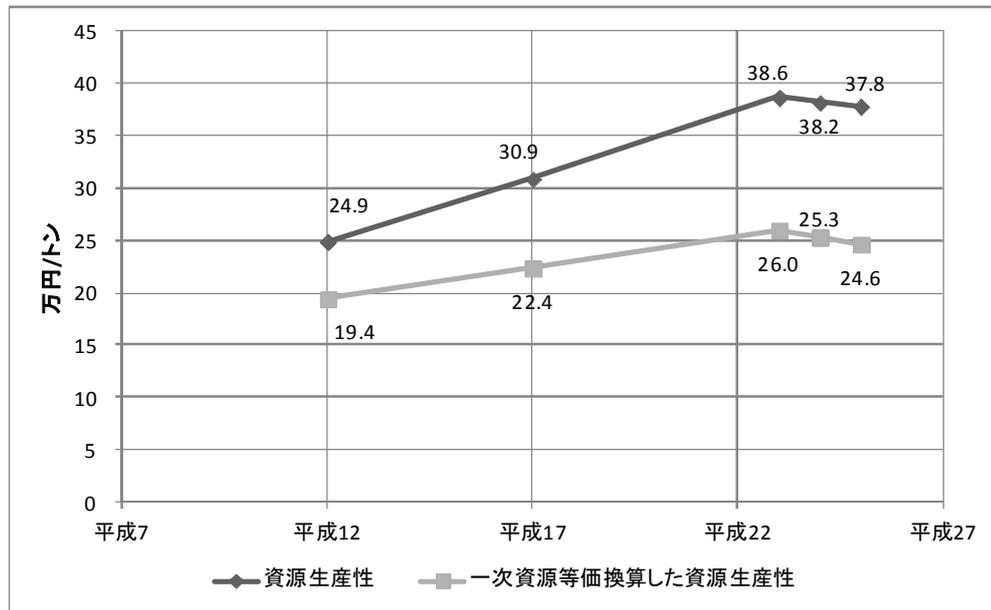
推移をモニターする指標の進捗状況は以下のとおりです。

表 3 推移をモニターする指標の推移

		12	17	22	23	24	25	26	12年度比
		年度							
一次資源等価 換算した資源 生産性	万円 /トン	19.4	22.4	—	26.0	25.3	24.6	—	—
化石系資源に 関する資源生 産性	万円 /トン	97	99	103	103	101	101	103	+6%
バイオマス系 資源投入率	%	5.4	5.9	6.6	6.7	6.5	6.3	6.5	+1.1 ポイント
ものづくりの 資源生産性	万円 /トン	50.2	49.9	—	51.9	50.4	50.1	—	—
産業分野別資 源生産性		(省略)							
循環資源の輸 出量	百万 トン	7.3	21.8	25.2	25.4	30.1	29.6	28.5	約3倍
循環資源の輸 入量	百万 トン	4.3	4.5	5.6	5.7	5.4	5.4	5.9	+37%
隠れたフロー を考慮した金 属資源の TMRベース の循環利用率	%	—	35.0	35.4	36.1	37.0	37.3	36.6	—
廃棄物部門由 来の温室効果 ガス排出量等	万ト ン CO2	4,674	4,354	3,793	3,716	3,857	3,733	3,744	▲20%
廃棄物の原燃 料・廃棄物発 電等への活用 による他部門 での温室効果 ガスの削減量	万ト ン CO2	855	1,503	1,655	1,742	1,828	1,883	1,940	+227%

(1) 一次資源等価換算した資源生産性

一次資源等価換算した資源生産性は、平成 25 年度で約 24.6 万円/トン（平成 12 年度約 19.4 万円/トン）であり、平成 12 年度に比べ約 27%上昇していますが、平成 23 年度以降は減少傾向にあります。



※1 一次資源等価換算した資源生産性=GDP/一次資源等価換算した天然資源等投入量

※2 平成 12、17、23 年は総務省「平成 12-17-23 年接続産業連関表」を、平成 24、25 年は経済産業省「産業連関表（延長表）」を用いて推計を行った。いずれも平成 23 年基準を用いた。

図 18 一次資源等価換算した資源生産性の推移

(2) 化石系資源に関する資源生産性

化石系資源に関する資源生産性は、平成 26 年度で約 103 万円/トン（平成 12 年度約 97 万円/トン）であり、平成 12 年度と比べ約 6%上昇していますが、近年はほぼ横ばいとなっています。

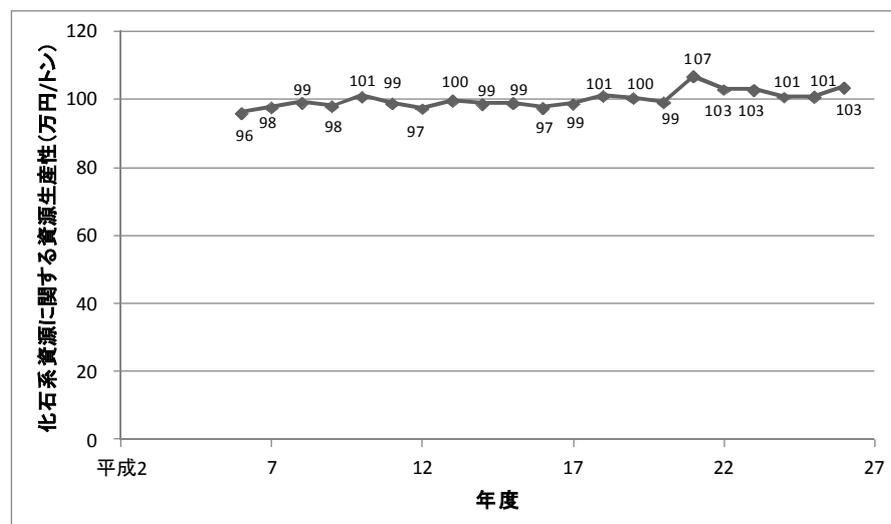
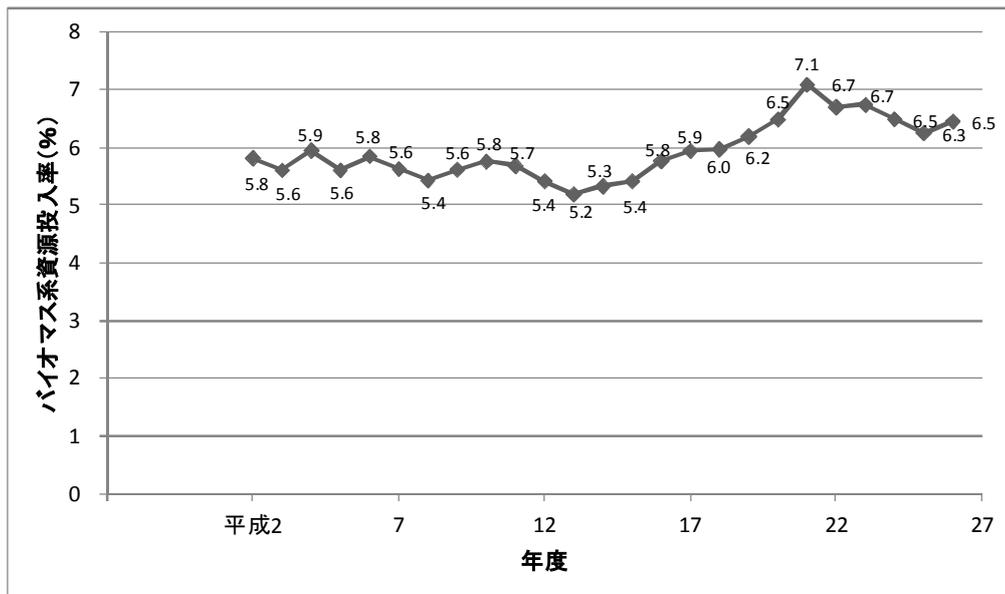


図 19 化石系資源に関する資源生産性の推移

(3) バイオマス系資源投入量

バイオマス系資源（国内）投入率は、平成 26 年度で約 6.5%（平成 12 年度約 5.4%）であり、平成 12 年度と比べ約 1.0 ポイント上昇しています。

平成 22 年度以降は分子の国内のバイオマス系資源の投入量は微減傾向になっていましたが、平成 26 年度に増加に転じています。また、分母の天然資源等投入量も平成 26 年度は減少したため、バイオマス系資源投入率は平成 26 年度に増加に転じています。



※ バイオマス系資源投入率＝国内のバイオマス系天然資源等投入量/天然資源等投入量

図 20 バイオマス系資源投入率の推移

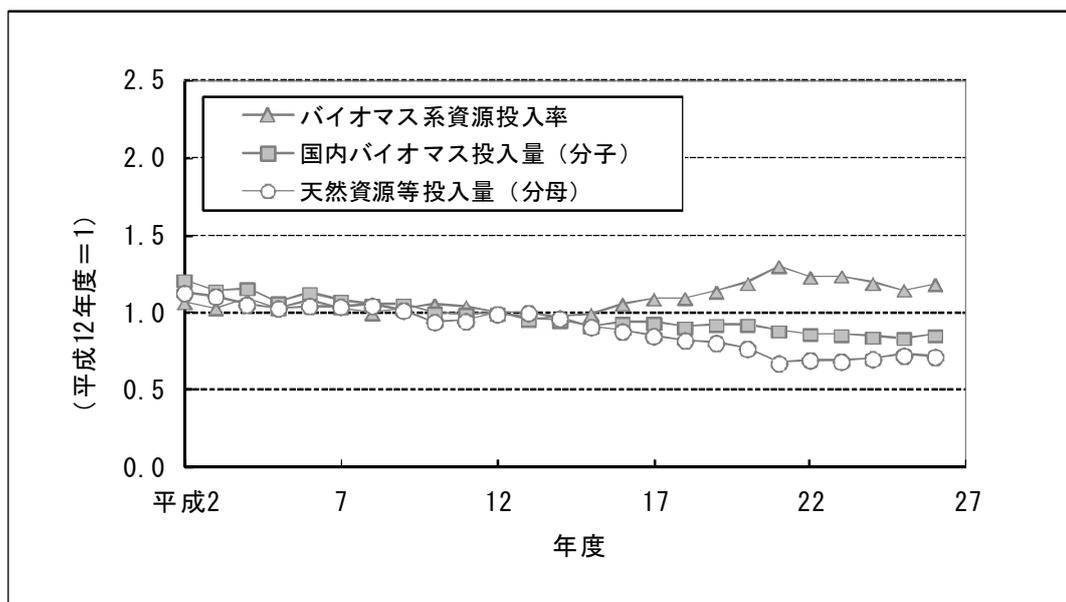
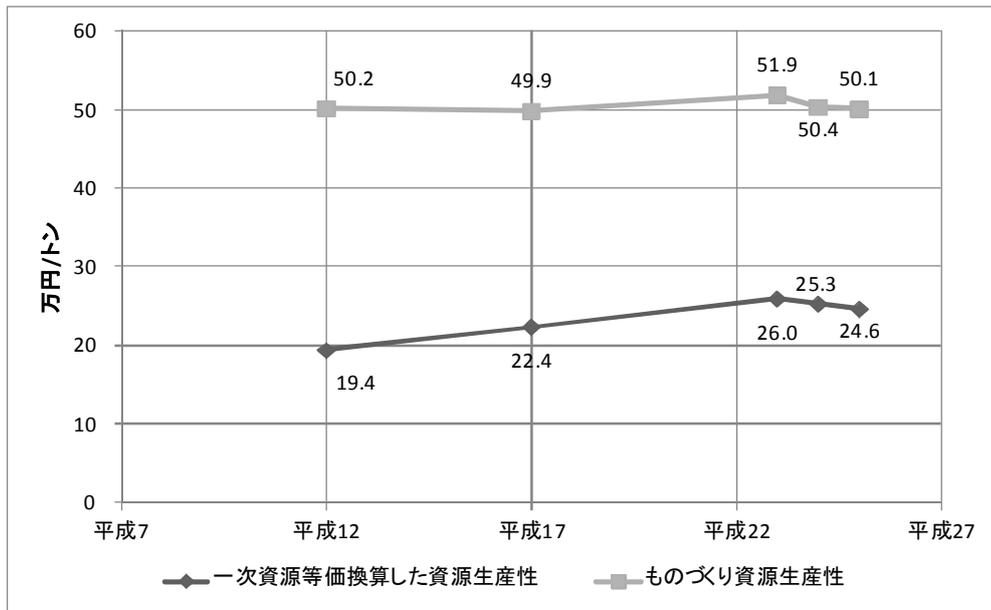


図 21 バイオマス系資源投入率、国内バイオマス投入量、天然資源等投入量の推移

(4) ものづくりの資源生産性・産業分野別の資源生産性

ものづくりの資源生産性は、平成 25 年度で約 50.1 万円/トン（平成 12 年度約 50.2 万円/トン）であり、横ばいとなっています。

平成 12 年以降の産業分野別の資源生産性の推移を見ると、各種製造業や建設業（公共事業、その他建設）の資源生産性は増加していますが、平成 23 年以降は繊維製品や医療・保健・社会保障・介護などの一部の業種を除いて横ばいあるいは減少に転じている業種もみられます。



※1 ものづくりの資源生産性＝第 2 次産業の最終需要額/第 2 次産業の一次資源等価換算した天然資源等投入量（土石系資源を除く）

※2 平成 12、17、23 年は総務省「平成 12-17-23 年接続産業連関表」を、平成 24、25 年は経済産業省「産業連関表（延長表）」を用いて推計を行った。いずれも平成 23 年基準を用いた。

図 22 ものづくりの資源生産性の推移

表 4 産業分野別資源生産性の推移

資源生産性(最終需要/DMI)[万円/トン]	部門別	単位	平成12	平成17	平成23	平成24	平成25
1	農林水産業	万円/トン	11.6	11.5	11.4	11.6	11.6
2	鉱業	万円/トン	-0.4	-0.5	-0.2	0.3	0.2
3	食料品・飲料・飼料・肥料・たばこ	万円/トン	28.2	28.1	27.6	28.0	27.6
4	繊維製品	万円/トン	86.5	112.5	128.7	133.5	135.9
5	木材・家具	万円/トン	36.7	40.2	39.8	40.8	40.8
6	紙・印刷・出版	万円/トン	28.1	37.2	38.9	35.2	37.1
7	化学製品	万円/トン	23.7	27.0	30.4	32.8	32.1
8	石油・石炭製品	万円/トン	10.5	10.2	11.0	11.3	11.2
9	窯業土石	万円/トン	3.2	3.2	3.5	3.2	3.3
10	金属	万円/トン	14.5	13.2	12.3	12.3	12.3
11	機械	万円/トン	36.5	41.4	42.2	41.5	42.4
12	その他製造業	万円/トン	25.5	43.3	47.3	52.5	53.0
13	公共事業	万円/トン	4.2	4.7	5.9	6.2	6.3
14	その他建設	万円/トン	11.9	13.7	14.8	15.1	15.6
15	電力・ガス・水道	万円/トン	15.9	13.5	11.3	10.1	9.6
16	運輸	万円/トン	65.5	70.5	80.8	74.8	79.3
17	医療・保健・社会保障・介護	万円/トン	85.1	96.4	104.9	109.1	107.3
18	その他	万円/トン	122.4	130.1	128.1	122.1	122.5

※1 本推計結果は各産業の推移を見る上では有効であるが、産業間の比較を行うことができるものではない。

※2 平成 12、17、23 年は総務省「平成 12-17-23 年接続産業連関表」を、平成 24、25 年は経済産業省「産業連関表（延長表）」を用いて推計を行った。いずれも平成 23 年基準を用いた。

※3 分子に最終需要額を用いているため、部門によっては負値になる場合がある。

(5) 循環資源の輸出入量

循環資源の輸出量は、平成 27 年で約 30 百万トン(平成 12 年で約 7 百万トン)であり、平成 12 年と比較すると約 4 倍に大きく増加しています。内訳をみると、平成 12 年と比べ、古紙、鉄鋼くず、鋳さい・灰等、プラスチックくずが大きく増加しています。

循環資源の輸入量は、平成 27 年で約 5 百万トン(平成 12 年で約 4 百万トン)となっており、平成 17 年以降増加傾向にありましたが近年は横ばいとなっています。

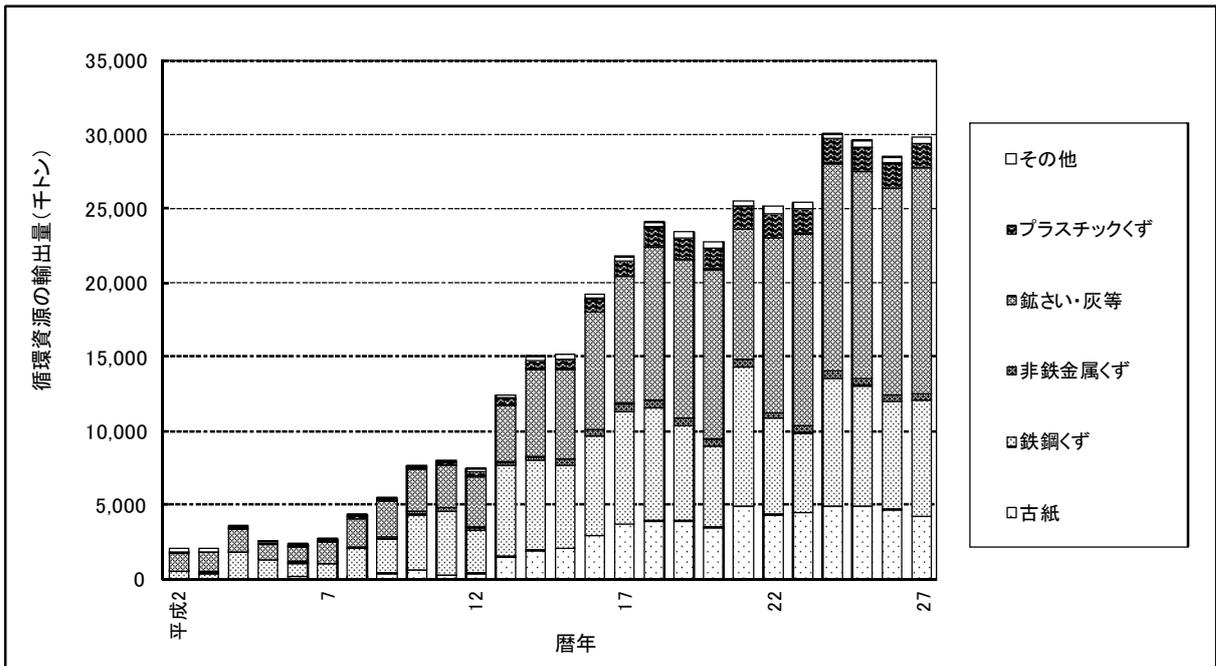


図 23 循環資源の輸出量の推移

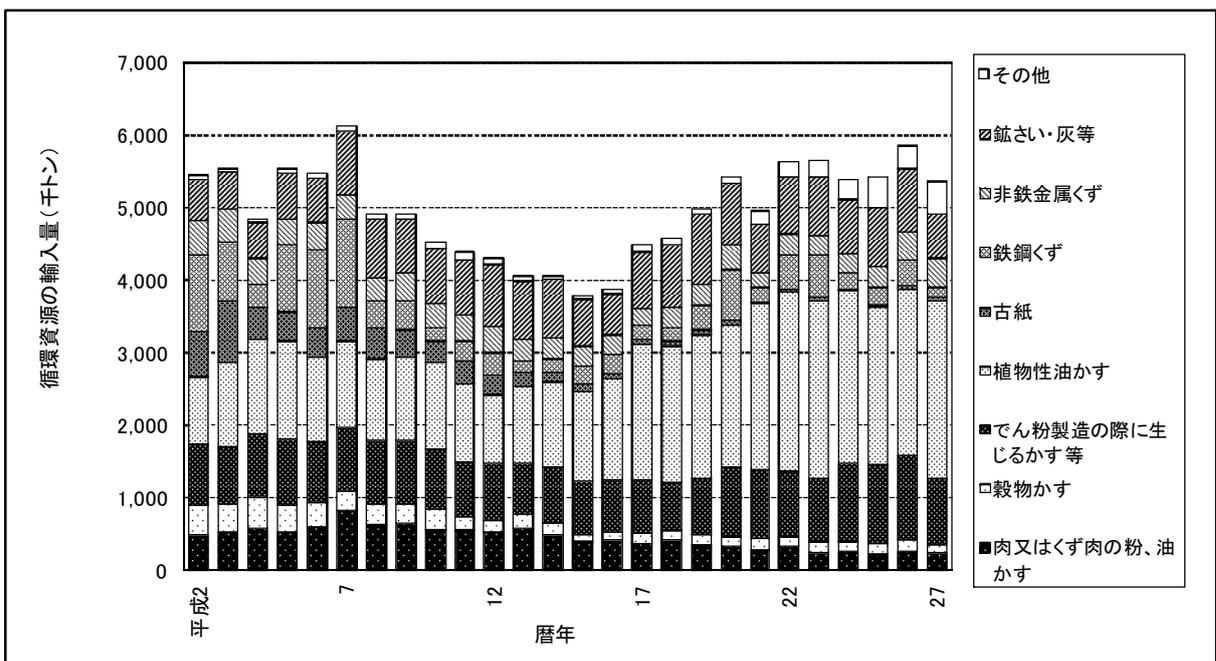


図 24 循環資源の輸入量の推移

(6) 隠れたフローを考慮した金属資源の TMR¹ベースの循環利用率

TMR 係数の大きなパラジウム、プラチナ、金のリサイクル率が高まったことにより、純金属量ベースの循環利用率は減少傾向にある中で隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率は平成 22 年度以降上昇傾向になっていますが、平成 26 年度に減少に転じており、約 36.6%となっています。

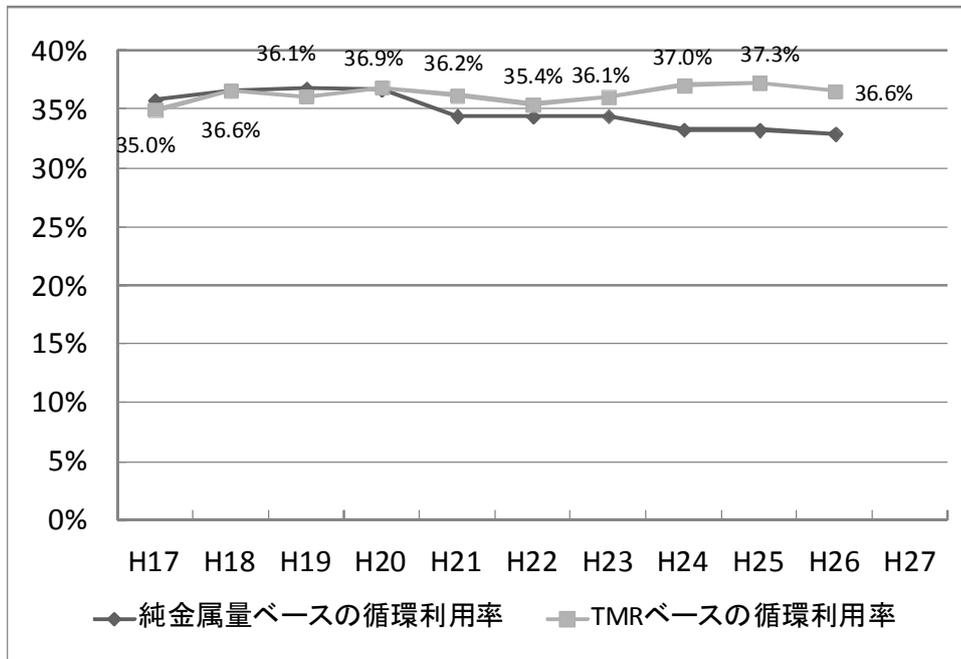


図 25 隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率の推移

¹ TMR：関与物質総量（Total Material Requirement）。資源の採取・採掘に当たり、当該資源に付随して発生する鉱石・土砂等の「隠れたフロー」を含めた、当該物質の採取・採掘に関与した物質の総量。

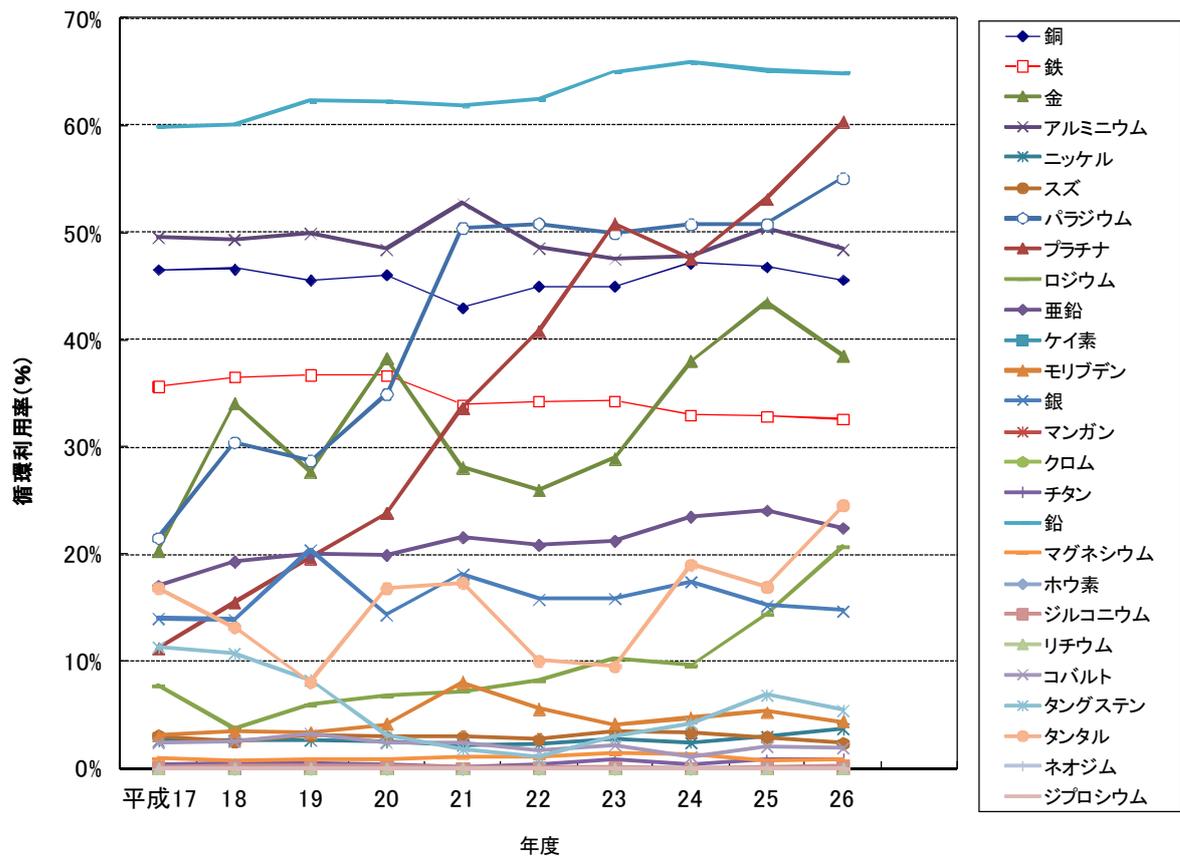


図 26 金属資源別の循環利用率の推移

(7) 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等

廃棄物部門由来の温室効果ガス(GHG)排出量は、平成26年度に約37.4百万トンCO₂(平成12年度約46.7百万トンCO₂)であり、平成12年度と比較すると約20%減少していますが、平成21年以降は横ばいとなっています。

一方、廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことにより廃棄物部門以外で削減された温室効果ガス排出量は、平成26年度で約19.4百万トンCO₂であり、平成12年度と比べた場合には、約2.3倍と着実に増加したと推計されます。

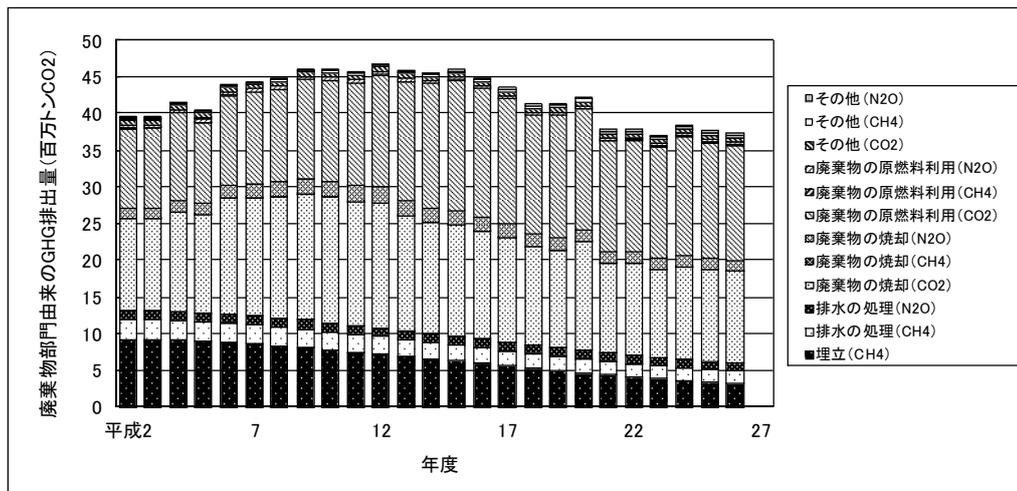


図 27 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の推移

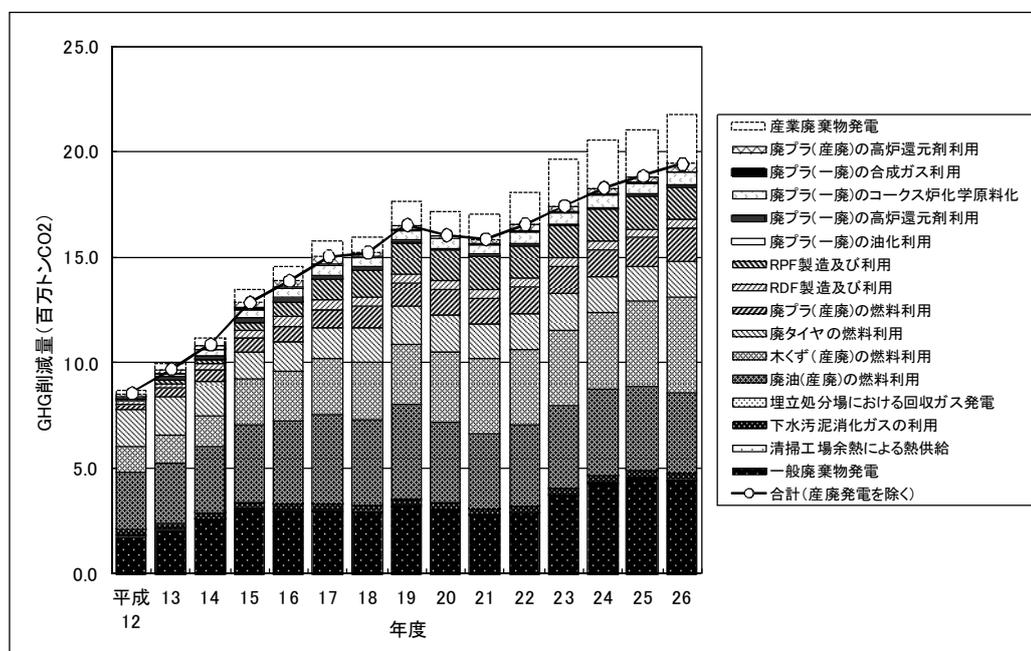


図 28 廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量

※産業廃棄物発電は各種産廃熱利用と重複しているが、その重複分の排除が困難であることから、産業廃棄物発電による削減量は参考値として扱うこととし、温室効果ガス削減量の合計値には含めていない。

第2節 取組指標に関する目標に向けた進捗状況

第三次循環基本計画において設定されている取組指標の目標を設定する指標及び推移をモニターする指標は、以下のとおりです。

表 5 目標を設定する指標

	指標	平成 32 年度目標	長期的な傾向 ²	短期的な動向 ³
入口	(1) ア 一般廃棄物の減量化	平成 12 年度比約 25%減少※1	 ※2	 ※2
	イ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	平成 12 年度比約 25%減少	 ※2	 ※2
	ウ 事業系ごみ排出量	平成 12 年度比約 35%減少	 ※2	 ※2
循環	—	—	—	—
出口	(2) 電子マニフェストの普及率	50% (平成 28 年度目標)		
その他	各主体の取組に着目した指標			
	国民			
	ア 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	約 90%	—	—
	イ 具体的な 3R 行動の実施率	平成 24 年度の世論調査から約 20%上昇	—	—
	事業者等			
	(4) 循環型社会ビジネス市場規模	66 兆円 (平成 12 年度の約 2 倍)		
国				
(5) 各種リサイクル法の目標達成状況	(省略)	—	—	

※1：計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を 1 人 1 日当たりに換算
 ※2：排出量で比較したときの傾向・動向

² 直近 10 年間（あるいは平成 12 年以降の最古値から最新値まで）のトレンドの傾き。青色は望ましい傾向、黄色は変化のない傾向、赤色は望ましくない傾向を示す。10 年間の変化量が 10%未満は変化なし（黄色）とみなしている。

³ 「前々年値と前年度の平均値」から「前年値と最新年値の平均値」の増減。青色は望ましい傾向、黄色は変化のない傾向、赤色は望ましくない傾向を示す。変化量が 1%未満は変化なし（黄色）とみなしている。

表 6 推移をモニターする指標

区分	指標	長期的な傾向	短期的な動向
入口	(1) 国民一人当たりの資源消費量		
	(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率	—	—
	(3) 耐久消費財の平均使用年数	—	—
	(4) 2Rの取組状況		
	ア レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）		
	イ 詰替・付替製品の出荷率		
	ウ びんのリユース率の推移	—	—
	エ リユース・シェアリング市場規模	—	—
循環	(5) 一般廃棄物のリサイクル率		
	(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合	—	※3
	(7) 廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況		
	ア 発電施設数		
	イ 発電設備容量		
	ウ 総発電量		
	エ 熱利用施設数	※4	※4
オ 総熱利用量	—	—	
出口	(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数	※5	※5
	(9) 不法投棄の発生件数・投棄量		※6
その他	領域に着目した指標		
	(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組		
	ア 地方公共団体による循環基本計画の策定数	—	—
	イ 地域循環圏形成のための取組数	—	—
	(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数	—	—

区分	指標	長期的な傾向	短期的な動向
	各主体の取組に着目した指標		
	事業者等		
	(12) 環境マネジメント等の実施		
	ア グリーン購入実施率	—	 ※7
	イ 環境マネジメントシステムの認証取得件数		
	ISO14001 の認証取得件数		
	エコアクション 21 の認証取得件数		
	ウ 環境報告書の公表・環境会計の実施率		
	環境報告書の公表	 ※7	 ※7
	環境会計の実施	 ※7	 ※7
	エ 製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況	—	—
	オ 資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数	—	—

※3：実施中の地方公共団体数の傾向・動向。毎年 4 月時点で比較したもの。平成 27 年度のみ未回答団体あり。

※4：ごみ焼却施設の熱利用施設数の傾向・動向。ごみ焼却施設全体の減少に伴って熱利用施設も減少しているが、一方で発電施設は増加している。すなわち、熱利用施設数の減少が熱利用の取組の後退を示している訳ではない点に留意が必要。

※5：毎年 4 月時点で比較したときの傾向・動向。累積値。

※6：不法投棄の投棄量で比較した場合。投棄件数で比較すると、長期・短期共に減少しているが、投棄量は平成 27 年度の大規模事案により増加。

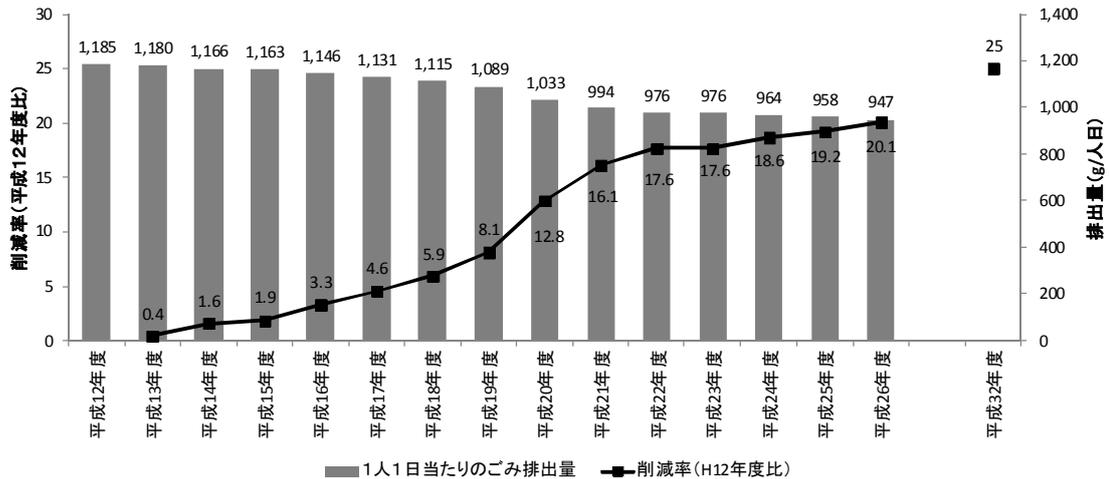
※7：上場企業と非上場企業の合計での傾向・動向。平成 24 年度からはアンケート調査手法が異なる。

1 目標を設定する指標

(1) 一般廃棄物の減量化

ア 1人1日当たりのごみ排出量

平成26年度の1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当りに換算）は947グラムで、平成12年度比では20.1%削減されました。平成12年度比25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。

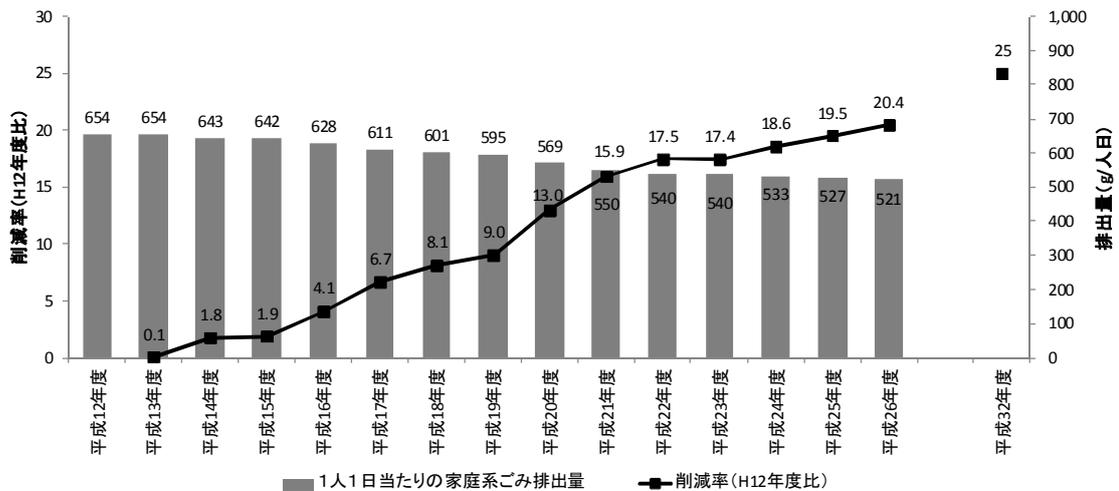


出典：「日本の廃棄物処理」（毎年度）（環境省）の「ごみ排出状況」の「1人1日当たりのごみ排出量」
※災害廃棄物分は除く

図 29 1人1日当たりのごみ排出量の推移

イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭から排出された1人1日当たりのごみの量（集団回収量、資源ごみ等を除く）は、平成26年度に521グラムと平成12年度比20.4%の削減となりました。平成12年度比25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。

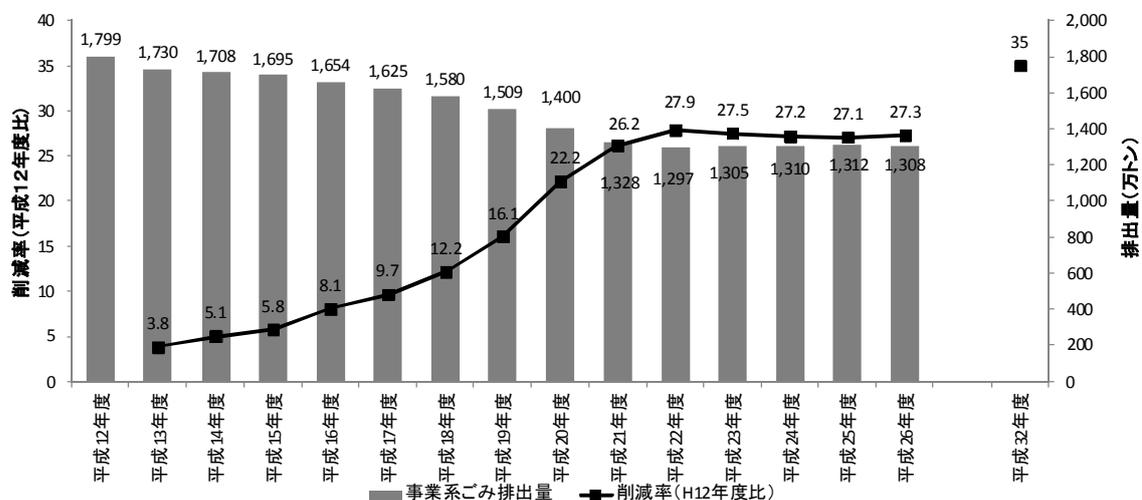


出典：「日本の廃棄物処理」（毎年度）（環境省）の「ごみ排出状況」の「うち家庭排出ごみ」を「総人口」及び「365日」あるいは「366日」で割った値

図 30 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

ウ 事業系ごみ排出量

「総量」で把握する事業系ごみについては、平成 26 年度に 1,308 万トンとなり、平成 12 年度比で 27.3%削減されていますが、近年は横ばい傾向となっており、更なる取組が必要となっています。

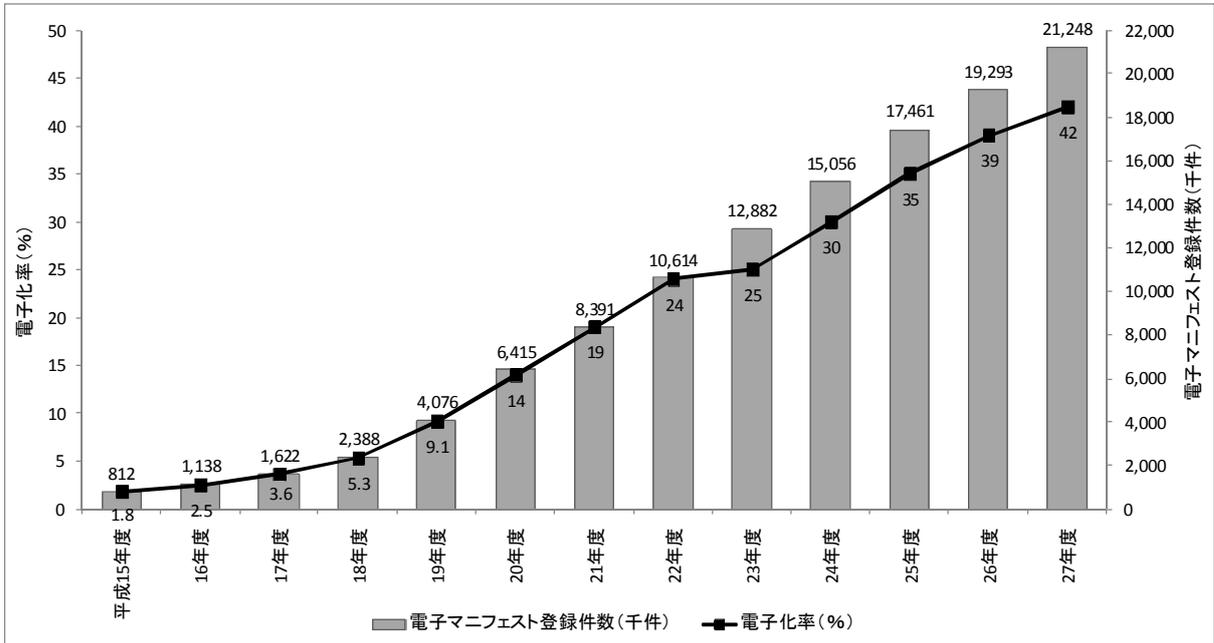


出典：「日本の廃棄物処理」(毎年度)(環境省)の「ごみ排出状況」の「事業系ごみ」

図 31 事業系ごみ排出量の推移

(2) 電子Manifestの普及率

電子Manifestの普及率（電子化率）は、年々増加しており、平成23年度以降は約5%ずつ増加し、平成27年度に42%となりました。平成28年度50%という目標に向かって推移しています。



出典:「電子Manifest登録件数及び電子化率」(毎年度)(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)

図 32 電子Manifestの普及率の推移

(3) 循環型社会に関する意識・行動

国民の循環型社会形成に対する意識・行動の変化については、インターネットによるアンケート調査によって把握しました（回答数 1,098）。

なお、経年変化を見るため、設問及び選択肢はできるだけ変えずに調査を実施（一部設問は選択肢の変更等を実施）し、回答者の属性については、国勢調査の結果に近くなるよう考慮しました。

インターネット調査であり、定点調査でないこと等を考慮し、大きな傾向を把握するという観点から変化を見ていくこととします。

表 7 循環型社会形成に向けた意識・行動調査の調査概要

	調査方法	調査期間	調査対象	居住地域	有効回答数
平成 19 年度	インターネット調査	平成 19 年 8 月 ～9 月中旬	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,232 名
平成 20 年度	インターネット調査	平成 20 年 9 月 11 日 ～9 月 16 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,055 名
平成 21 年度	インターネット調査	平成 21 年 11 月 12 日 ～11 月 14 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,000 名
平成 22 年度	インターネット調査	平成 22 年 11 月 11 日 ～11 月 13 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,000 名
平成 23 年度	インターネット調査	平成 23 年 11 月 14 日 ～11 月 15 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,096 名
平成 25 年度	インターネット調査	平成 26 年 2 月 28 日 ～3 月 3 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,097 名
平成 26 年度	インターネット調査	平成 26 年 11 月 19 日 ～11 月 21 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,097 名
平成 27 年度	インターネット調査	平成 27 年 11 月 24 日 ～年 11 月 27 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,097 名
平成 28 年度	インターネット調査	平成 27 年 11 月 2 日 ～年 11 月 3 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 27 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,098 名

※平成 19 年度は、インターネット調査の他に、郵送調査を実施（回収回答数 481 人、有効回答数 441 人）し、今後インターネット調査に切り替え可能かの調査を行っている。

(参考) 循環型社会形成に向けた意識・行動調査の回答者属性

	平成 19 年度調査				平成 20 年度調査			
性別	男性 50.7%	女性 49.3%	男性 48.6%	女性 51.4%	男性 48.6%	女性 51.4%	男性 48.6%	女性 51.4%
年齢	20 歳代 15.7%	30 歳代 18.6%	20 歳代 17.2%	30 歳代 16.7%	20 歳代 17.2%	30 歳代 16.7%	40 歳代 16.9%	50 歳代 17.3%
	40 歳代 15.6%	50 歳代 19.0%	40 歳代 16.9%	50 歳代 17.3%	40 歳代 16.9%	50 歳代 17.3%	60 歳代 15.9%	70 歳以上 16.0%
	60 歳代 15.4%	70 歳以上 15.7%	60 歳代 15.9%	70 歳以上 16.0%	60 歳代 15.9%	70 歳以上 16.0%	60 歳代 15.9%	70 歳以上 16.0%
居住地域	北海道 4.3%	東北 7.5%	北海道 5.8%	東北 7.3%	北海道 5.8%	東北 7.3%	関東 33.5%	中部 18.9%
	関東 29.8%	中部 17.1%	関東 33.5%	中部 18.9%	関東 33.5%	中部 18.9%	近畿 16.4%	中国 6.0%
	近畿 17.1%	中国 7.1%	近畿 16.4%	中国 6.0%	近畿 16.4%	中国 6.0%	四国 4.1%	九州・沖縄 9.8%
	四国 4.1%	九州・沖縄 12.9%	四国 2.5%	九州・沖縄 9.8%	四国 2.5%	九州・沖縄 9.8%	四国 2.5%	九州・沖縄 9.8%

	平成 21 年度調査				平成 22 年度調査			
性別	男性 50.0%	女性 50.0%			男性 46.8%	女性 53.2%		
年齢	20 歳代 16.6%	30 歳代 16.7%	40 歳代 16.7%	50 歳代 16.7%	20 歳代 9.1%	30 歳代 15.5%	40 歳代 16.8%	50 歳代 18.2%
	60 歳代 16.7%	70 歳以上 16.6%			60 歳代 21.5%	70 歳以上 18.9%		
居住地域	北海道 4.2%	東北 6.0%	関東 38.9%	中部 14.7%	北海道 5.3%	東北 4.2%	関東 41.1%	中部 15.1%
	近畿 21.6%	中国 5.0%	四国 2.2%	九州・沖縄 7.4%	近畿 17.8%	中国 5.6%	四国 2.1%	九州・沖縄 8.8%
	平成 23 年度調査				平成 25 年度調査			
性別	男性 48.4%	女性 51.6%			男性 48.4%	女性 51.6%		
年齢	20 歳代 13.6%	30 歳代 17.2%	40 歳代 16.0%	50 歳代 15.8%	20 歳代 13.6%	30 歳代 17.2%	40 歳代 16.0%	50 歳代 15.8%
	60 歳代 17.5%	70 歳以上 19.9%			60 歳代 17.5%	70 歳以上 19.9%		
居住地域	北海道 5.3%	東北 7.6%	関東 31.7%	中部 17.7%	北海道 5.3%	東北 7.6%	関東 31.7%	中部 17.7%
	近畿 15.9%	中国 6.6%	四国 4.0%	九州・沖縄 11.3%	近畿 15.9%	中国 6.6%	四国 4.0%	九州・沖縄 11.3%
	平成 26 年度調査				平成 27 年度調査			
性別	男性 48.1%	女性 51.9%			男性 48.1%	女性 51.9%		
年齢	20 歳代 13.2%	30 歳代 17.1%	40 歳代 16.0%	50 歳代 15.9%	20 歳代 13.2%	30 歳代 17.1%	40 歳代 16.0%	50 歳代 15.9%
	60 歳代 17.6%	70 歳以上 20.2%			60 歳代 17.6%	70 歳以上 20.2%		
居住地域	北海道 5.3%	東北 7.9%	関東 31.3%	中部 17.8%	北海道 5.3%	東北 7.9%	関東 31.3%	中部 17.8%
	近畿 15.9%	中国 6.4%	四国 4.0%	九州・沖縄 11.5%	近畿 15.9%	中国 6.4%	四国 4.0%	九州・沖縄 11.3%
	平成 28 年度調査							
性別	男性 48.3%	女性 51.7%						
年齢	20 歳代 12.3%	30 歳代 15.1%	40 歳代 17.9%	50 歳代 14.9%				
	60 歳代 17.4%	70 歳以上 22.4%						
居住地域	北海道 4.8%	東北 7.7%	関東 32.3%	中部 17.8%				
	近畿 15.9%	中国 6.4%	四国 3.7%	九州・沖縄 11.3%				

ア 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識

ごみ問題への関心度については、減少傾向にあり、平成 23 年度までは 80%以上の方が関心をもっていました。平成 28 年度は約 66%となっています。

3R の認知度についても、平成 19 年度以降増加傾向にありましたが、平成 23 年度の約 42%をピークに平成 25 年度以降は減少傾向に転じており、平成 28 年度は前年度よりは増加したものの約 37%となっています。

廃棄物の減量化や循環利用に対する意識は、ごみを少なくする配慮の意識が平成 23 年度以降は減少傾向にあり、平成 28 年度は約 57%となっています。

グリーン購入に関する意識については、平成 19 年度以降 80%を超えた高いレベルで推移していましたが、平成 25 年度以降少しずつ減少し、平成 28 年度は約 77%となっています。

総じて減少傾向がみられ、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識」に関する目標（90%）達成に向けての取組が必要となっています。

表 8 3R 全般に関する意識の変化

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ごみ問題への関心										
ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある	85.9 %	86.1 %	82.1 %	83.8 %	81.2 %		72.2 %	71.7 %	70.3 %	66.3 %
3R の認知度										
3R という言葉を（優先順位まで・言葉の意味まで）知っている	22.1 %	29.3 %	40.6 %	38.4 %	41.7 %		39.9 %	37.2 %	35.8 %	36.7 %
廃棄物の減量化や循環利用に対する意識										
ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心がけている	79.3 %	48.2 %*	70.3 %	71.7 %	67.0 %		59.7 %	59.6 %	57.8 %	56.9 %
ごみの問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買い、多くのものを捨てている	7.0%	3.8%	10.0 %	10.8 %	11.3 %		12.4 %	13.6 %	12.7 %	14.4 %
グリーン購入に対する意識										
環境にやさしい製品の購入を（いつも・できるだけ・たまに）心がけている	86.0 %	81.7 %	81.6 %	84.3 %	82.1 %		79.3 %	78.7 %	78.3 %	76.8 %
環境にやさしい製品の購入をまったく心がけていない	11.0 %	14.0 %	14.6 %	12.5 %	14.8 %		15.0 %	15.4 %	15.6 %	16.4 %

※平成 20 年度調査では「ある程度心がけている」（47.4%）という選択肢もあったことから、回答が分散したものと考えられる。

出典：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」平成 19 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 28 年度

イ 具体的な3R行動の実施率

全体的に、実施率が従来から高い行動は高い割合で、従来から低い行動は低い割合で推移しています。

具体的には、ごみの分別の実施、詰め替え製品の使用、マイバッグの持参・簡易包装の取組は高い割合で推移しています。しかし、取組を実施している人の割合の高い詰め替え製品の使用（66%）、マイバッグの持参・簡易包装の取組（66%）についても、「具体的な3R行動の実施率」の目標（平成24年度世論調査から約20%上昇、両項目とも約79%）の達成に向けての更なる取組が必要となっています。そのほか、再使用可能な容器を使った製品の購入（11%）やリサイクル品の購入（11%）などの取組については、低い水準で推移してきていることから、目標の達成に向けての取組が必要となっています。

表 9 3R に関する主要な具体的行動例の変化

ア（発生抑制（リデュース））

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24年度 世論調査	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
レジ袋をもらわないようにしたり（買い物袋を持参する）、簡易包装を店に求めている	45.2%	64.3%	69.1%	72.7%	68.9%	59.1%	65.7%	66.1%	64.4%	65.9%
詰め替え製品をよく使う	74.5%	74.2%	70.6%	74.7%	74.5%	59.2%	67.0%	69.4%	67.1%	65.9%
使い捨て製品を買わない	25.2%	19.0%	23.1%	24.2%	23.4%	28.1%	19.2%	20.7%	20.5%	19.9%
無駄な製品をできるだけ買わないよう、レンタル・リースの製品を使うようにしている	-	-	-	-	-	20.1%	13.3%	14.6%	12.9%	13.5%
簡易包装に取り組んでいたたり、使い捨て食器類（割り箸等）を使用していない店を選ぶ	11.5%	10.8%	13.5%	16.0%	13.7%	-	11.2%	9.7%	13.4%	10.3%
買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなど、の料理法（エコクッキング）の実践や消費期限切れなどの食品を出さないなど、食品を捨てないようにしている	-	-	-	-	-	55.8%	30.0%	32.1%	32.6%	31.6%
マイ箸を携帯し割り箸をもらわないようにしたり、使い捨て食器類（割り箸等）を使用していない店を選ぶ	6.9%	12.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
マイ箸を携帯している	-	-	9.8%	10.2%	9.0%	-	6.7%	6.3%	7.3%	6.1%
ペットボトルなどの使い捨て型飲料容器や、使い捨て食器類を使わないようにしている	-	-	23.0%	21.5%	20.5%	-	16.8%	16.0%	16.0%	15.9%

イ（再使用（リユース））

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24年度 世論調査	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
不用品を、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケット、インターネットオークションなどを利用して売っている	-	-	-	-	-	-	22.4%	25.2%	24.6%	20.2%
インターネットオークションに出品したり、落札したりするようにしている	23.9%	30.5%	28.4%	28.3%	17.9%	-	-	-	-	-
中古品を扱う店やバザーやフリーマーケット	22.5%	23.8%	21.0%	23.4%	20.4%	-	-	-	-	-
ビールや牛乳のびんなど再使用可能な容器を使った製品を買う	17.7%	10.0%	11.7%	10.1%	12.5%	23.4%	11.8%	10.8%	12.1%	11.1%

ウ（再生利用（リサイクル））

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24年度 世論調査	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
家庭で出たごみはきちんと種類ごとに分別して、定められた場所に出している	86.1%	85.1%	84.7%	90.6%	87.5%	-	84.0%	82.0%	80.4%	80.2%
リサイクルしやすいように、資源ごみとして回収されるびんなどは洗っている	69.9%	67.8%	71.1%	72.8%	71.0%	-	64.1%	66.4%	63.4%	63.9%
スーパーのトレイや携帯電話など、店頭回収に協力している	45.8%	41.4%	-	-	-	-	-	-	-	-
トレイや牛乳パックなどの店頭回収に協力している	-	-	47.5%	44.3%	48.5%	-	42.2%	43.9%	42.9%	39.5%
携帯電話などの小型電子機器の店頭回収に協力している	-	-	20.5%	20.4%	19.4%	26.2%	21.7%	22.6%	20.8%	18.9%
再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している	19.9%	14.1%	14.6%	12.9%	13.6%	20.7%	11.4%	12.7%	11.1%	11.1%

出典：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」

（平成 19 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 28 年度）

内閣府「環境問題に関する世論調査」（平成 24 年 6 月）

※世論調査の値は、設問・選択肢の文章が完全に一致はしていない項目もあるが、類似・同一内容の設問で比較。

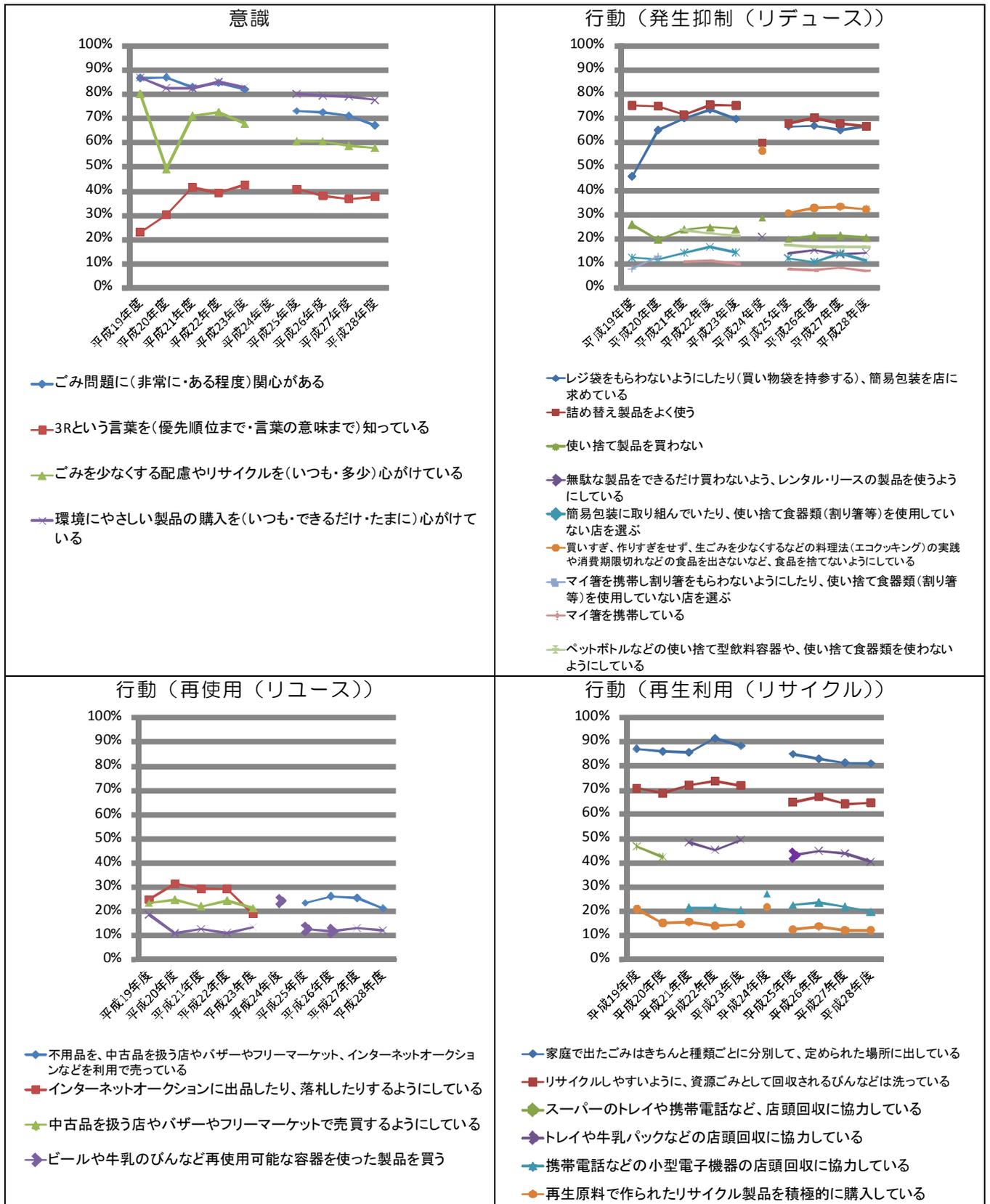


図 33 循環型社会に関する意識・行動の変化

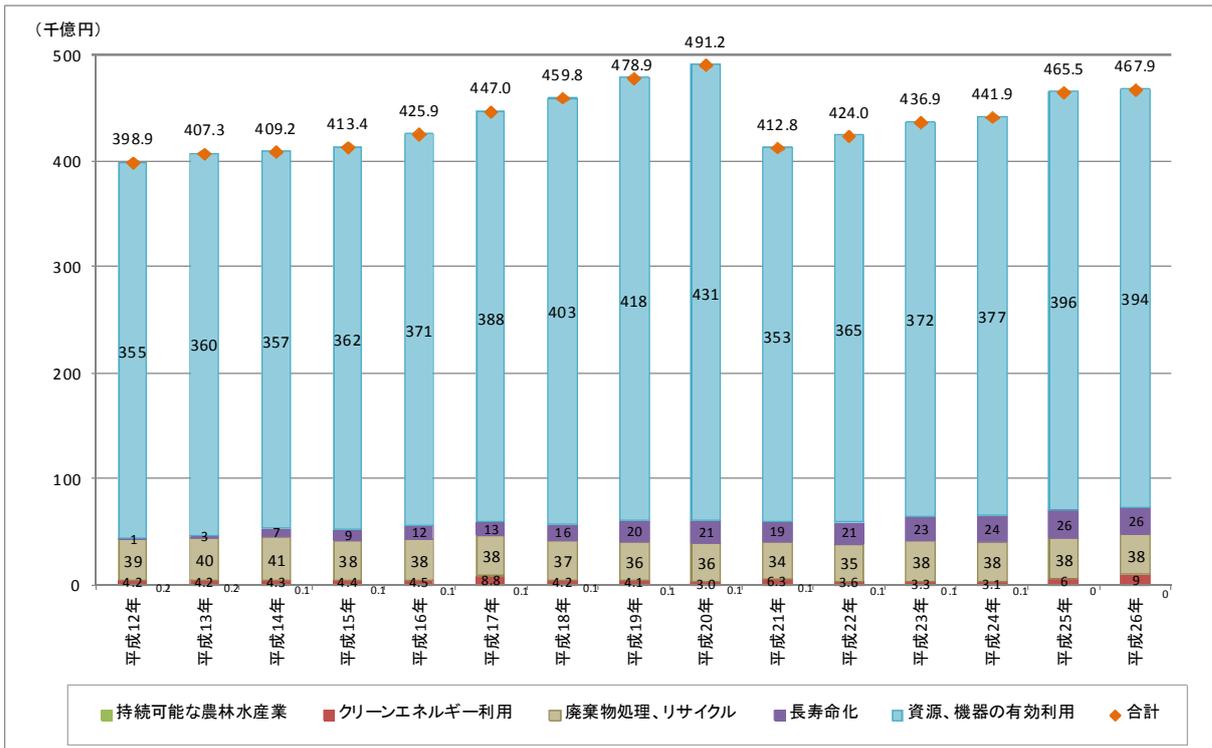
出典：平成 19 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 28 年度：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」（平成 19 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 28 年度）

平成 24 年度：内閣府「環境問題に関する世論調査」（平成 24 年 6 月）

※世論調査の値は、設問・選択肢の文章が完全に一致はしていない項目もあるが、類似・同一内容の設問で比較。

(4) 循環型社会ビジネス市場規模

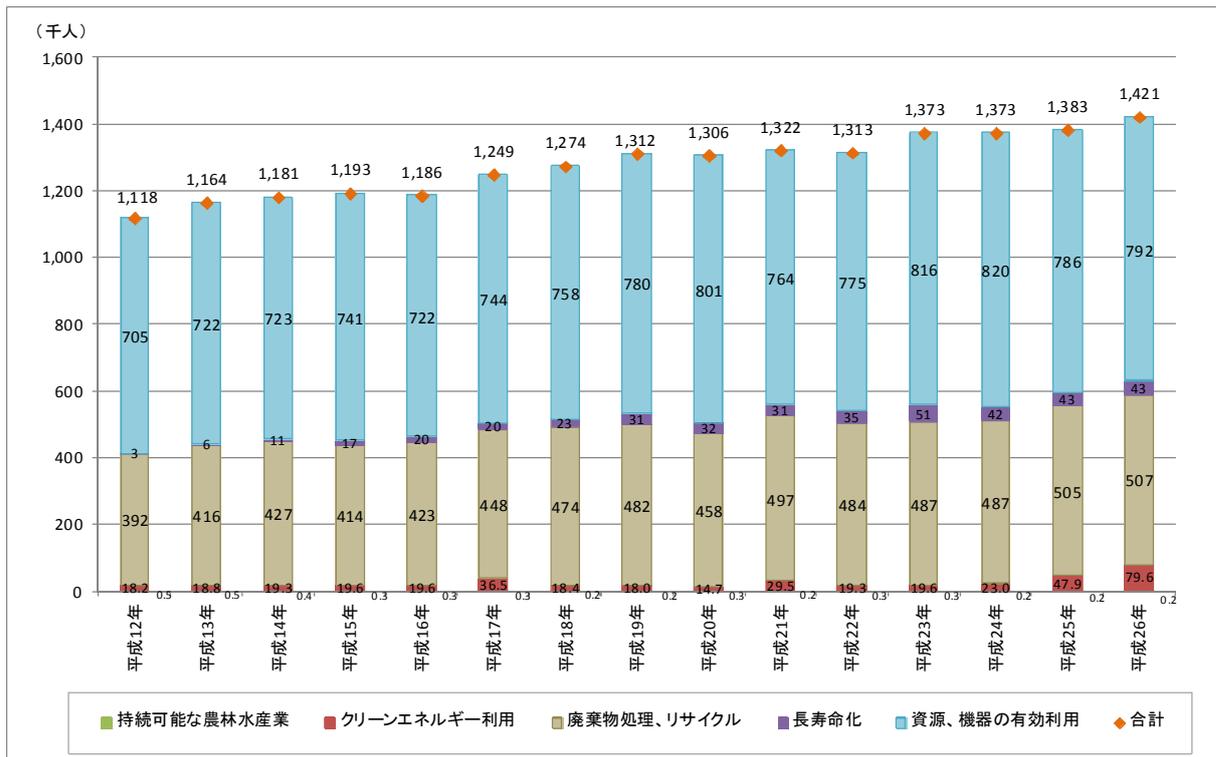
平成26年における循環型社会ビジネス市場の市場規模は、目標の基準年である平成12年の約1.2倍となっています。市場規模は、平成20年までは増加傾向にあったものの景気後退の影響を受け平成21年に大きく減少しましたが、その後少しずつ増加しており、回復傾向にあります。また、雇用規模は平成12年の約1.3倍となっています。ただ、循環型社会ビジネス市場規模の目標は、平成32年度において平成12年度の約2倍としており、達成に向けての取組が必要となっています。



出典：「環境産業の市場規模・雇用規模」（毎年）（環境省）のうち、循環産業に関わると考えられる部分(※)のみを抽出・合算

図 34 循環型社会ビジネス市場規模の推移及び内訳

【参考】



出典：「環境産業の市場規模・雇用規模」（毎年）（環境省）のうち、循環産業に関わると考えられる部分（※）のみを抽出・合算

図 35 循環型社会ビジネス雇用規模の推移

【※循環型社会ビジネス市場規模・雇用規模として抽出している項目】

バイオマスエネルギー利用施設、新エネ売電ビジネス、最終処分場遮水シート、生ごみ処理装置、し尿処理装置、廃プラの高炉還元・コークス炉原料化設備、RDF 製造装置、RDF 発電装置、RPF 製造装置、都市ごみ処理装置、事業系廃棄物処理装置、ごみ処理装置関連機器、処分場建設、焼却炉解体、リサイクルプラザ、エコセメントプラント、PCB 処理装置、一般廃棄物の処理に係る処理費（収集、運搬）、一般廃棄物の処理に係る処理費（中間処理）、一般廃棄物の処理に係る処理費（最終処分）、一般廃棄物の処理に係る委託費（収集、運搬）、一般廃棄物の処理に係る委託費（中間処理）、一般廃棄物の処理に係る委託費（最終処分）、一般廃棄物の処理に係る委託費（その他）、し尿処理、産業廃棄物処理、容器包装再商品化 1、容器包装再商品化 2、廃家電リサイクル（冷蔵庫）、廃家電リサイクル（洗濯機）、廃家電リサイクル（テレビ）、廃家電リサイクル（エアコン）、廃自動車リサイクル、廃パソコンリサイクル、廃棄物管理システム、小型家電リサイクル、再資源の商品化（廃プラスチック製品製造業）、再資源の商品化（更正タイヤ製造業）、再資源の商品化（再生ゴム製造業）、再資源の商品化（鉄スクラップ加工処理業）、再資源の商品化（非鉄金属第二次精錬・精製業）、PET ボトル再生繊維、生ごみ肥料化・飼料化、RPF、パルプモールド、石炭灰リサイクル製品、再生砕石、動脈産業での廃棄物受入（鉄鋼業）、動脈産業での廃棄物受入（セメント製造業）、動脈産業での廃棄物受入（紙製造業）、動脈産業での廃棄物受入（ガラス容器製造業）、レアメタルリサイクル、資源回収、中古自動車小売業、中古品流通（骨董品を除く）、中古品流通（家電）、リターナブルびんの生産、リターナブルびんのリユース、中古住宅流通、エコマーク認定文房具、電子書籍、リペア、自動車整備（長期使用に資するもの）、建設リフォーム・リペア、インフラメンテナンス、産業機械リース、工作機械リース、土木・建設機械リース、医療用機器リース、自動車リース、商業用機械・設備リース、サービス業機械設備リース、その他の産業用機械・設備リース、電子計算機・同関連機器リース、通信機器リース、事務用機器リース、その他リース、産業機械レンタル、工作機械レンタル、土木・建設機械レンタル、医療用機器レンタル、自動車レンタル、商業用機械・設備レンタル、サービス業用機械・設備レンタル、その他の産業用機械・設備レンタル、電子計算機・同関連機器レンタル、通信機器レンタル、事務用機器レンタル、その他レンタル、エコカーレンタル、カーシェアリング、シェアリングエコノミー、100 年住宅、スケルトン・インフィル住宅、非木材紙

(5) 各種リサイクル法の目標達成状況

各種リサイクル法の達成状況は以下のとおりとなっています。

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下、「家電リサイクル法」という。）は平成 26 年度に政令を改正し、再商品化率を引き上げるとともに、同年度、基本方針を改正し、新たに廃家電の回収率目標を設定しました。平成 27 年度の回収率は 52.2%となっており、基準年度である平成 25 年度と比較して 3.2 ポイント上昇しています。また、再商品化率は、全品目とも、目標値を上回っています。食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下、「食品リサイクル法」という。）は、平成 27 年度に新たな基本方針を策定し、新しい再生利用等実施率目標を設定しました。食品製造業は再生利用等実施率目標を達成しているものの、食品卸売業は目標 70%に対して 57%、食品小売業は目標 55%に対して 46%、外食産業は目標 50%に対して 24%と川下に至るほど低下しており、再生利用等実施率向上に向けた更なる取組が必要となっております。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下、「建設リサイクル法」という。）は、平成 26 年度に国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」を策定し、同計画において個別品目毎の平成 30 年度目標値を設定し、同目標値の達成に向けて取り組んでいます。使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下、「自動車リサイクル法」という。）は、平成 27 年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率がそれぞれ 96.5%～98.8%及び 93%～94%と、引き続き自動車リサイクル法に基づく目標を大幅に超過して達成しています。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下、「容器リサイクル法」という。）は、平成 28 年度に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合で取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、再生材の質を重視した入札制度の見直し等が提言されました。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」）は、平成 25 年度から施行され、有用金属等の資源確保、廃棄物の減量化、有害物管理を目的に、基本方針に回収目標量を設定しました。平成 27 年度の回収量は、目標値である 14 万トンに対して、6.62 万トンであり、小型家電回収量の拡大に向けた更なる取組が必要となっております。

表 10 各種リサイクル法の目標達成状況

法律	対象	単位	目標値	実績値
家電リサイクル法	エアコン	再商品化率	80% (平成 27 年度～)	93% (平成 27 年度)
	ブラウン管式テレビ		55%	73%

法律	対象	単位	目標値	実績値
			(平成 27 年度～)	(平成 27 年度)
	液晶・プラズマ式 テレビ		74% (平成 27 年度～)	89% (平成 27 年度)
	冷蔵庫・冷凍庫		70% (平成 27 年度～)	82% (平成 27 年度)
	洗濯機・衣類乾燥 機		82% (平成 27 年度～)	90% (平成 27 年度)
	全品目合計	回収率	56% (平成 30 年度)	52.2% (平成 27 年度)
食品リ サイクル 法	食品製造業	再生利用等 の実施率	95% (平成 31 年度)	95% (平成 26 年度)
	食品卸売業		70% (平成 31 年度)	57% (平成 26 年度)
	食品小売業		55% (平成 31 年度)	46% (平成 26 年度)
	外食産業		50% (平成 31 年度)	24% (平成 26 年度)
建設リ サイクル 法(※)	再資源化率	アスファルト・コンク リート塊	99% 以上 (平成 30 年度)	99.5% (平成 24 年度)
		コンクリート塊	99% 以上 (平成 30 年度)	99.3% (平成 24 年度)
	再資源化・縮減率	建設発生木 材	95%以上 (平成 30 年度)	94.4% (平成 24 年度)
		建設汚泥	90%以上 (平成 30 年度)	85.0% (平成 24 年度)
		建設混合廃 棄物	60%以上 (平成 30 年度)	58.2% (平成 24 年度)
	排出率	建設混合廃 棄物	3.5%以下 (平成 30 年度)	3.9% (平成 24 年度)
	再資源化・縮減率	建設廃棄物 全体	96%以上 (平成 30 年度)	96.0% (平成 24 年度)
	建設発生土有効 利用率	建設発生土	80%以上 (平成 30 年度)	—
自動車 リサイ クル法	自動車破碎残さ	再資源化率	50% (平成 22 年度～) 70% (平成 27 年度～)	96.5～98.8% (平成 27 年度)

法律	対象	単位	目標値	実績値
	エアバッグ類		85% (－)	93～94% (平成 27 年度)
小型家電リサイクル	小型家電	回収量	14万トﾝ／年 (平成 27 年度)	6.62万トﾝ／年 (平成 27 年度)

出典：家電リサイクル法：電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会 循環型社会部会 家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合（第 35 回）「家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について」（再商品化率の原典は家電メーカー各社及び一般財団法人家電製品協会の公表値）

食品リサイクル法：「平成 26 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率（推計値）」（農林水産省）

建設リサイクル法：「建設副産物実態調査」（国土交通省）、
「建設リサイクル推進計画 2014」（国土交通省）
※国土交通省所管工事分に限る

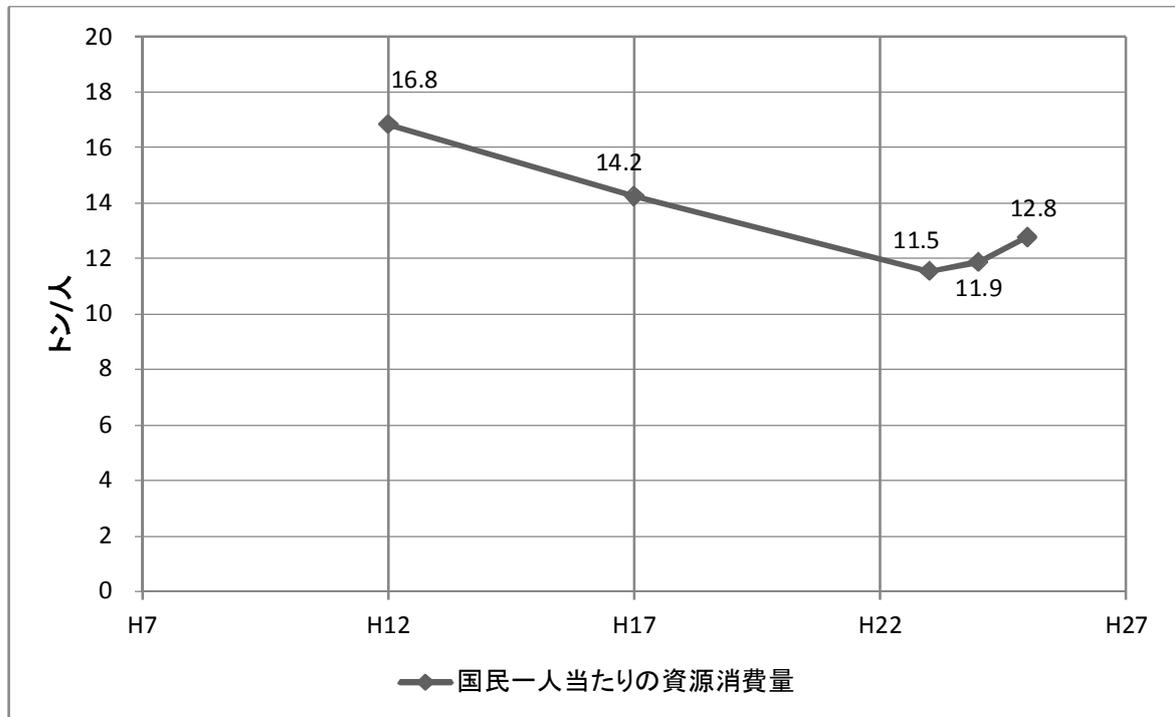
自動車リサイクル法：産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会 循環型社会部会 自動車リサイクル専門委員会 第 44 回合同会議「自動車リサイクル法の施行状況」（経済産業省、環境省）

小型家電リサイクル法：「平成 28 年度産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 小型家電リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会合同会合」平成 27 年度回収実績

2 推移をモニターする指標

(1) 国民一人当たりの資源消費量

国民一人当たりの資源消費量は平成12年度以降減少傾向にありましたが、平成23年度から増加傾向に転じています。



※1 国民一人当たりの資源消費量 (トン/人)

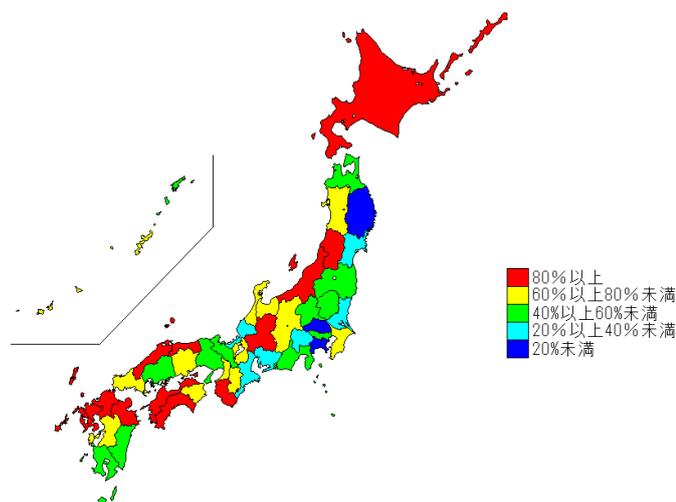
＝ (一次資源等価換算した天然資源等投入量－一次資源等価換算した輸出量) / 人口

※2 平成27年に、平成23年基準の産業連関表が総務省より公表されたことをふまえ、総務省「平成12-17-23年連続産業連関表」と経済産業省「産業連関表(延長表)」の平成24年と平成25年を用いて推計を行った。

図 36 国民一人当たりの資源消費量

(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率

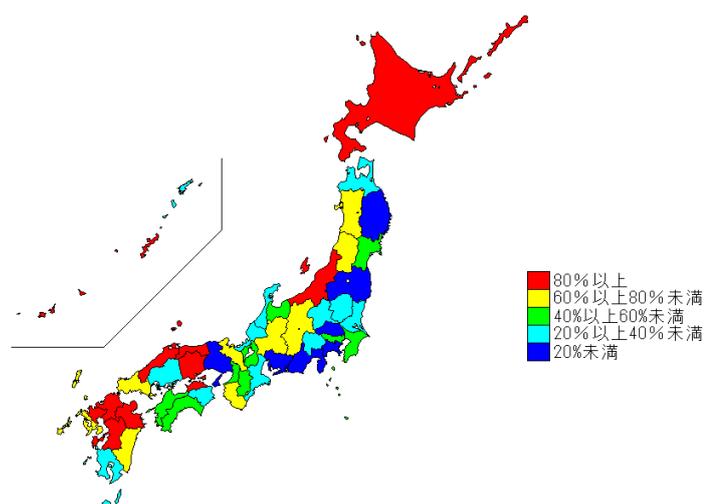
ごみ処理有料化⁴を実施している自治体では、平成 26 年度の生活系ごみで 63.4%となり、平成 25 年度（63.1%）からほとんど変化はありません。なお、生活系ごみ処理の有料化対象人口率も平成 26 年度で 45.9%となっており、平成 25 年度（45.7%）からほとんど変化はありません。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）平成 26 年度調査結果「処理状況 全体集計結果」より作成
※事業系ごみの全国のごみ処理有料化実施自治体率は、平成 26 年度は 84.6%。

図 37 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率

【参考】



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）平成 26 年度調査結果「処理状況 全体集計結果」より作成
※各都道府県の総人口に対する有料化実施自治体（粗大ごみ及び直接搬入ごみを除いた生活系ごみ処理の手数料が有料又は一部有料の自治体）の人口の割合。

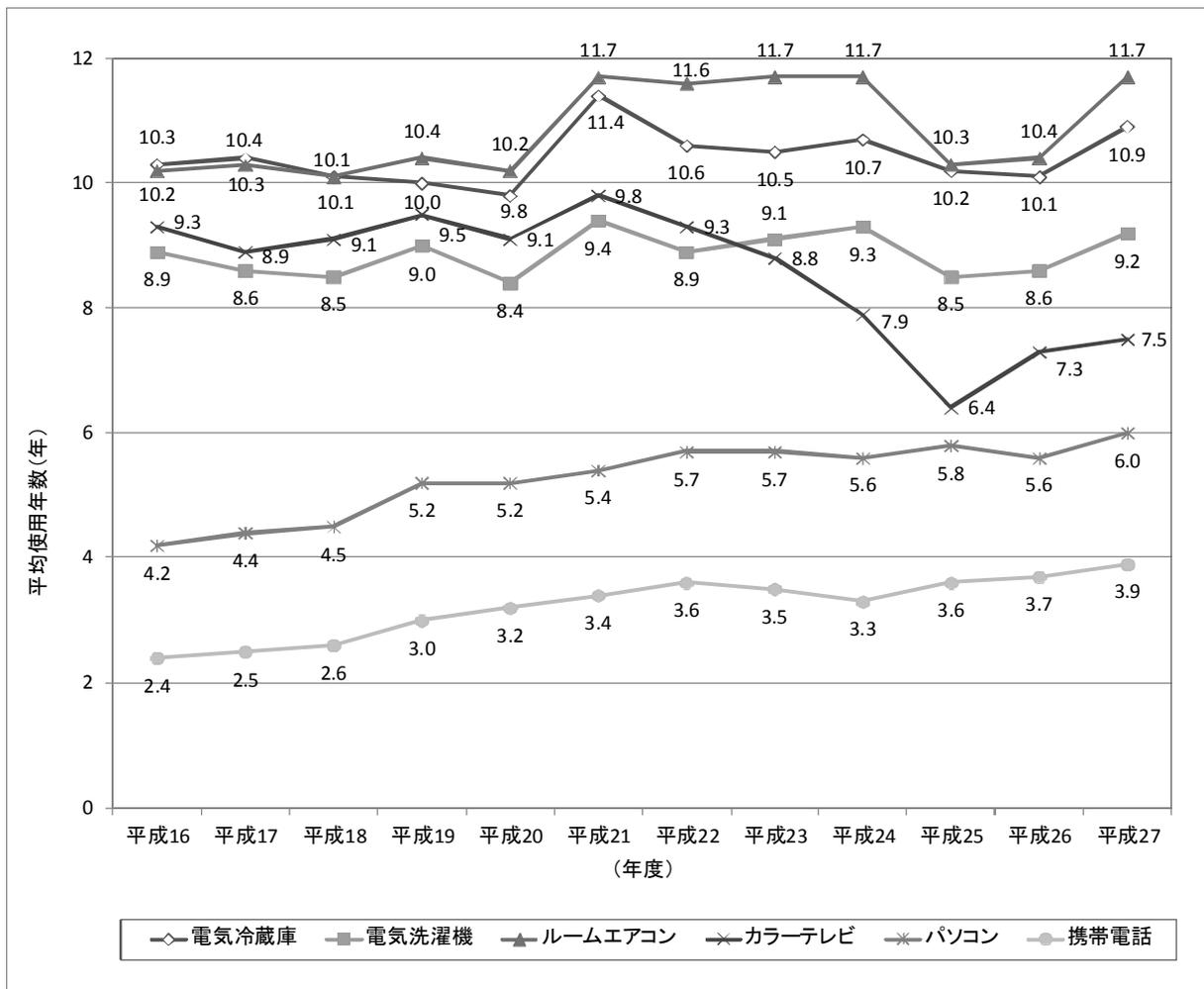
図 38 生活系ごみ処理の有料化対象人口率

⁴粗大ごみ及び直接搬入ごみを除いた生活系ごみ処理の手数料が有料又は一部有料の自治体の割合

(3) 耐久消費財の平均使用年数

家電製品の平均使用年数はほとんどの品目で平成 25 年度から平成 27 年度にかけて上昇傾向にあります。カラーテレビは平成 21 年度以降短くなっていましたが、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて長くなりました。長期的な傾向としてはパソコン及び携帯電話の平均使用年数は年々長くなる傾向にあります。また、自動車の平均使用年数は長くなる傾向にあります。

ア 家電製品・パソコン・携帯電話の平均使用年数⁵

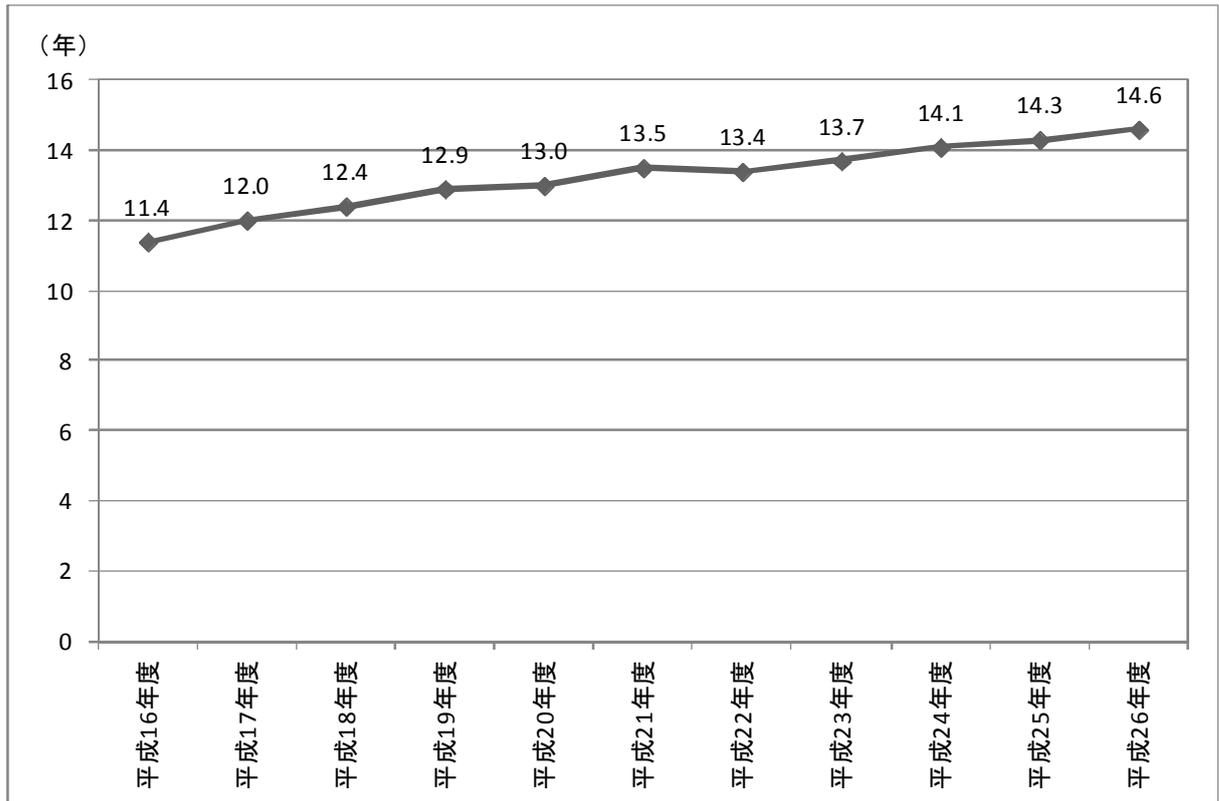


出典：内閣府「消費動向調査」主要耐久消費財等の買替え状況(総世帯) 毎年3月時点調査結果
 ※平成 25 年度から調査方法を訪問留置調査法から郵送調査法に変更。(ただし、調査 1 か月目の新規世帯は、調査員が訪問して調査依頼・調査票配布及び回収。)また、調査客体を 6,720 世帯から 8,400 世帯に変更。
 ※平成 24 年度に実施した試験調査(郵送調査、一般世帯(二人以上の世帯))では、携帯電話を除き平均使用年数が短くなっている点にも留意が必要。

図 39 家電製品・パソコン・携帯電話の平均使用年数の推移

⁵ ここでの平均使用年数とは、「調査年度に買替えをした品目について、買替え前に使っていたものの年数」であり、調査対象者が使用した年数を示す。

イ 自動車の平均使用年数



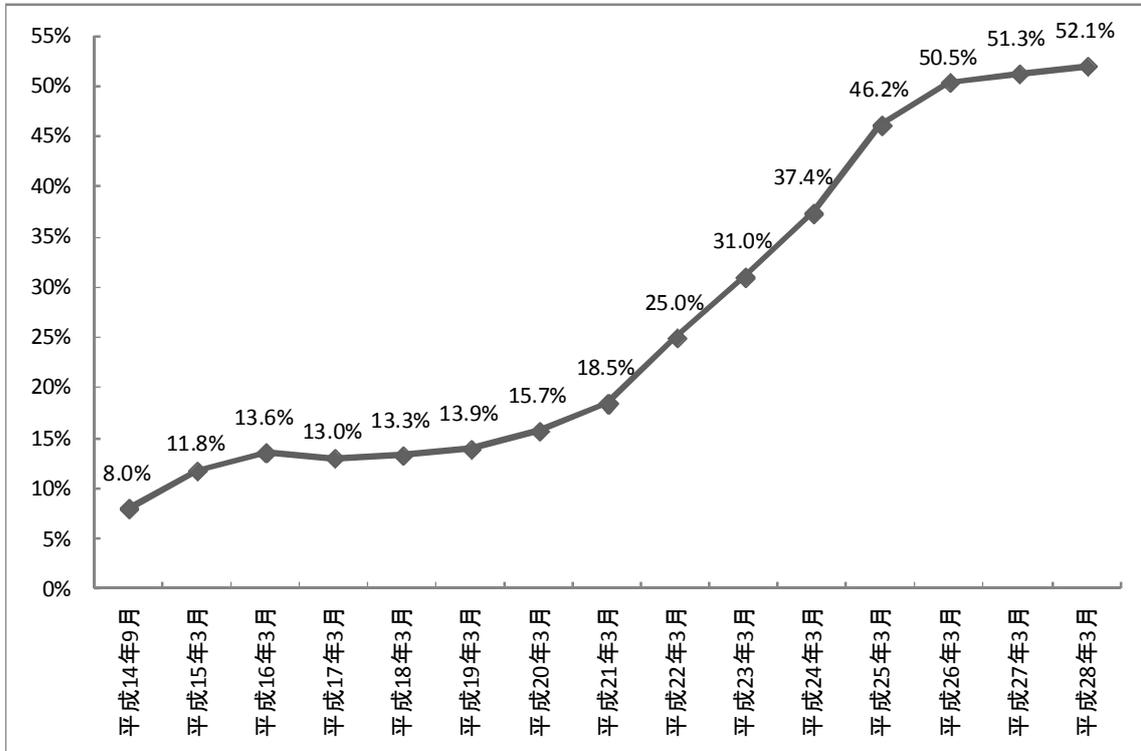
出典：自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成27年9月 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議）より作成（データは経済産業省、環境省）

図 40 自動車の平均使用年数の推移

(4) 2Rの取組状況

ア レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）

レジ袋の辞退率は平成 17 年に一度減少しましたが、以降再び増加傾向にあり、特に平成 19 年以降の伸びは大きく、平成 26 年 3 月には半数を超え、平成 28 年 3 月現在、52.1%となっています。



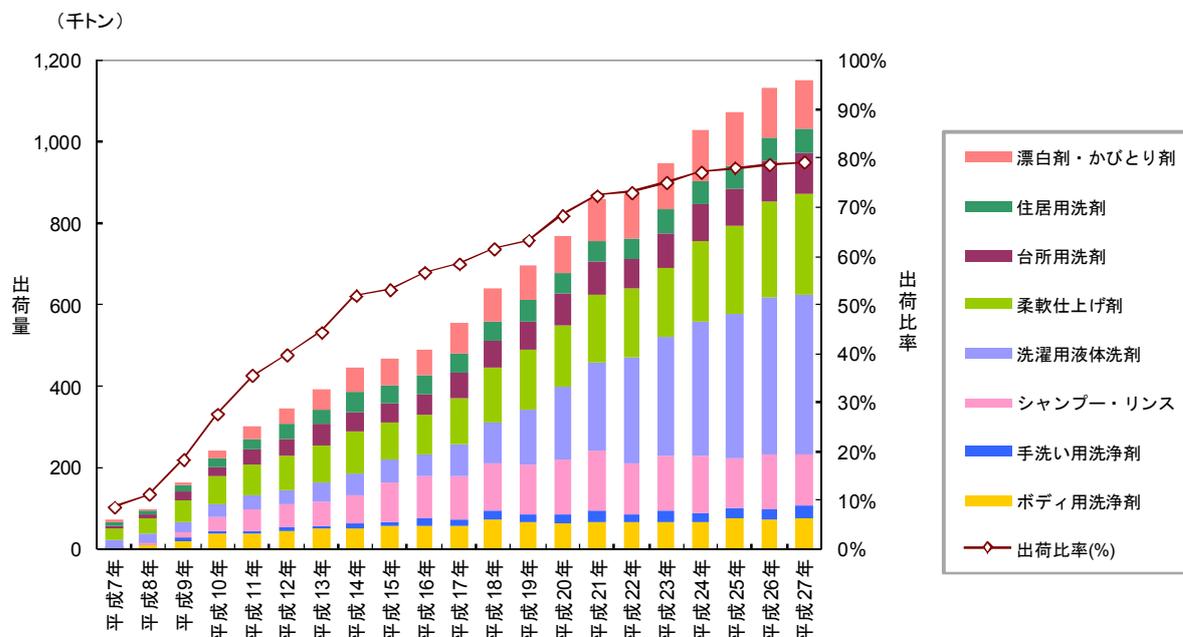
出典：日本チェーンストア協会 HP の「日本チェーンストア協会の環境問題への取り組み「循環型経済社会の構築」に関する取り組み」に掲載されている「レジ袋辞退率の推移」
※辞退率＝レジ袋を辞退した客数÷レジ通過客数

図 41 レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）の推移

イ 詰替・付替製品出荷率

詰替・付替製品出荷量は着実に増加傾向にあります。出荷比率も、平成 14 年に 50%を超えた後、着実に増加傾向を示しており、平成 23 年には 75%を超え、近年は約 80%と高い水準となっています。

増加要因としては、容器包装リサイクル法の制定等により、容器包装の排出抑制に関する意識が高まったこと等が考えられます。



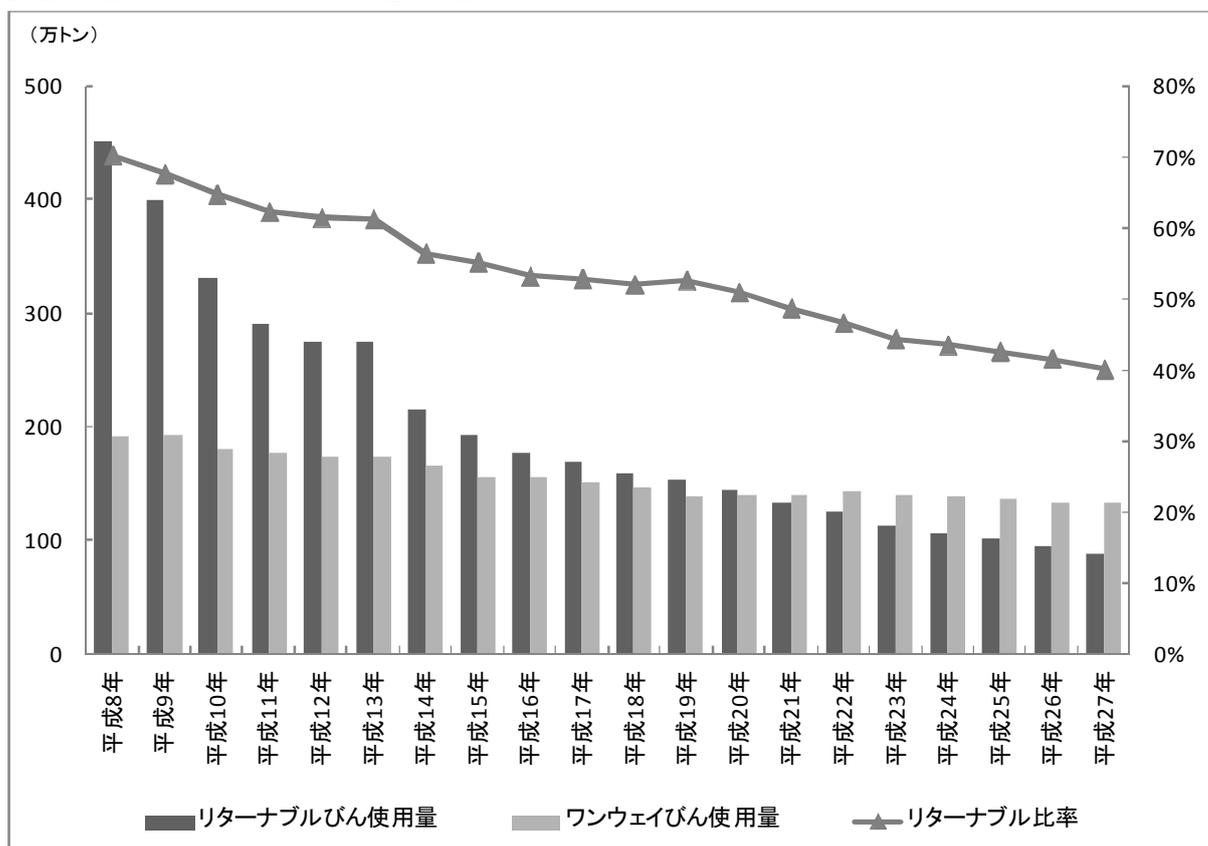
出典：日本石鹼洗剤工業会「石鹼洗剤業界におけるプラスチック容器包装使用量の推移(1995年～2015年)」
 ※付替え製品は、「漂白剤・かびとり剤」などのように内容物に直接触れることが好ましくないスプレー付き製品のノズル等以外の部分。

図 42 詰替・付替製品出荷量の推移

ウ びんのリユース率の推移

リターナブルびんの使用量は年々減少傾向にあります。Rマークびんの出荷量も以前は増加傾向にありましたが、平成21年に減少して以降、ここ数年は横ばい傾向となっていました。平成26年から平成27年にかけては大きく減少しています。

【参考】びんのリユース率等の推移



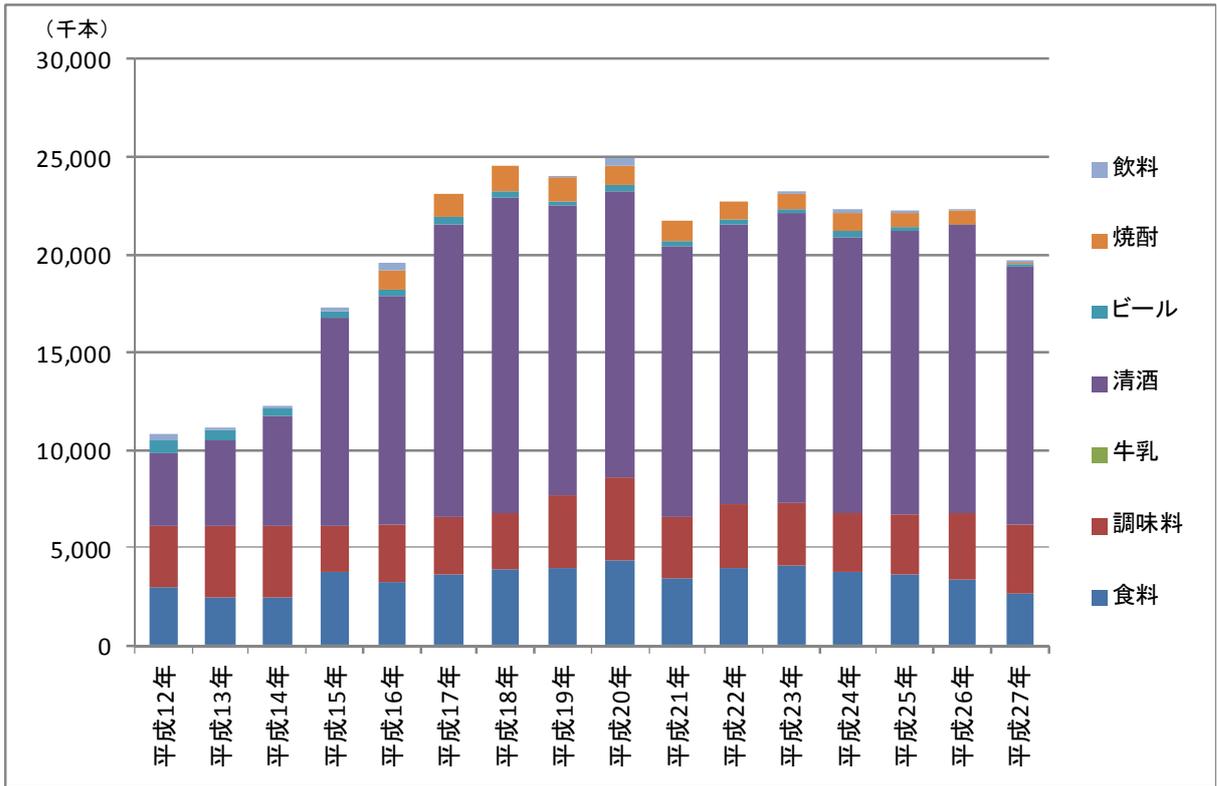
出典：平成8年～平成25年：ガラスびん3R促進協議会提供資料より作成

平成26年、平成27年：「ガラスびんのマテリアル・フロー図」（ガラスびん3R促進協議会）より作成

※リターナブル比率＝リターナブルびん使用量／（リターナブルびん使用量＋ワンウェイびん使用量）

図 43 びんのリユース率等の推移（リターナブルびん⁶比率等の推移）

⁶ あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびん。ビールびん、牛乳びん、一升びん等。（出典：日本ガラスびん協会 HP）



出典：ガラスびん3R促進協議会 HP データ集 「Rマークびん用途別出荷本数の推移」（資料：日本ガラスびん協会）

図 44 Rマークびん⁷の出荷量

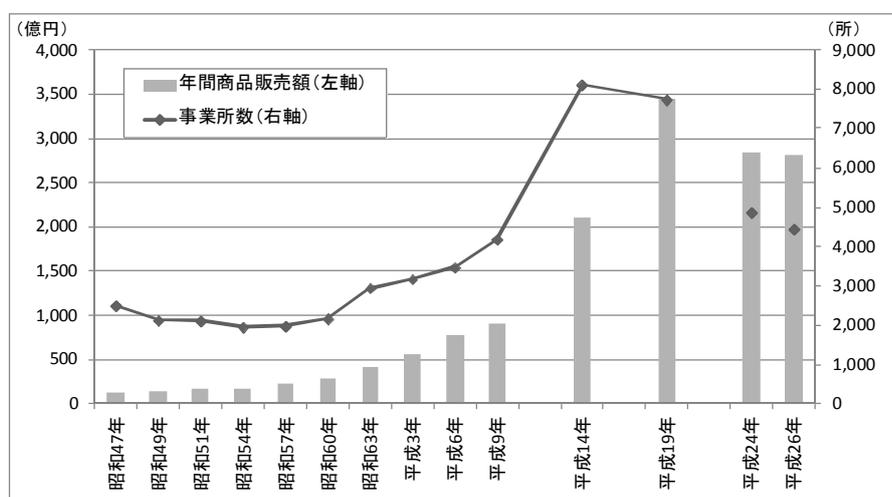
⁷ Rマークは、リターナブルびんであることを容易に識別できるようにしたマークで、会員会社が日本ガラスびん協会から事前に許可を得て製造したリターナブルびんのみ使用することができる（出典：日本ガラスびん協会 HP）

エ リユース・シェアリング市場規模

商業統計表におけるリユース市場規模（年間商品販売額）をみると、中古品小売業は平成14年までは年々増加していましたが、その後減少傾向となっています。中古自動車小売業も平成19年から平成26年の間に大きく減少しています。商業統計表では対象外となっている古本、中古自転車などの一部の品目も考慮するため平成27年度の消費者へのアンケート調査からリユース市場規模を拡大推計した結果をみると、金額は約1兆円となり、購入方法別に見ると「インターネットオークションで購入」が「リユースショップの店頭で購入」を上回っています。

カーシェアリングの車両台数と会員数はともに年々増加しており、平成28年には車両台数約2万台、会員数約85万人となっています。

【参考】商業統計表におけるリユース市場規模



出典：昭和47年～平成19年：経済産業省「商業統計」の時系列データ「産業細分類別（産業4桁分類）（昭和47年～平成19年）」より作成

平成24年、平成26年：経済産業省「平成26年商業統計確報」より作成

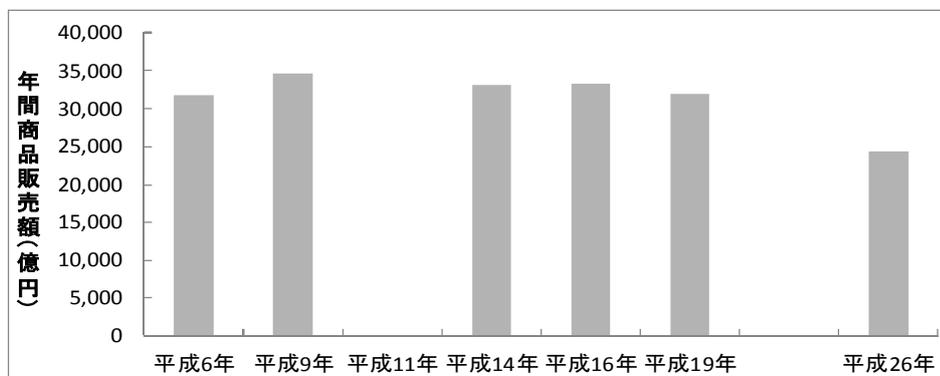
※昭和47年～平成19年は、「中古品小売業(骨とう品を除く)」の値。

※平成24年、平成26年は、「中古品小売業(骨とう品を除く)」と「中古電気製品小売業」の合計値。

※平成24年は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」の値。

※平成26年商業統計調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行っている。また、総務省「経済センサス-基礎調査」との同時調査（一体的）により実施。

図45 中古品市場規模（中古品小売業（骨とう品を除く））

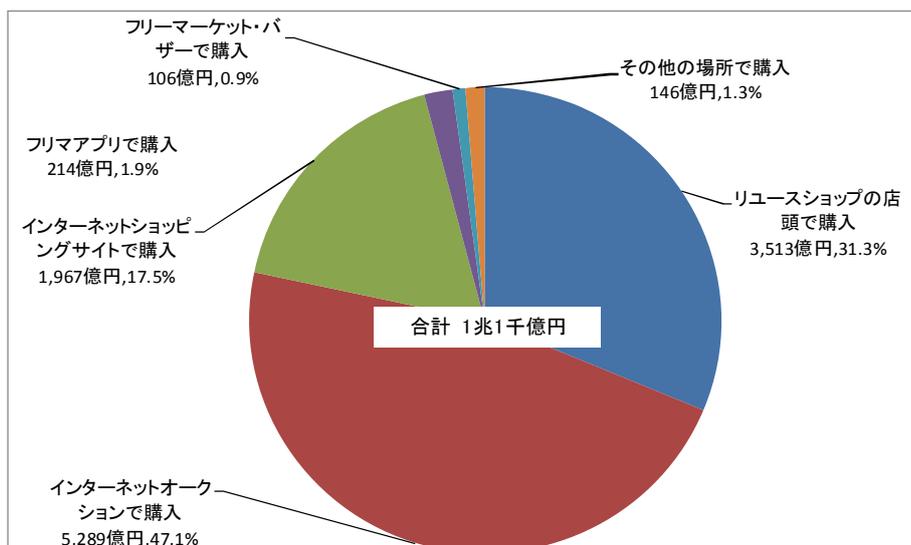


出典：経済産業省「商業統計」

※平成16年の値は簡易調査の値、平成26年の値は速報値。

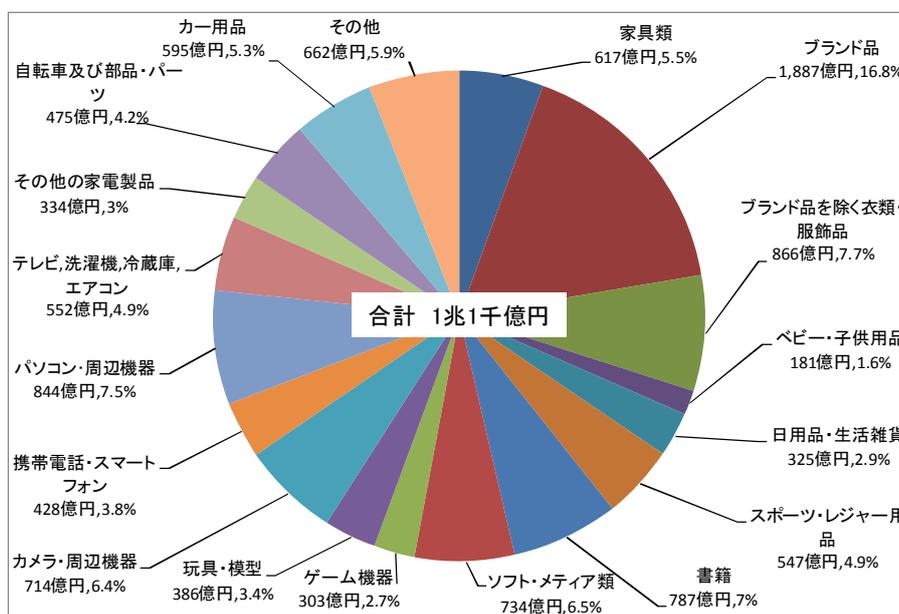
図46 中古品市場規模（中古自動車小売業）

【参考】消費者アンケートより推計するリユース市場規模



出典：平成 27 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書より作成
 ※消費者の購入量から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模である。事業者が購入するリユース品・中古品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。
 ※国内の消費者でのリユース品・中古品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。
 ※上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品は含まれていない。

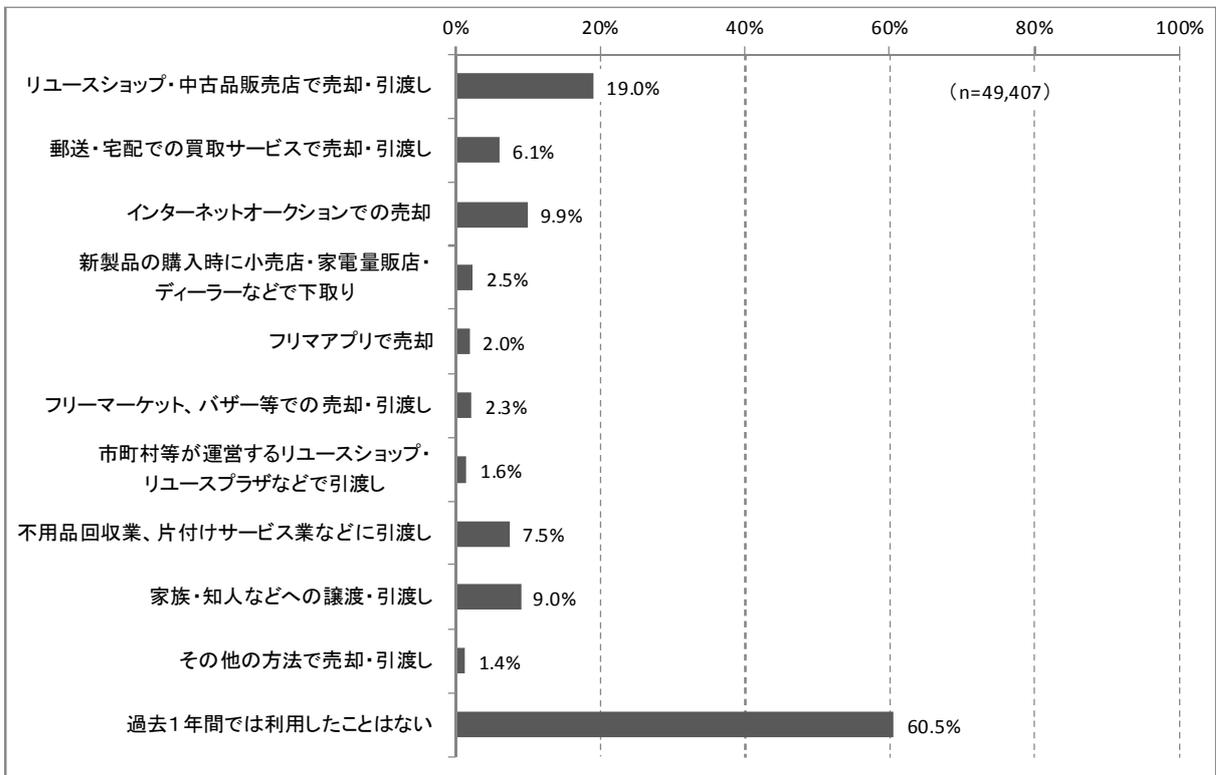
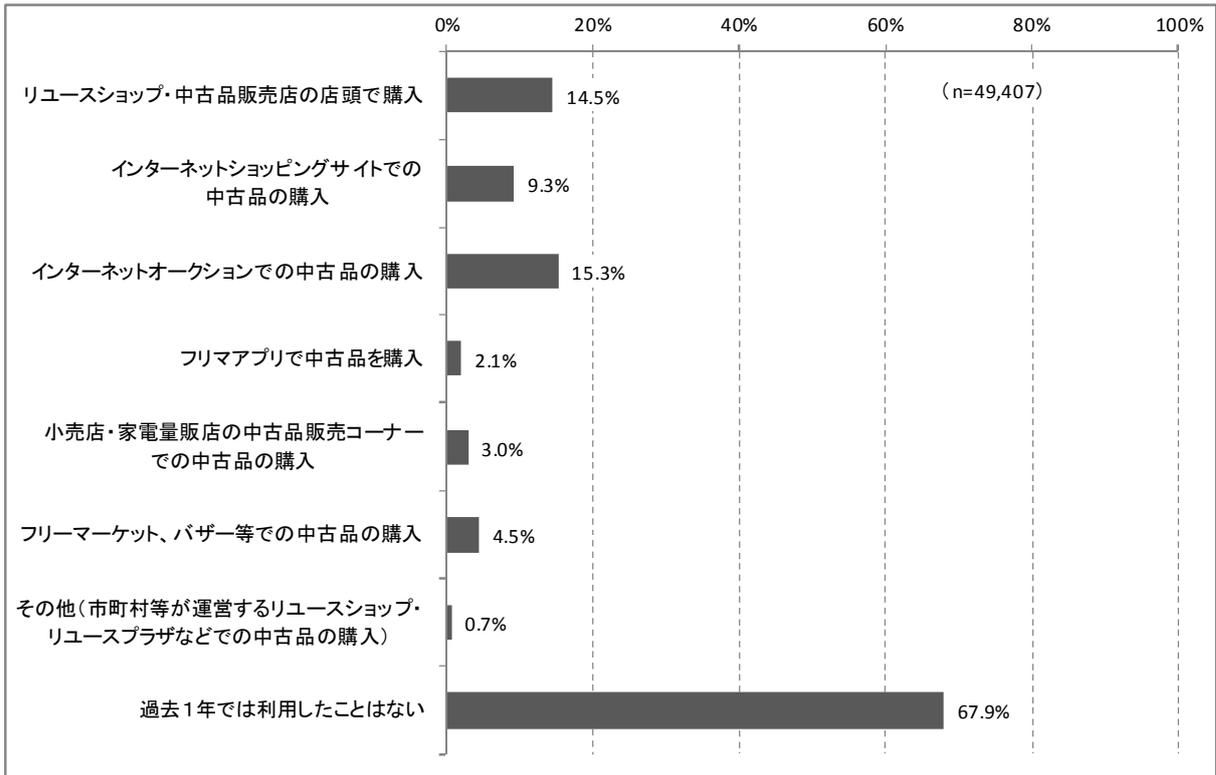
図 47 消費者アンケートより推計するリユース市場規模（購入方法別のリユース市場規模（自動車・バイク除く））



出典：平成 27 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書より作成
 ※消費者の購入量から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模である。事業者が購入するリユース品・中古品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。
 ※国内の消費者でのリユース品・中古品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。
 ※上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品は含まれていない。

図 48 消費者アンケートより推計するリユース市場規模（品目別の内訳（自動車・バイク除く））

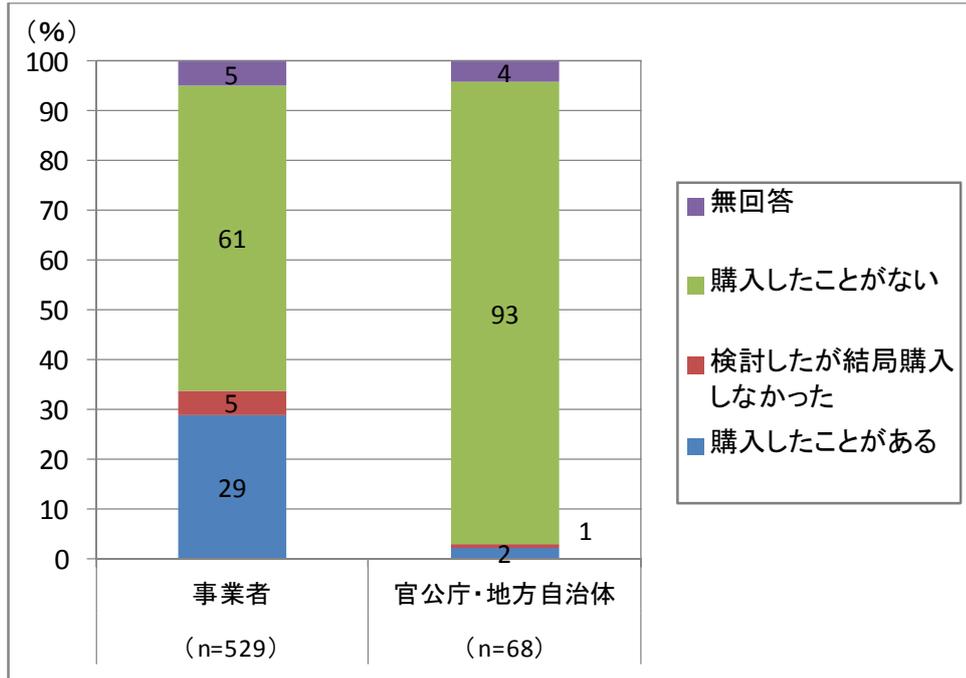
【参考】



出典：平成 27 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書より作成

図 49 過去1年間における中古品の購入経験、売却・譲渡経験
(いずれも複数回答、平成 27 年)

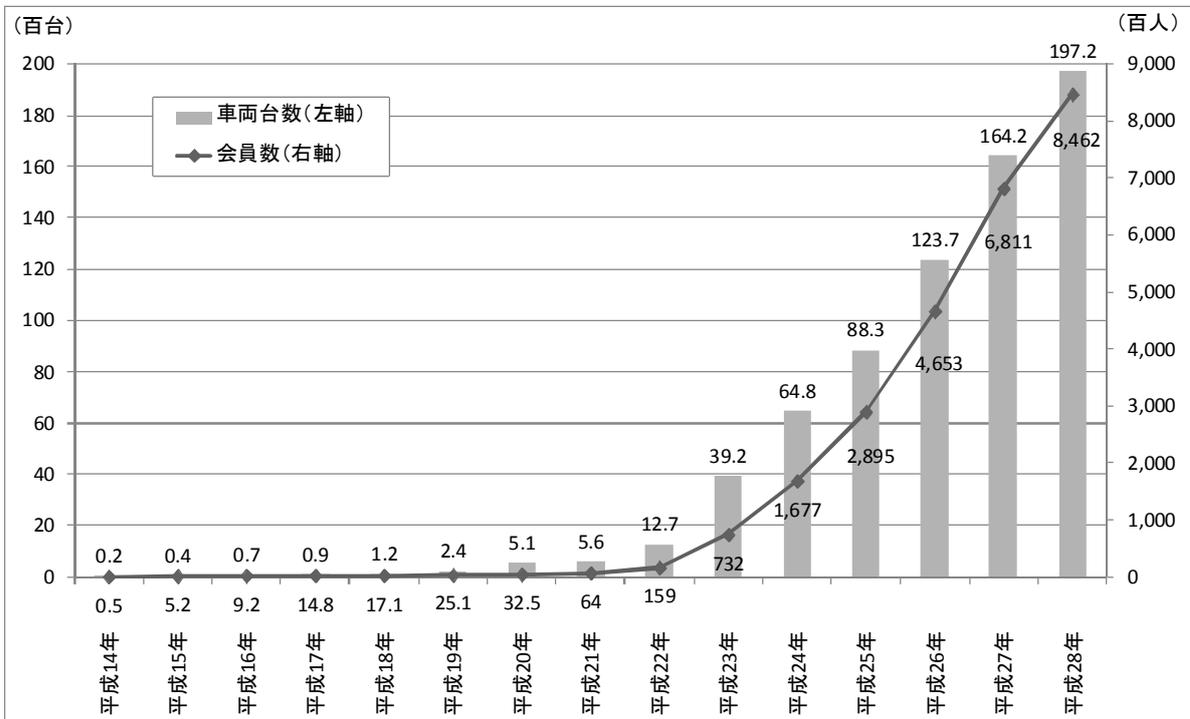
【参考】



出典：「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」（環境省 平成 28 年 5 月）より作成
 （データ出所は 環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」）

図 50 過去のリユース品の調達・購入実績（自業者・官公庁・地方自治体別）

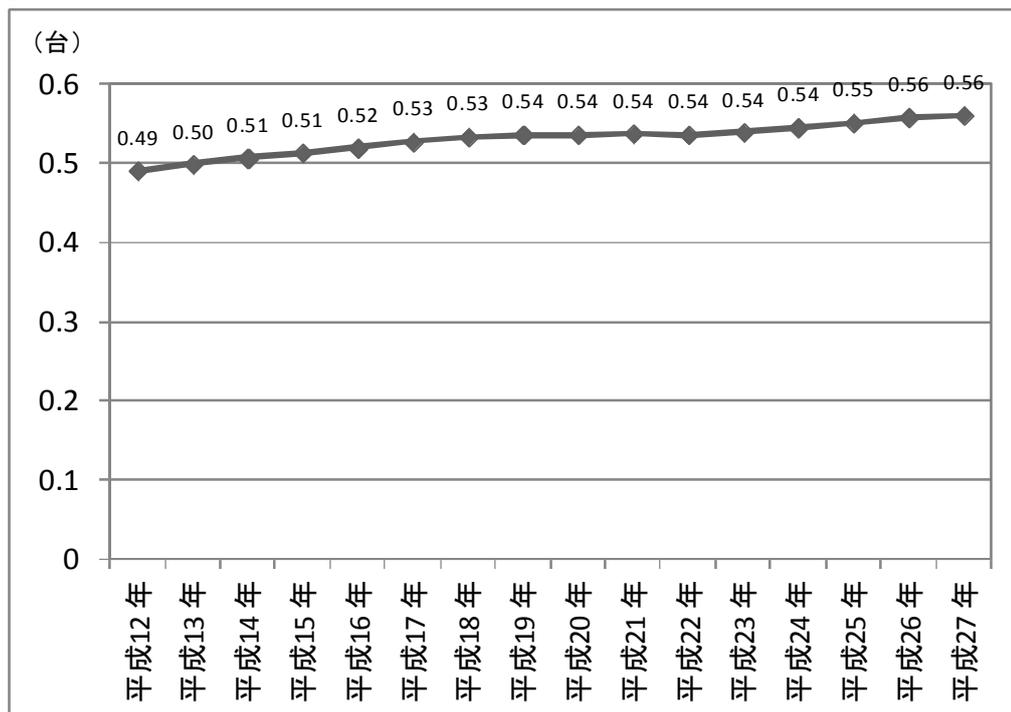
【参考】



出典：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
 ※平成 14 年から平成 17 年までは 4～6 月調べ。平成 18 年から平成 26 年までは 1 月調べ。平成 27 年からは 3 月調べ。

図 51 カーシェアリング車両台数と会員数の推移

【参考】



出典：一般財団法人自動車検査登録情報協会 HP「自家用乗用車の世帯普及台数」及び総務省統計局「国勢調査」「人口推計」より作成

※1人当たり（18歳以上）の自家用乗用車の保有台数とは、自家用乗用車（登録車と軽自動車の合計）の保有台数を18歳以上総人口で割った値。

※自家用乗用車（登録車と軽自動車の合計）の値は、「自動車保有車両数月報」の3月末現在により作成されたもの。

※18歳以上人口は、総務省統計局「国勢調査」「人口推計」から、平成12年～平成22年は「長期時系列データ（平成12年～22年）」、平成23年～平成27年は各年の10月1日現在の総人口男女計より作成したもの。

図 52 1人当たり（18歳以上）の自家用乗用車の保有台数の推移

【参考】

我が国における食品ロス発生量 約 632 万トン（平成 25 年度実績）

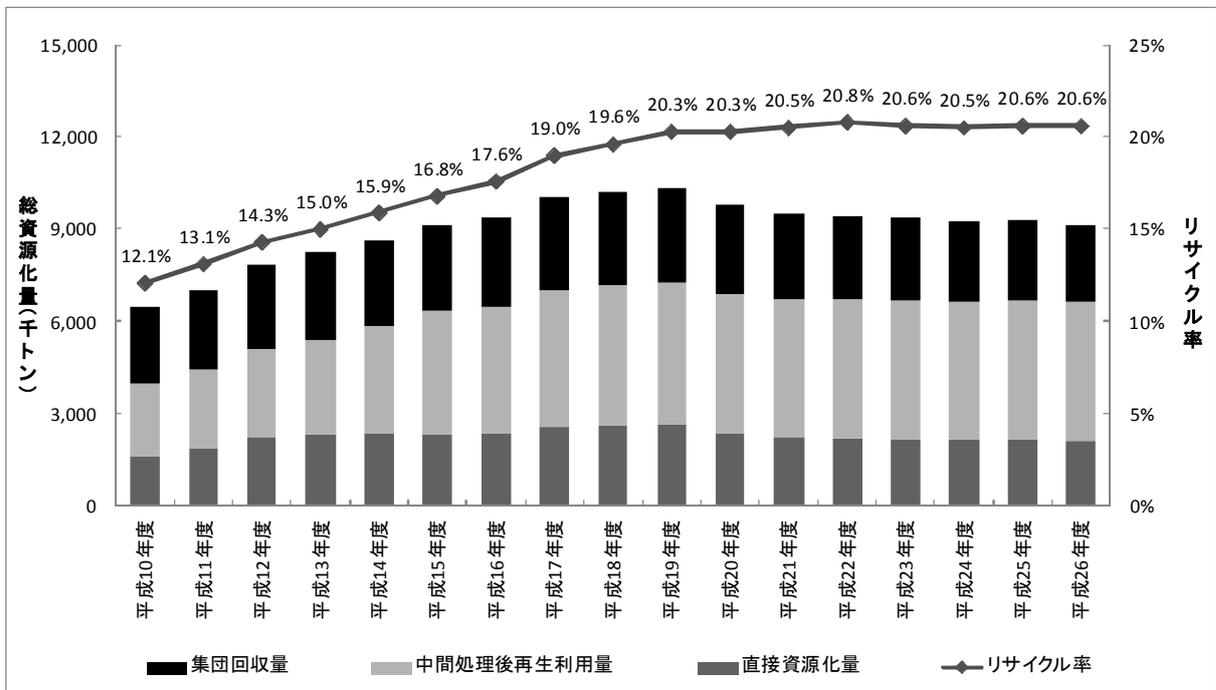
うち家庭系 約 302 万トン

うち事業系 約 330 万トン

出典：農林水産省「食品廃棄物等の利用状況等（平成 25 年度推計）」

(5) 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物のリサイクル率は上昇傾向にありましたが、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。平成 26 年度は平成 25 年度から変わらず 20.6% となっています。



出典：「日本の廃棄物処理」(毎年度)(環境省)の「資源化の状況」(災害廃棄物分は除く)

$$\text{※リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

図 53 一般廃棄物リサイクル率

(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合

使用済小型電子機器等の回収の取組は増加しており、全地方公共団体の約70%が既の実施をしています。また、既の実施している自治体も含め約76%は実施に前向きであり、その割合は前年度（約75%）よりわずかに増加しました。

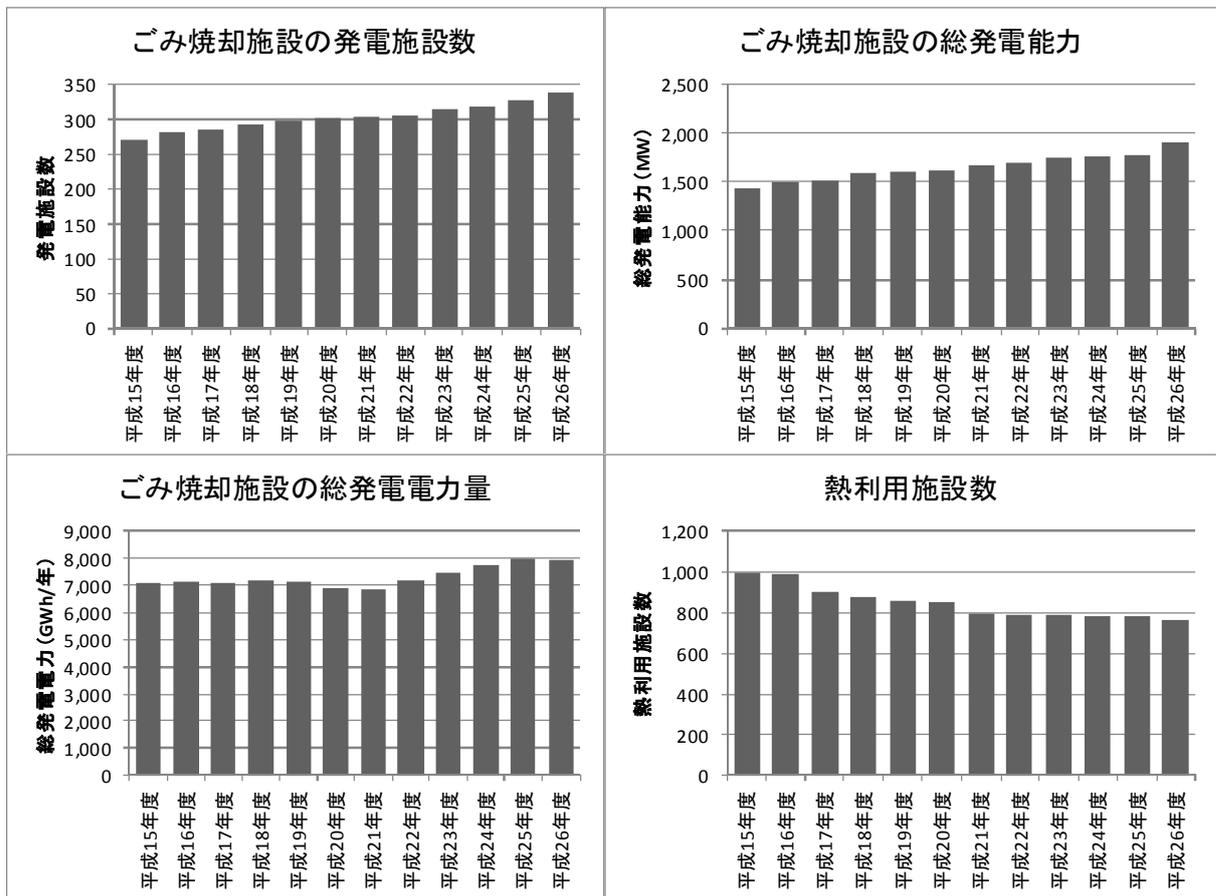
表 11 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合

		実施中	実施に向けて調整中	未定※	実施しない	未回答	合計
平成28.4時点 有効回答 1,735	市町村数	1,327		408		6	1,741
		1,219	108	283	125		
	回答割合 (%)	76.2%		23.4%		0.3%	100%
		70.0%	6.2%	16.3%	7.2%		
人口分布率 (%)	91.4%		7.9%		0.7%	100%	
	86.3%	5.1%	5.7%	2.2%			
平成27.4時点 有効回答 1,741	市町村数	1,305		436		0	1,741
		1,073	232	316	120		
	回答割合 (%)	74.9%		25.0%		0%	100%
		61.6%	13.3%	18.1%	6.9%		
人口分布率 (%)	90.1%		10.1%		0%	100%	
	79.8%	10.3%	7.5%	2.6%			
平成26.4時点 有効回答 1,741	市町村数	1,031		710		0	1,741
		754	277	553	157		
	回答割合 (%)	59.2%		40.8%		0%	100%
		43.3%	15.9%	31.8%	9.0%		
人口分布率 (%)	78.8%		21.2%		0%	100%	
	64.8%	14.0%	18.2%	3.0%			
平成25.4時点 有効回答 1,742	市町村数	635		1,107		0	1,742
		341	294	1001	106		
	回答割合 (%)	36.5%		63.5%		0%	100%
		19.6%	16.9%	57.5%	6.1%		
人口分布率 (%)	54.3%		45.7%		0%	100%	
	26.1%	28.2%	43.4%	2.3%			
平成24.11時点 (参考) 有効回答 1,701	市町村数	(実施予定あり) 185		1,495		21	1,701
				905	590		
	回答割合 (%)	10.9%		87.9%		1.2%	100%
				53.2%	34.7%		
人口分布率 (%)	17.1%		77.2%		5.7%	100%	
			54.3%	22.9%			

出典：環境省資料、「平成28年度産業構造審議会・中央環境審議会合同会合」平成27年度回収実績
 ※平成26年度調査までは「未定だが、どちらかという実施方針」、「未定だが、どちらかという実施しない方針」と分けて質問していた項目が、平成27年度調査以降は「未定」に統一変更された。

(7) 一般廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況

平成27年3月現在、ごみ焼却施設の発電施設数は338施設、総発電能力(発電設備容量)は1,907MWとなり、前年度より増加していますが、総発電電力量は7,958GWh/年、熱利用施設数は764施設となっており、どちらも前年度よりも減少しています。



出典：「日本の廃棄物処理 平成26年度版」(環境省)

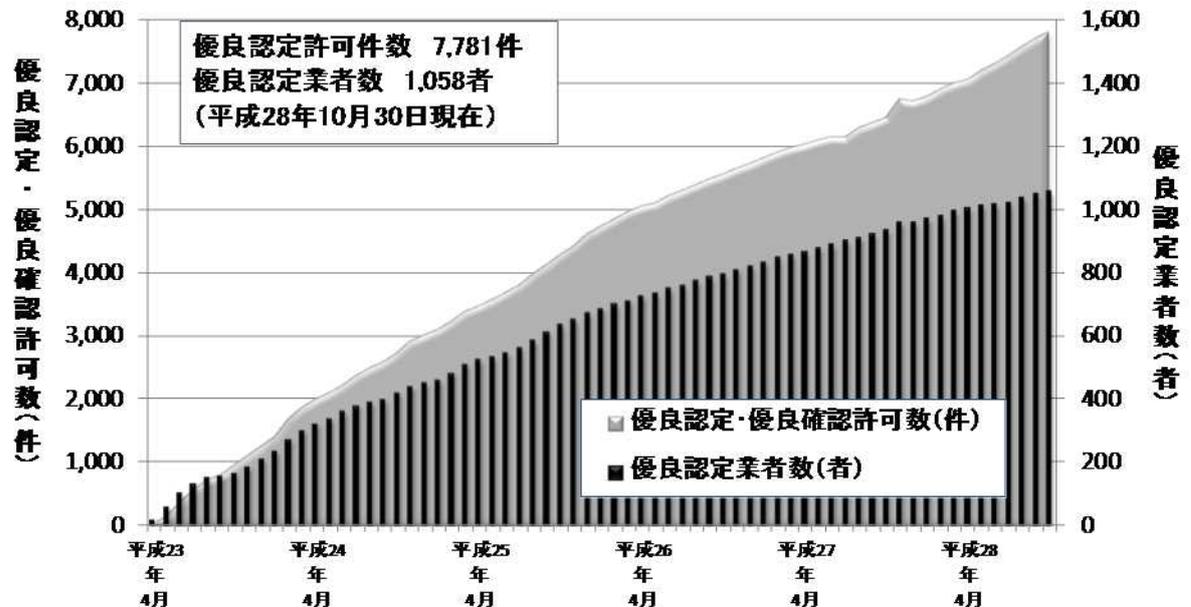
※ごみ焼却施設全体の減少に伴って熱利用施設も減少しているが、一方で発電施設は増加している。すなわち、熱利用施設数の減少が熱利用の取組の後退を示している訳ではない点に留意が必要。

図 54 ごみ焼却施設における発電・熱利用の状況

(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数

平成28年10月末現在、優良認定業者数は1,058者、優良認定・優良確認許可数は7,781件となり、平成23年4月の制度運用開始以来、優良認定された産業廃棄物処理業者数が着実に増加しています。

優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移



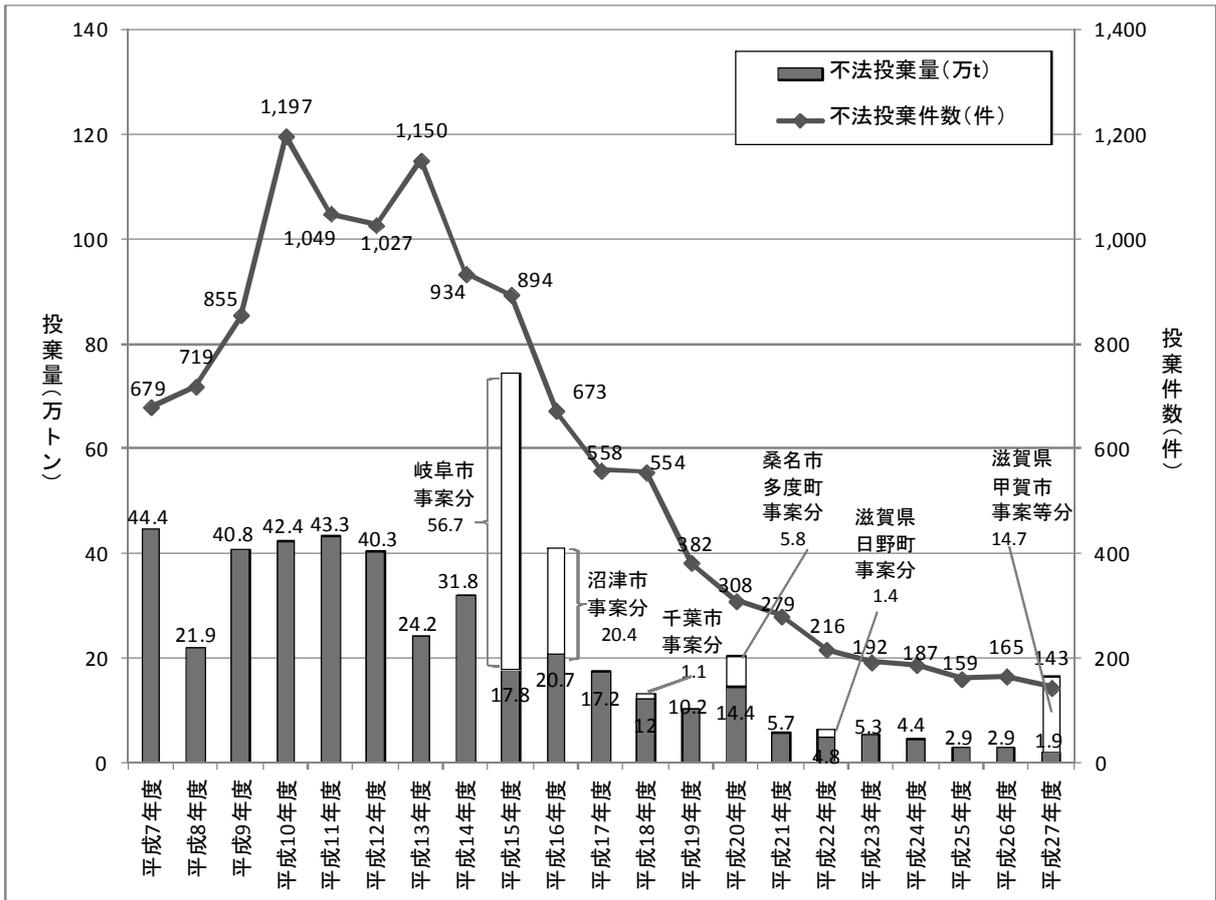
出典：地方自治体からの報告に基づき作成（環境省）

※「優良認定許可件数」（7,781件）は、環境省一覧より許可期限切れ90日超の許可証を除いた件数であるため、グラフで使用している値とは異なる。

図 55 優良認定された産業廃棄物処理業者数

(9) 不法投棄の発生件数・投棄量

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、平成 27 年度でいまだに年間 143 件、総量 16.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案 3 件、計 14.7 万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、後を絶たない状況にあります。



出典：「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」（環境省報道発表資料（平成 28 年 12 月 27 日）の「不法投棄件数及び投棄量」

- ※ 1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1 件当たりの投棄量が 10t 以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
- ※ 2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成 15 年度に、沼津市事案は平成 16 年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。上記棒グラフ白抜き部分の平成 18 年度千葉県事案については、平成 10 年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。上記棒グラフ白抜き部分の平成 20 年度桑名市多度町事案については、平成 18 年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。上記棒グラフ白抜き部分の平成 22 年度滋賀県日野町事案については、平成 21 年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。上記棒グラフの平成 27 年度の白抜き部分は、大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案のもの。
- ※ 3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

図 56 不法投棄の発生件数・投棄量

(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組

ア 地方公共団体による循環基本計画の策定数

地域における循環基本計画等の策定数については、個別に循環基本計画を策定しているものから環境基本計画や廃棄物処理計画に循環に関する内容を記載しているものまで差があるものの、地方公共団体による循環基本計画の策定数は1,396、策定率は80.2%となっています。

表 12 地方公共団体による循環基本計画の策定数（平成 26 年度）

	全市区町村数	策定市区町村数	策定率		全市区町村数	策定市区町村数	策定率
北海道	179	128	71.5%	滋賀県	19	18	94.7%
青森県	40	28	70.0%	京都府	26	23	88.5%
岩手県	33	31	93.9%	大阪府	43	38	88.4%
宮城県	35	32	91.4%	兵庫県	41	34	82.9%
秋田県	25	21	84.0%	奈良県	39	19	48.7%
山形県	35	31	88.6%	和歌山県	30	26	86.7%
福島県	59	41	69.5%	鳥取県	19	13	68.4%
茨城県	44	33	75.0%	島根県	19	15	78.9%
栃木県	25	23	92.0%	岡山県	27	23	85.2%
群馬県	35	26	74.3%	広島県	23	21	91.3%
埼玉県	63	58	92.1%	山口県	19	17	89.5%
千葉県	54	48	88.9%	徳島県	24	18	75.0%
東京都	62	58	93.5%	香川県	17	10	58.8%
神奈川県	33	31	93.9%	愛媛県	20	17	85.0%
新潟県	30	23	76.7%	高知県	34	17	50.0%
富山県	15	14	93.3%	福岡県	60	54	90.0%
石川県	19	16	84.2%	佐賀県	20	17	85.0%
福井県	17	15	88.2%	長崎県	21	16	76.2%
山梨県	27	19	70.4%	熊本県	45	27	60.0%
長野県	77	61	79.2%	大分県	18	15	83.3%
岐阜県	42	39	92.9%	宮崎県	26	19	73.1%
静岡県	35	32	91.4%	鹿児島県	43	30	69.8%
愛知県	54	52	96.3%	沖縄県	41	29	70.7%
三重県	29	20	69.0%	計	1741	1396	80.2%

出典：環境省調べ（毎年度）

【参考】

表 13 地方公共団体による循環基本計画の策定数内訳（平成 26 年度）

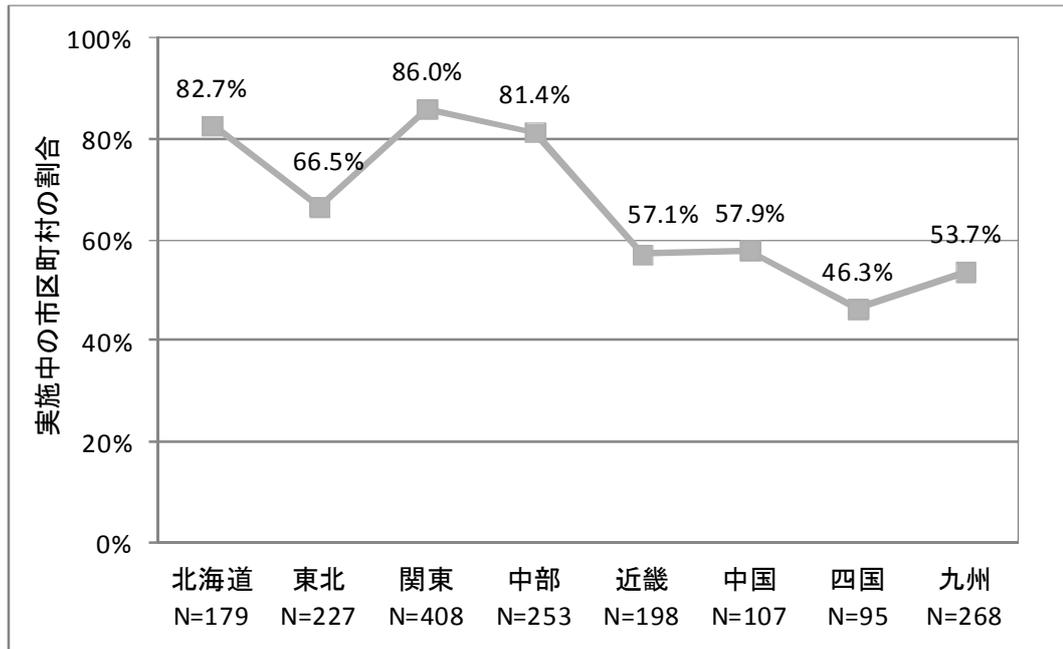
	3Rについて個別に計画を策定している。	環境基本計画中に3Rに関する詳細な記載がある。	環境基本計画中で3Rに関して詳細ではないが触れている。	廃棄物処理計画中に3Rに関する詳細な記載がある。	廃棄物処理計画中で3Rに関して詳細ではないが触れている。	3Rに関する言及はない。
市町村	2.9%	9.9%	12.8%	20.7%	36.2%	18.3%

出典：環境省調べ（毎年度）

イ 地域循環圏形成のための取組数

小型家電リサイクル法実施市区町村数、バイオマス産業都市選定地域数は前年度より増加しています。エコタウン事業承認地域は平成 18 年 1 月の承認以降増加していません。

- 【参考】小型家電リサイクル法 実施市区町村数（割合）
平成 28 年 4 月時点：1,327 市区町村（76.2%）（再掲）
（内訳：地域別の市町村参加状況）



出典：小型家電リサイクル法：「平成 28 年度産業構造審議会・中央環境審議会合同会合」平成 27 年度回収実績

※全体の割合（76.2%）は調査対象 1741 市町村（特別区含む）に対する割合（有効回答 1,735 市町村）だが、地方別の割合は、未回答を含まない有効回答内での割合

- 【参考】バイオマス産業都市 選定地域

平成 25 年度選定地域：34 市町村

（第一次選定 26 市町村+第二次選定 8 市町村）

平成 26 年度選定地域：6 市町村

平成 27 年度選定地域：12 市町村

平成 28 年度選定地域：16 市町村

合計：68 市町村

（内訳）

平成 25 年度第一次選定（平成 25 年 6 月）：北海道十勝地域（19 市町村）、北海道下川町、北海道別海町、宮城県東松島市、茨城県牛久市、新潟県新潟市、愛知県大府市、香川県三豊市

平成 25 年度第二次選定（平成 26 年 3 月）：北海道釧路市、北海道興

部町、宮城県南三陸町、静岡県浜松市、三重県津市、島根県奥出雲町、岡山県真庭市、岡山県西粟倉村

平成 26 年度：富山県射水市、兵庫県洲本市、島根県隠岐の島町、福岡県みやま市、佐賀県佐賀市、大分県佐伯市

平成 27 年度：北海道平取町、宮城県大崎市、山形県最上町、栃木県茂木町、山梨県甲斐市、京都府京丹後市、京都府南丹市、島根県飯南町、岡山県津山市、福岡県宗像市、大分県臼杵市、宮崎県小林市

平成 28 年度：北海道知内町、北海道音威子府村、北海道西興部村、北海道標茶町、青森県平川市、岩手県一関市、宮城県加美町、新潟県十日町市、富山県南砺市、静岡県掛川市、愛知県半田市、京都府京丹波町、福岡県糸島市、大分県国東市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県長島町

出典：「バイオマス産業都市選定地域（平成 28 年度）」（農林水産省）

■【参考】エコタウン事業 承認地域

平成 28 年 11 月現在：26 地域

（内訳（自治体及び承認年月））

川崎市：平成 9 年 7 月、北九州市：平成 9 年 7 月、岐阜県：平成 9 年 7 月、長野県飯田市：平成 9 年 7 月、福岡県大牟田市：平成 10 年 7 月、札幌市：平成 10 年 9 月、千葉県千葉市：平成 11 年 1 月、秋田県：平成 11 年 11 月、宮城県鶯沢町（現・栗原市）：平成 11 年 11 月、高知県高知市：平成 12 年 12 月、北海道：平成 12 年 6 月、広島県：平成 12 年 12 月、熊本県水俣市：平成 13 年 2 月、山口県：平成 13 年 5 月、香川県直島町：平成 14 年 3 月、富山県：平成 14 年 5 月、青森県：平成 14 年 12 月、兵庫県：平成 15 年 4 月、東京都：平成 15 年 10 月、岡山県：平成 16 年 3 月、岩手県：平成 16 年 8 月、愛知県：平成 16 年 9 月、三重県鈴鹿市：平成 16 年 10 月、大阪府：平成 17 年 7 月、三重県四日市市：平成 17 年 9 月、愛媛県：平成 18 年 1 月

出典：「エコタウン事業の承認地域マップ」（環境省）

■【参考】食品リサイクルループ

食品リサイクル法上の再生利用事業計画の認定（食品リサイクルループ）：55 件

出典：「再生利用事業計画認定一覧表（平成 28 年 12 月末時点）」（農林水産省）

(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数

「海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数」は、平成 25 年度に行ったアンケート調査によると、協定・覚書をしている地方公共団体は 6 団体、研修生受入が 4 団体、国際会議開催が 1 団体、その他の取組が 2 団体となっています。また、その他の調査では、平成 26 年度実績として、海外の特定の自治体との間で協力・連携を実施している地方公共団体は 12 団体、特定自治体ではないが国際的協力・連携の取組をしている地方公共団体は 17 団体となりました。相手国・地域としては、東南アジアが多く挙げられています。

表 14 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数
(平成 25 年度)

	地方公共団体数
協定・覚書	6
長期派遣	0
短期派遣	0
研修生受入	4
国際会議開催	1
その他	2

出典：「循環型社会づくりに係る取組に向けた調査」(平成 25 年度)(環境省)

【参考】

表 15 海外の都市と廃棄物管理・3R を含む環境協力・連携を実施している
地方公共団体数(平成 26 年度)

	数	相手国・地域(例)
海外の特定自治体との間で、廃棄物管理・3R を含む環境協力・連携を実施している	12	マレーシア(バコ村、フレイザーズ・ヒル、クアラルンプール)、フィリピン国(メトロセブ)、タイ王国(バンコク)、ベトナム(ダナン市、ホーチミン)、インドネシア共和国(バタム市、バリクパパン市、ハントワジャヤ特別市、メダン市、スラバヤ市、西ヌサ・トゥンガラ州、デポック市)、中国(瀋陽市、大連市)、オーストラリア(クイーンズランド州)、ブラジル、アルバニア共和国、サモア、バヌアツなど
特定自治体ではないが、廃棄物管理・3R を含む国際的な環境協力・連携の取組を実施している	17	カンボジア、タイ王国(バンコク)、ミャンマー(ヤンゴン)、中国(天津市、重慶市)、オーストラリア(シドニー)、アメリカ(ロングビーチ)、韓国、ベトナム(ホーチミン、ハイフォン市)、スリランカ、ブラジル、インドネシアなど

出典：環境省調べ(毎年度)

(12) 環境マネジメント等の実施

ア グリーン購入実施率

企業のグリーン購入実施率は、上場企業、非上場企業ともに減少傾向となっています。平成26年度は上場企業で約77%、非上場企業で約54%となりました。

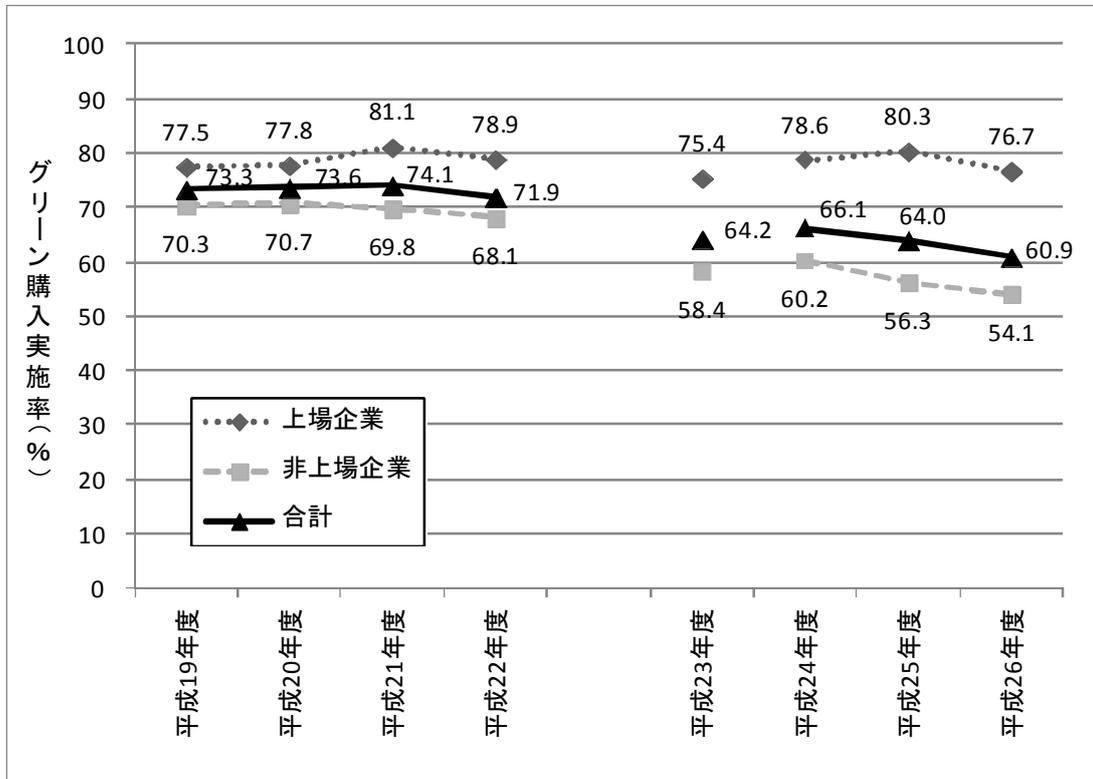


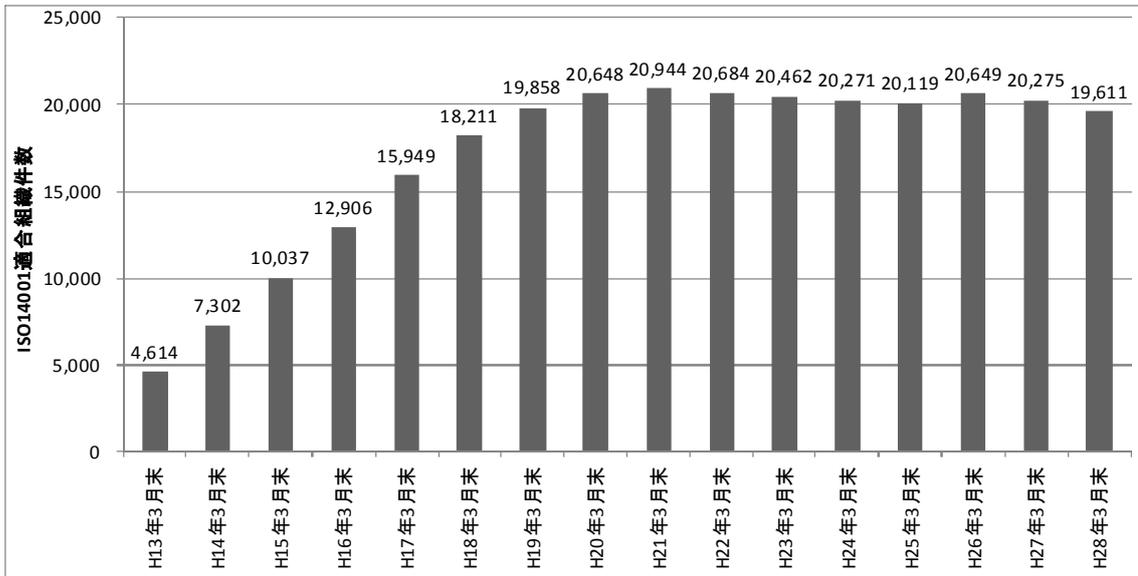
図 57 グリーン購入実施率

出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「取引先との関係について」のうち「どのようにグリーン購入を実施しているか」に関する値

※平成23年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成24年度からは標本調査に変更された。
 ※平成19年度～平成22年度と平成23年度～平成26年度では設問回答選択肢が異なる。平成22年度までは企業のグリーン購入実施率は、「組織において、どのように環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）をしているか」という質問に対して有効回答が得られた企業のうち、「環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、選定している」、「業界団体等で作成した環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を活用し、選定している」、「環境に関する購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して選定している（リサイクル品の積極的な使用等を含む）」と回答した企業の割合。平成23年度からは企業のグリーン購入実施率は、「環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）を実施しているか」という質問に対して、「実施している」と回答した割合。

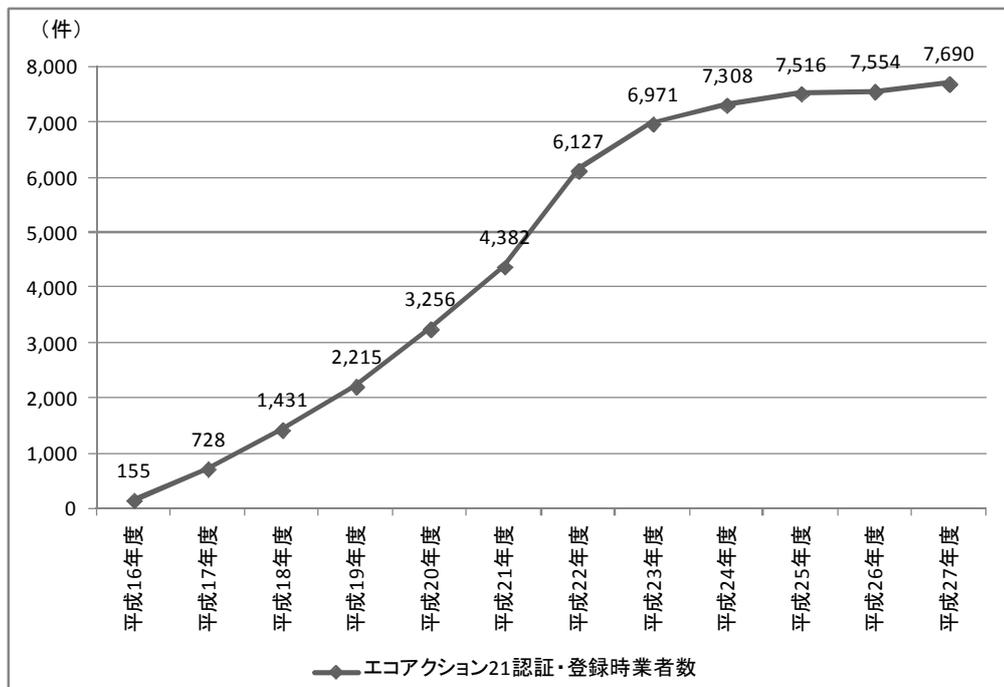
イ 環境マネジメントシステムの認証取得件数

国際標準化機構（ISO）が認証するISO14001の認証取得件数は近年、2万件程度とほぼ横ばいの傾向となっています。環境省が認証する中小事業者向けの環境経営システムであるエコアクション21の認証取得件数は、ここ数年は以前ほどの増加は見られませんが、平成16年の策定以降増加し続けています。



出典：公益財団法人 日本適合性認定協会提供資料
 ※認証機関から提供されたデータの件数を集計したものであり、非公開件数を含んだ全件数の年度末推移。

図 58 ISO14001の認証取得件数

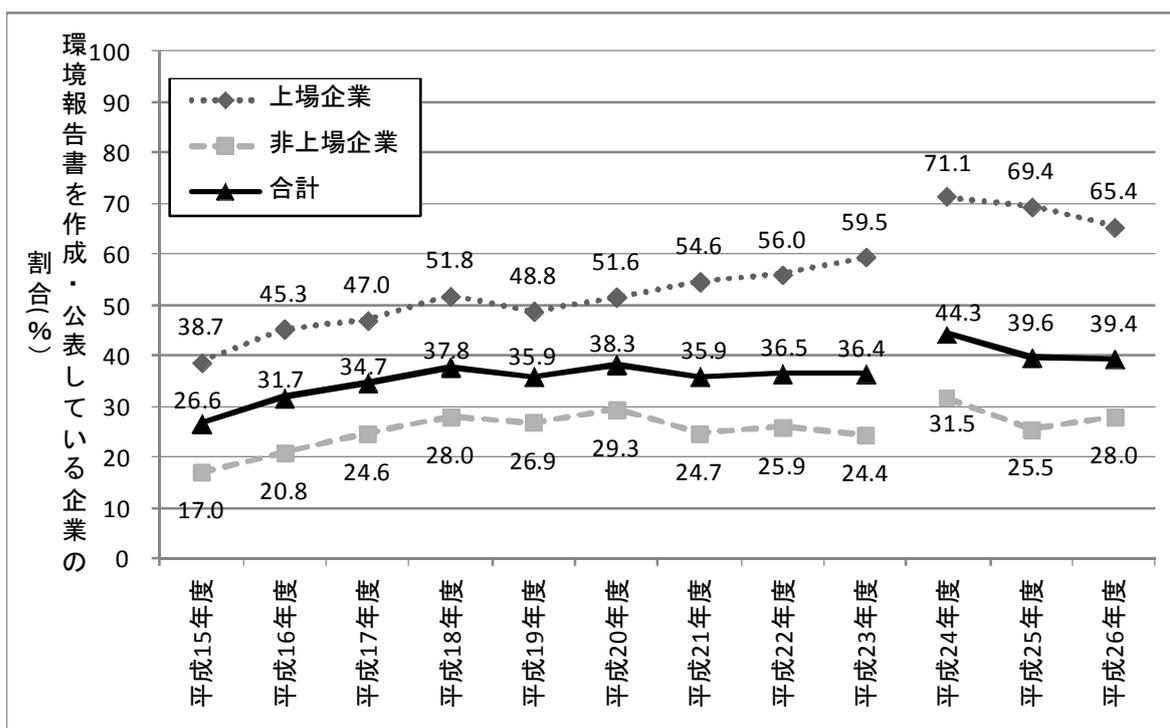


出典：エコアクション21の認証取得件数：財団法人持続性推進機構（エコアクション21中央事務局）HP「リスト検索」の「認証・登録の状況」（2016年11月末時点）

図 59 エコアクション21の認証取得件数

ウ 環境報告書の公表・環境会計の実施率

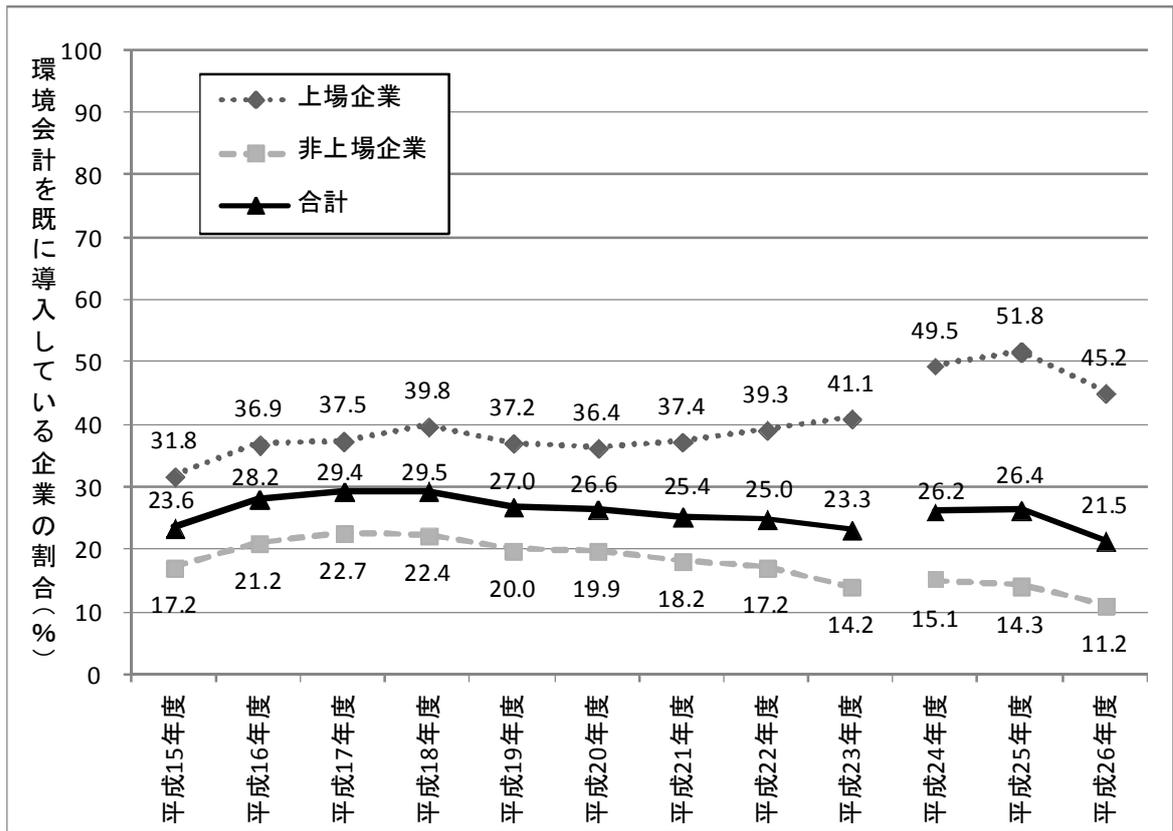
環境報告書を作成・公表している企業の割合は、上場企業では平成 25 年度から平成 26 年度で減少し、約 65%となりましたが、非上場企業は平成 25 年度から平成 26 年度で増加し、約 28%となりました。環境会計を導入している企業の割合は、上場企業、非上場企業ともに平成 25 年度から平成 26 年度で減少し、平成 26 年度は上場企業で約 45%、非上場企業で約 11%となりました。



出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「環境報告書を作成・公表している企業の割合」
 ※CSR 報告書等の一部として作成・公表している場合も含む。

※平成 23 年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成 24 年度からは標本調査に変更された。

図 60 環境報告書を作成・公表している企業の割合



出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「環境会計について」

※平成23年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成24年度からは標本調査に変更された。

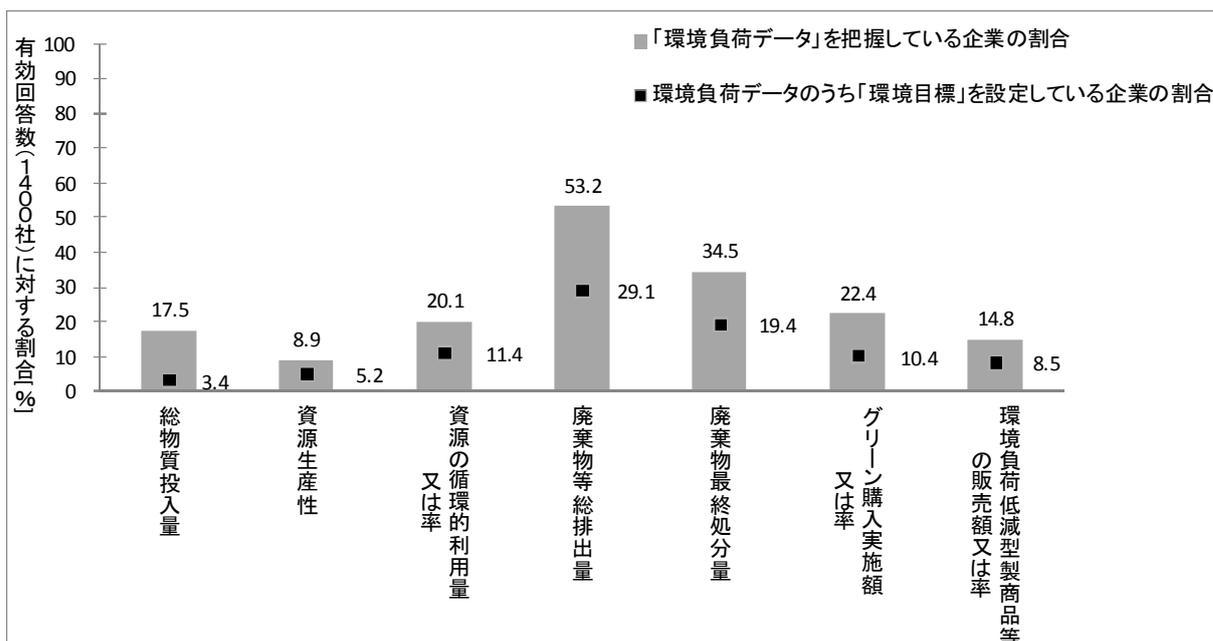
図 61 環境会計を導入している企業の割合

エ 製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況 オ 資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数

環境省のアンケート調査結果によると、事業エリア内における「資源生産性」のデータを把握している企業の割合は約 8.9%となっており、約 5.2%の企業は目標も設定しています。

【参考】

表 16 事業エリア内における環境負荷データを把握している企業の割合及び環境目標を設定している企業の割合

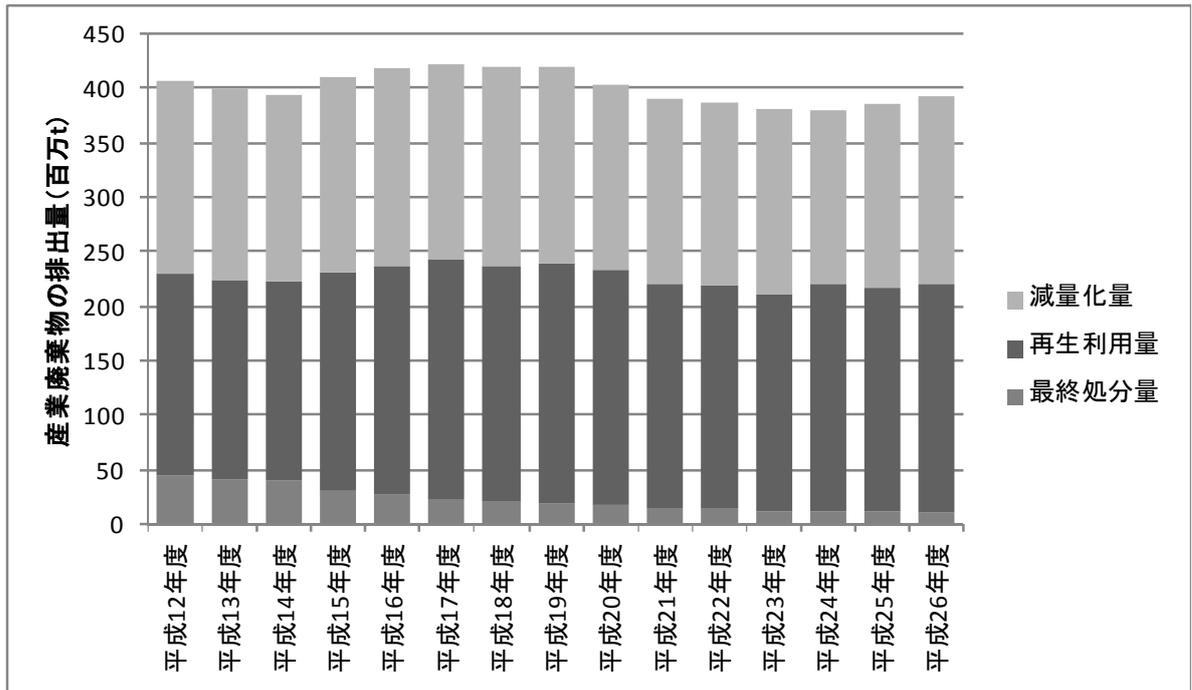


出典：平成 26 年度 環境にやさしい企業行動調査結果（環境省）

※設問 5-1、5-2 より作成。

※東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部、2 部上場企業 1,664 社及び従業員数 500 人以上の非上場企業 4,574 社、合計 6,238 社を対象とし、従業員区分及び業種区分による層化比例配分抽出を行い、3,000 社を抽出して実施。有効回答数は、1,400 社（回収率 46.7%）。

【参考】



出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」（環境省）より作成

図 62 産業廃棄物の排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の推移

Ⅲ 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・今後の方向性

富山物質循環フレームワークで示された共通ビジョン（関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現する。）の達成のために、例えば平成62年（2050年）の我が国のビジョンを設定し、そこからバックキャストによって上記の取組を戦略的に進める必要があります。

（１）資源生産性

平成21年度迄は大規模公共工事の減少や産業構造の変化等により、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少したことから、資源生産性は上昇傾向にありました。しかし、近年横ばいに転じ、平成26年度には約37.8万円/トンとなっており、目標値（平成32年度で46万円/トン）の達成に向けた状況は厳しくなっています。

資源生産性が横ばいになっている背景は、近年、GDPが横ばいになっていることと、東日本大震災等の影響により天然資源等投入量が平成23年度以降に横ばいになっているためです。

その他の「土石系資源投入量を除いた資源生産性」と「化石系資源に関する資源生産性」、「ものづくりの資源生産性」と「産業分野別の資源生産性」は長期的に横ばいとなっており、以前から大規模公共工事の減少や産業構造の変化等に起因する非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少に資源生産性の向上が依存していたことがわかります。

上記を踏まえると、資源生産性を向上させるためには、建設工事におけるリデュースや再生資材の利用拡大をさらに進めるとともに、低炭素社会の推進の観点からも石炭などの化石燃料の消費量の削減を図るなど上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことにより、「土石系資源投入量を除いた資源生産性」や「化石系資源に関する資源生産性」、「ものづくりの資源生産性」や「産業分野別の資源生産性」を向上させていくことが望まれます。さらに、資源生産性の高い産業やシェアリングやリマニファクチュアリングなどの2Rに関する産業を育成することも重要と考えられます。

（２）循環利用率

循環利用率は、長期的には増加傾向にありましたが、近年、横ばいとなってきており、平成26年度には約15.8%となっています。これまでの長期的な循環利用率の増加は、大規模公共工事の減少や産業構造の変化等による国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少と、各種リサイクル法等による循環利用量の増加が主な要因として考えられます。近年の短期的動向としては、天然資源等投入量は微増していますが、引き続き循環利用量が増加しているため、循環利用率は横ばいとなっています。今後、更に循環利用率を増加させるためには再生資材の活用など上流側

の取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことが重要と考えられます。

また、事業者の努力を的確に計測する観点から設けられた、発生した廃棄物等のうち循環利用した割合を示す出口側の循環利用率は、平成 26 年度で約 45%となっており、目標（平成 32 年度で約 45%）を達成しています。ただし、今後の循環利用のポテンシャルとなるのは非金属鉱物系のものが多く、用途が建設資材等に限られていることから、再生資材の需要を生み出しながら廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが望まれます。

また、「質」に着目した「隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率」は上昇しています。一方で、金属資源の違法な海外流出の問題も指摘されており、今後、隠れたフローの大きな金属も積極的に循環利用していくことが望まれます。

今後は他の環境負荷への影響等も適切に判断しながら未利用の廃棄物を積極的に循環利用し、循環利用の量だけでなく質の向上も行いながら、循環利用率を増加させていく必要があります。また、近年は特定有害廃棄物や廃棄物等を含む循環資源の輸出量が増加傾向にあり、国外での処理状況等を的確に把握した上で適正な国際資源循環を構築していく必要があります。

（3）最終処分量

最終処分量は、平成 26 年度で約 14.8 百万トンと長期的には減少傾向にあり、既に目標値（平成 32 年度で約 17 百万トン）を達成しています。これまでの最終処分量の減少は、廃棄物処理法や各種リサイクル法等による循環利用量の増加等により産業廃棄物を中心に大幅に最終処分量が減少したことによるものです。

一方で、産業廃棄物のリサイクルの大きな割合を占めるがれき類やばいじんは、今後リサイクルの行き場を失い最終処分されるおそれがあることから、今後も最終処分量の削減に向けて、リデュースや再生資材の利用拡大など上流側の取組を強化し、最終処分の段階だけではなく、ライフサイクル全体での取組を進めていく必要があります。

（4）低炭素社会、自然共生社会など持続可能な社会づくりとの統合的取組

廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量は長期的に減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。一方で、廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことにより廃棄物部門以外で削減された温室効果ガス排出量は、平成 26 年度で約 19.4 百万トン CO₂ と推計されており、平成 12 年度と比べた場合には、約 2.3 倍と着実に増加しています。

引き続き、適切な物質循環を十分に考慮しながら廃棄部門由来の温室効果ガス排出量の抑制に努めるとともに、廃棄物の原材料・原燃料への再資源化や廃棄物発電等の廃棄物部門以外との連携も更に積極的に進めることで、日本全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献していく必要があります。また、廃棄物以外の有価物を含めた循環資源全体での温室効果ガス削減効果も検討する必要があります。例えば、引き続き、低炭素なリサイクルの高度化、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製

造施設の整備、廃棄物収集運搬車の低燃費化、地域の低炭素化等を進める必要があります。

一方、国際的には、平成 27 年 9 月に、国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) (163 ページ参照) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、さらに、平成 28 年 5 月に、G7 富山環境大臣会合において、「富山物質循環フレームワーク」(178 ページ参照) が採択されました。

これらを踏まえ、SDGs における 17 の Goal のうち、資源効率の向上 (Target 8.4)、持続可能な生産と消費 (Goal12) など、その達成基盤として資源と環境に直接的に言及している 12 の Goal を平成 42 年度(2030 年)に達成できるよう、循環型社会形成の取組を戦略的に進める必要があります。例えば、SDGs の目標も踏まえ、食品ロス削減に向けた取組を加速化するため、食品ロス削減目標の設定や、福祉的な視点にも配慮したフードバンク活動への支援など、目に見える取組の強化が必要です。

また、循環型社会形成の取組を、経済・社会課題としても扱い、分野横断的・分野別政策に統合すべきです。具体的には、富山物質循環フレームワークに基づき、循環型社会と気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合し、促進すべきです。例えば、バイオマスプラスチックなどの再生可能資源の使用拡大について、温室効果ガス削減、海洋ごみ対策、リサイクルシステムへの影響など、多様な観点から評価しつつ、積極的な活用と必要な対応を図っていく必要があります。また、製品中の有用又は有害な物質に関して、情報の共有化を図り、資源循環の促進や有害物質の管理等の観点から統合的な対応を図っていく必要があります。

さらに、資源効率性については経済政策、産業政策の位置づけも大きく、産業界も重要なステークホルダーであることから、環境政策としても事業者の取組のフォローアップや支援を行う必要があります。

このような統合的な取組を進めるためには、関係省の連携を更に進める必要があります。

(5) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

現在、一般廃棄物のリサイクル率は約 20% で横ばいの状況であり、地域主導による循環型社会推進の取組についても、近年は取組が停滞しています。また、各種リサイクル法における法定目標を達成するためには、地域における積極的な取組が不可欠な状況です。

一方、今後、我が国において人口減少や地域の人口偏在・高齢化が進むことが予想される中、循環型社会の形成のみならず、地域住民の孤立や貧困等の問題を抱える地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指すことが重要です。特に急速な高齢化に伴い、分別やごみ出しを行うことが困難な高齢者が増えており、高齢者の見守りなど福祉政策と連携した戸別収集を行うなど、地域の実情にあわせて、きめ細かい対応を進め

る必要があります。

また、富山物質循環フレームワークにおいても、地域の多様な主体と協力したイニシアティブの重要性が共有されたところであり、今後、地域の多様な主体間の連携（産業・地域共生）に基づき、各地域の資源、物品、エネルギーの融通、活用を図り、新産業育成や雇用創出、地域活性化を推進することが必要です。

このため、富山物質循環フレームワークに基づき、循環型社会の形成が、雇用創出や経済成長、地域振興、地域経済の活性化に繋がるよう、地域における文化等の特性、人と人とのつながり、中小企業の果たす役割等に着目し、地域の各主体で連携して地域循環圏の取組を強化する必要があります。

地域循環圏の形成に係るシステム・計画の立案に当たっては、今後の人口減少や少子高齢化により地域の力が衰えていくことや地域循環圏を支えるまち・ひと・しごとが求められていくことを踏まえて、検討を進める必要があります。また、地域循環圏の概念整理や計画策定に加え、実態把握や金融手法の活用を含む実際の取組を強化していく必要があります。その際、地域の循環資源だけでなく、人口減少により過剰となるストック資源の評価・活用についても検討する必要があります。

さらに、地域循環圏については、物質循環の観点だけではなく、循環、低炭素、自然共生の統合的アプローチに基づき、バイオマスの利用や、森・里・川・海が生み出す生態系サービスの需給による自然的なつながりや、資金循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく「地域循環共生圏」構築の実現化に向けた施策を進めていく必要があります。

（6）ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

（1）、（2）で記載した通り、資源生産性及び循環利用率は、近年横ばいとなっており、今後はリデュースや再生資材の利用拡大など上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことや、資源生産性の高い産業やシェアリングやリマニファクチュアリングなどの2Rに関する産業を育成することが必要となっています。また、環境配慮設計については、循環基本法に位置づけられており、各種リサイクル法でも努力規定が設けられていますが、基本的には個別企業の取組に留まっています。

このため、廃棄段階のみならず、生産・消費段階を含む物質のライフサイクル全体を通じて循環型社会形成の取組を行政、事業者、消費者、NGO・NPO等の各主体が連携して強化することとし、その際には、拡大生産者責任や持続可能な調達、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスを適用する必要があります。特に、規制的措置に加え、透明性や説明責任を確保しつつ、事業者による自主的な行動や情動的措置等の適切な政策及び措置を最大限活用する必要があります。また、環境配慮設計については、各種リサイクル法の対象外の製品を含め、製品製造段階からの環境配慮設計の状況を把握した上で、環境配慮設計を進めるため、横断的な検討をする必要があります。さらに、消費者が循環資源の収集方法やその利用方法について容易に把握することができるような発信方法を検討し、発信を強化していくとともに、環境物品等の購入の更なる促進等を通じて、高度なりサイクルが社会

的に評価されるような仕組みを構築する必要があります。

3Rのうち、優先順位が高いものの取組が進んでいない2R（リデュース・リユース）については、引き続き、消費者や事業者の意識改革を進めるためにごみの有料化など経済的インセンティブを活用するとともに、今後、他の手法も含めたポリシーミックスを推進し、2Rが進む社会経済システムを整えていく必要があります。例えば、2R推進のために「3R行動の見える化ツール」の国民や企業による利用拡大、一層のリユース業界の優良化やリユースへの意識の向上によるリユースに係るビジネスの市場拡大、事業者が排出抑制や再利用に向かうインセンティブの検討などを進める必要があります。また、廃棄物の減量のためにも、既存住宅の改修による長寿命化など、良質な社会ストックを形成し、社会需要の変化に応じて機能を変えながら長期に活用していくための技術を開発し、経済的インセンティブを与える制度を整えていく必要があります。さらに、SDGsの目標も踏まえ、食品ロス削減の取組を加速化するため、生産流通過程、外食産業、家庭など全体の流れの調査と併行して、食品ロス削減目標の設定など目に見える取組の強化が必要です。

リサイクルについては、プラスチックなど多種多様な製品に含まれている素材、食品、ベースメタルやレアメタル等の金属、土石・建設材料、温暖化対策等により新たに普及した製品や素材について、更なる取組を進める必要があります。

プラスチックなど、容器包装のみならず、家電や自動車、製品など多種多様な製品に含まれている素材については、どのような製品にどれだけ素材が含まれているか把握した上で、海洋中のマイクロプラスチックなどプラスチックが惹起する新たな問題にも留意しつつ、個別リサイクル法の世界に留まらず、循環資源全体でのリサイクルのあり方の検討、分別意識の向上や廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正な処分の確保を進める必要があります。さらに、容器包装や製品プラスチックのように日々大量に複数の購入ルートがある製品についてリサイクルを進めるために、製品の製造段階だけではなく、回収ルートの確立など物流段階での検討を進める必要があります。

食品については、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」に注目が集まっており、各所で食品ロスの削減の取組がなされています。また、食品リサイクル法の再生利用等実施率については食品製造業は目標を達成していますが、外食産業など下流側では目標を達成しておらず、食品リサイクルの取組を更に進める必要があります。さらに、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を踏まえ、転売等防止の対策の強化と食品リサイクルの取組とを同時に促進していくよう、排出者である食品関連事業者に求めていく必要があります。

ベースメタルやレアメタル等の金属については、小型家電リサイクル法に参加する市町村は着実に増加し、現在、70%の市町村が参加しています。一方で、小型家電回収の目標量（1年当たり14万トン）に対して、回収量は約6.7万トン（平成27年度）にとどまっており、市町村の規模や体制の違いを踏まえ、地域の特性を活かした様々な工夫のもとでの更なる回収量増大への取組が必要です。また、小型家電リサイクル・システムの普及により、ベースメタル、レアメタル、その他の有害な金属元素の上流側での回収がどの程度進み、現在、下流側で行われているご

み処理（各種中間処理）からの有用金属元素回収や残渣の再生利用・最終処分にどのような影響と効果をもたらされているか、あるいは将来の可能性があるのかについての分析を進める必要があります。さらに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて小型家電等からリサイクルされた金属を使って入賞メダルを制作する国民参画型プロジェクトが進められており、このような国民のリサイクル参加を促す様々な取組を進める必要があります。

セメントや再生骨材などの土石・建設材料は、汚泥、がれき、鉱さい、ばいじんなど様々な産業廃棄物のリサイクル先となっています。しかしながら、今後、人口減少・少子高齢化によって、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性があります。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要があります。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要があります。一方、高度経済成長期に大量に整備された施設が更新需要を迎えており、建設廃棄物が増加するおそれもあり、対応を検討する必要があります。特に、廃石膏ボードなどリサイクルが滞っている建設廃棄物について検討が必要です。また、人口減少や少子高齢化等により、地域で空き家等の使われず放置された建築物が増加しています。これらの建築物を放置し続けた場合、将来、処理責任が不明確な建設廃棄物や災害時に自治体が処理せざるを得ない災害廃棄物となる可能性が高いことから、廃棄物対策という観点からも、対応を検討する必要があります。

温暖化対策を進めていくと、太陽光パネルや蓄電池、CFRP（炭素繊維強化プラスチック）など、より高度な製品や素材の普及が進んでいくこととなるが、こうした低炭素製品が3Rを阻害せず、むしろ3Rの推進でこうした低炭素製品が普及するよう検討を進める必要があります。

（7）適正な国際資源循環体制の構築

循環資源の輸出量は、平成12年と比べ、古紙、鉄鋼くず、鉱さい・灰等、プラスチックくずが大きく増加し、全体で約4倍に大きく増加しています。一方、循環資源の輸入量は、平成17年以降増加傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。

また、家電リサイクル法対象品目の回収率は、52.2%（平成27年度）となっており、エアコンなどスクラップとして海外に流出したのも一定量あるとみられています。循環資源の不適正な海外流出を防止するため、地方環境事務所を中心に、税関と連携して、バーゼル法・廃棄物処理法に基づく対策に取り組んでいます。しかし、使用済家電等が混入した金属スクラップ等について、現場における規制対象物か否かの判断が困難であり、取締りに限界があります。また、地方公共団体が条例で資源の持ち去り対策を行うケースや不用品回収業者対策に取り組んでいますが、十分な指導や取締りが困難な状況にあります。このため、不法輸出入対策について、関係省庁による連携及びアジア太平洋地域の関係国・関係国際機関との連携を一層進める必要があるとともに現場で客観的かつ短時間で規制対象物か否かを判断でき

る適切な基準を整備することにより、取締りの実効性を確保する必要があります。さらに、地方公共団体等による資源の持ち去り対策や不用品回収業者対策を一層強化するとともに、不用品回収業者対策に関しては、住民の利便性の向上や指導・取締りがしやすい仕組みづくりを進める必要があります。

一方、バーゼル法に基づく金属回収目的の二次資源（電子部品スクラップ等）の輸入について、国内に環境上適正な管理が可能なリサイクル施設があり、受入れ余力があるが、我が国での手続きに時間がかかるため、他国との二次資源の獲得競争に負けているとの事業者の声があります。このため、国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、手続きを簡素化するなどバーゼル法における規制の在り方等について必要な措置を講じる必要があります。

さらに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについては、生態系や人の健康への影響が懸念されており、G7 や TEMM 等の国際的な枠組みも活用しつつ、国内外においてリデュースの推進、調査研究の推進等に取り組む必要があります。

国際的な協力については、国際的なサプライチェーンや貿易・投資、ODA、ラベリング、データ改善や経済分析等において、G7 間を含む国際レベルでの協力を強化する必要があります。また、我が国として、富山物質循環フレームワークに基づき、ベストプラクティスや適用可能な最良技術（BAT）等の共有、温暖化対策と廃棄物対策のコベネフィット事業の支援、途上国における循環型社会形成政策の能力構築支援、激甚な自然災害を経験する国・地域への支援等を進める必要があります。

（８）万全な災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害でも円滑かつ適正に廃棄物の処理を行うことができるよう、廃棄物処理の広域連携体制の構築や災害に強い浄化槽の設置の推進等が進められています。一方、地方公共団体が災害廃棄物処理計画や仮置場の確保等を進めていますが、十分に組み込まれていない状況にあります。

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震について、現在まで概ね適正かつ円滑に対応していますが、大規模災害による主要な廃棄物処理施設の被災や多数の住民避難等により、生活ごみやし尿の収集処理が遅れ、生活環境の悪化を招くおそれがあることが明らかとなりました。

このため、平時から災害時における生活ごみ、し尿、災害廃棄物の収集、処理を適正かつ迅速に実施するため全国単位・地域ブロック別単位等各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化（初動時の迅速な情報共有、仮置場の確保、災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理施設の耐震化、広域連携体制の構築など）を進める必要があります。また、風水害等については、温暖化対策における適応策との統合を含めて検討する必要があります。さらに、引き続き、災害時のアスベスト・化学物質等への対応に向けた情報を共有し、統合的な取組を進める必要があります。

（９）適正処理の更なる推進

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、平成 27 年度でいまだに年間 143 件、総量 16.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案 3 件、計 14.7 万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、後を絶たない状況にあります。このため、引き続き、全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化や、関係法令等に精通した専門家の派遣により都道府県等へ助言等を行う支援等に取り組む必要があります。また、国と都道府県等が緊密に連携し、大規模事案を中心に新規判明事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進する必要があります。また、優良産廃処理業者の育成や適正な廃棄物処理に繋がる電子マニフェストの加入率の向上を図り、システム改善・普及を進めるとともに、優良産廃処理業者の更なる質の向上や業界全体の育成のために、規制合理化とセットでのインセンティブ施策を充実させていく必要があります。さらに、優良産廃処理業者の増加による不法投棄・不適正処理の減少の効果について把握する必要があります。

アスベスト、PCB、残留性有機汚染物質（POPs）、水銀、埋設農薬等について、適正な処理が進められています。

アスベストについては、引き続き適正に無害化処理を行うことが必要です。

POPs 廃棄物のうち高濃度 PCB 廃棄物については、平成 28 年の PCB 特別措置法の改正を受けて、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて確実かつ適正な処理の推進のための措置を講じ、政府一丸となって取り組んでいく必要があります。また、低濃度 PCB 廃棄物については、正確な全体像を把握するための方策及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去のための方策について検討し、処理体制の充実・多様化を進める必要があります。

その他の POPs 廃棄物については、その処理の制度的な在り方について検討しており、検討結果に応じて必要な制度的措置を講じていく必要があります。

廃金属水銀については、長期管理を徹底するための調査研究や検証を進めつつ、国を含めた関係省の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深めるとともに、退蔵された水銀血圧計等の回収促進を図る必要があります。このほか、水銀汚染防止法に基づき水銀含有再生資源の管理が適切に行われるよう、必要な普及啓発を行うとともに、法の適切な運用を図る必要があります。

鉛蓄電池等の鉛を含む廃棄物等については、引き続き適正処理を推進していくとともに、国際的動向を注視していく必要があります。

周辺環境が汚染されないよう管理している埋設農薬については、引き続き適正な管理・処理を推進していく必要があります。

また、高齢化により在宅の医療廃棄物が増加しており、着実な適正処理への対応について検討が必要です。

さらに、リサイクル原料について、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法については、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、ライフサイクル全体を通じたリスク削減も念頭に検討する必要があります。

最終処分場の残余年数は、一般廃棄物は平成 26 年度で 20.1 年、産業廃棄物は平成 25 年度で 14.7 年と目標達成に向けて着実に推移していますが、一方で残余容量は減少しており、また、地域偏在が見られます。廃棄物処理施設や最終処分場は、循環型社会形成や大規模災害対応に必要不可欠な施設であり、長寿命化等のストックマネジメントも含め、今後一層、支援を行う必要があります。また、当該施設の整備等に当たっては、災害拠点としての施設整備の観点が重要であることから、これまでも増して計画段階から地域住民等の理解及び協力を得ながら推進すべきです。なお、廃棄物処理施設の整備を含む処理全体の体制構築に当たっては、将来の人口減少等の社会状況の変化を考慮する必要があります。

事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理については、帰還困難区域を除き、概ね着実に進捗しています。一方で、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を安全に集中管理する中間貯蔵施設の整備等については、被災地域の復興の加速化に資するため、取組の強化を図ることが必要です。政府は事業の実施に当たり、引き続き地方公共団体等の関係者と連携しつつ、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能としていくために、更に努力を重ねる必要があります。また、指定廃棄物の処理については、政府と地方公共団体等が緊密に連携し、引き続き双方が対話しつつ、その取り扱いに関する方針に沿って着実に進める必要があります。

また、地方公共団体の浄水場又は終末処理場において保管されている放射性濃度の高い汚泥については、放射性物質汚染対処特措法や廃棄物処理法に基づく処理が着実に進むよう、引き続き取り組む必要があります。

(10) 循環分野における技術開発、人材育成等

循環型社会の形成に向けて、より良いデータ及び分析に基づいた政策立案と評価を強化する必要があります。特に、富山物質循環フレームワークに基づき、各取組について、適切かつ科学に基づき、広く認知された国内指標を検討するとともに、他の国々が参考とできるよう、算定方法や指標、レビュー結果の共有を含む透明性のあるフォローアッププロセスを国内で構築するする必要があります。また、循環分野においても、費用対効果や社会全体で負担する費用の低減という点に留意し、効率的に施策を講じていく必要があります。

ライフサイクル全体で資源循環の徹底を図るためには、製造段階で環境配慮を組み込むための設計、少ない資源投入での効率的な製造プロセス、再生品の利用先の拡大、製品の長寿命化に向けた耐久性向上、社会ストックを社会需要の変化に合わせて機能を変えながら長期に活用していくための維持管理、効率的な静脈物流の構築、天然資源と同等の競争力を持つ高品質な再生品を生み出す高度な選別・再生処理など様々な分野で高度な技術を開発・導入していく必要があります。また、近年、リユースやシェアリングに関する新たなサービスが生まれており、資源循環の観点からも期待されています。これらの高度な技術や新たなサービスを実現し、普及させるため、近年、急激に発展している ICT 技術を積極的に活用していくことも求められています。

一方、少子高齢化の進展や都市への人口移動等により、資源循環に関する技術や知識を持つ人材の不足や偏在が生じつつあり、地域において資源循環を担う人材の育成を図ることが必要です。また、国や県、市町村、事業者等の各主体の役割と責任を社会の変化に応じて見直していく必要がある中、既存概念にとらわれず、新たな構想力と実行力をもつ各主体での人材育成が求められています。

循環型社会形成に向けた国民の意識・行動のアンケート調査や2Rの取組状況を見ると、減少傾向の項目も多く、目標達成に向けて厳しい状況です。また、意識と行動を比較すると、高い意識が実際の行動に十分には結びついていない傾向が続いています。このため、個々人の高い問題意識が実際の3R行動に結びつくような情報発信の在り方や、3R行動の取組を後押しする制度・社会システムの在り方について検討していく必要があります。特に、環境配慮型製品に関する情報を消費者（最終消費者）に提供するとともに、環境配慮型製品に関する消費者の認識を持続可能な消費行動に結びつけるための検討を行い、実践を促す必要があります。

IV 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題

第1節 国民の取組

(第三次循環基本計画における国民に期待される役割)	
国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが期待されます。	
現在の状況	評価・課題
<p><関連する取組指標> (目標を設定する指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の減量化 (1人1日当たりのごみ排出量、家庭から排出された1人1日当たりのごみの量) ○循環型社会に向けた意識・行動の変化 (廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識、具体的な3R行動の実施率) ○各種リサイクル法の目標達成状況 (推移をモニターする指標) ○国民一人当たりの資源消費量 ○耐久消費財の平均使用年数 ○2Rの取組状況 (レジ袋辞退率(マイバッグ持参率)、詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模) ○一般廃棄物のリサイクル率 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1人1日当たりの事業系を含むごみ排出量、及び1人1日当たりに家庭から排出されたごみの量は、目標達成に向かって年々削減が進んでいます。この削減の要因としては、個別リサイクル法の施行、ごみ袋の有料化などが考えられます。今後、目標を達成するために更なる削減を図るためには、食品ロス削減や、容器包装廃棄物や食品廃棄物の排出の少ない商品の購買行動を促し、国民一人一人のライフスタイルを変革することが重要です。 ○ 国民の意識・行動のアンケート調査や2Rの取組状況をみると、減少傾向の項目も多く、目標達成に向けて厳しい状況です。また、意識と行動を比較すると、高い意識が実際の行動に十分には結びついていない傾向が続いています。高い意識やライフスタイルの変革の必要性についての認識があったとしても実際の行動へつなげることにハードルがあると考えられます。そのため、個々人の高い問題意識が実際の3R行動に結びつくような情報発信の在り方や、3R行動の取組を後押しする制度・社会システムの在り方について検討していく必要があります。また、意識も高水準ながら低下が見られますが、こちらについては、環境意識が一般化したためということも考えられることから、引き続き普及啓発の取組を

	<p>行いながら、今後他の要素も含めた総合的な判断を行うことが必要と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 一般廃棄物のリサイクル率はここ数年横ばいであり、生ごみ、紙、プラなどの3Rや購買（グリーン購入）を進める必要があります。○ 取組のデータと意識・行動のアンケート結果の傾向の違いなど、現在のデータだけでは取組の進展について適切な評価が難しいものがあります。これらの取組については、その要因を探り、より適切な評価方法の検討をしていく必要があります。○ 詰替・付替製品の出荷率のように、既に高い水準に到達している指標については、その対象製品分野を拡大する等、よりよいデータ把握を検討していく必要があります。○ 消費者の努力によって様々な取組が進展してきたところではありますが、更に3Rの取組を進める上で消費者の努力にどこまで依存するのかは今後検討が必要となります。
--	--

第2節 NGO/NPO、大学等の取組

(第三次循環基本計画における NGO/NPO、大学等に期待される役割)

NGO/NPO等の民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。また、大学等の学術・研究機関は、情報を国民が理解しやすいような形で分かりやすく提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが期待されるとともに、学術的・専門的な知見も活かし、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割や、地域における環境保全活動に積極的に取り組むことが期待されます。

現在の状況	評価・課題
<p>【NGO/NPO等の民間団体】</p> <p><関連指標>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NGO/NPO等の全体の取組状況に関する定量的・定性的なデータはありませんが、ヒアリングにおいては、NPOによる全国ネットワークの構築や、アジアのNGOとの経験交流、地域における情報発信の担い手の育成、環境教育、各主体との取組による3Rに関する取組など、幅広い取組が紹介されています。 ○ 容器包装リサイクルの普及啓発を促進するため、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進 マイスター）が、環境大臣から委嘱を受けて活動しています。 <p>【大学等の学術・研究機関】</p> <p><関連指標>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等の各学術・研究機関はそれぞれの得意分野や特色を活かした取組を進めており、日本の研究機関は国際的にも競争力があると思われませんが、それらの取組に関する全体的な定量的・定性的なデータがありません。 	<p>【NGO/NPO等の民間団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域と連携した普及啓発、コミュニティビジネス、各主体の連携協働のつなぎ手など、新しい取り組みをしているNGO/NPOが増えていると考えられます。一方で、NGO/NPO内における人員不足、高齢化、次世代の担い手の育成、継続的活動の財源基盤の構築が課題となっています。 ○ 消費者への情報発信を強め、国民が廃棄物減量化に向けた取組に参加できる仕組みづくりを行う必要があります。 ○ 地域やNGO/NPO等の民間団体同士だけでなく、大学等、地方公共団体等と幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。 ○ NGO/NPO等により地域での3R人材育成や普及啓発に取り組んでおりますが、なお一層の情報共有や活動の活性化が望まれています。 <p>【大学等の学術・研究機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学術・研究機関の全体的な取組を評価するための定量的・定性的なデータの充実、評価方法の検討が必要となります。 ○ 学術・研究機関は、個人同士のネットワークで連携が進められており、組織化できていないことが課題として挙

	<p>げられます。また、地域において、ノウハウを有する学術・研究機関がコーディネーターとしての役割を担うことが重要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各主体が行っている取組やノウハウを知ることが出来るプラットフォーム作りが大事であり、様々な分野のプラットフォームとうまく連携統合することが重要となります。知見を効率的に統合化するために学術・研究機関を活用することも考えられます。○ NGO/NPO等の民間団体や地方公共団体等の幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。
--	--

第3節 事業者の取組

(第三次循環基本計画における事業者に期待される役割)

製造事業者等は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ法令順守を徹底し、排出者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められます。また拡大生産者責任を踏まえて、適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められます。また、事業者団体は業種に応じた目標を設定すること等により全体の取組をより深化させていくことが期待されます。

小売事業者は消費者に近い事業者として、例えば、リユース製品、リサイクル製品等の積極的な販売、マイバックの推奨等、特に一般廃棄物削減に係る取組への貢献が求められます。

廃棄物処理業者・リサイクル業者は、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが求められます。また、廃棄物処理やリサイクルに関する技術はその高度化を図るとともに、知的財産として適正に管理していくとともに、基礎的技術など汎用性のあるもの等はより多くの事業者が活用できるよう共有していくことが期待されます。さらにアジアをはじめとする諸外国の廃棄物・3R技術の高度化に貢献していくことも期待されます。

金融機関や投資家は、循環型社会づくりに取り組む企業・NPO や、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対して的確に資金供給することが期待されます。また、金融機関のコンサルティング機能を活用し、地域循環圏の形成において、地域で活動する排出事業者、リサイクル事業者等、各主体のつなぎ手の役割を果たすことが期待されます。

現在の状況	評価・課題
<p>【製造事業者等】</p> <p><関連指標></p> <p>(目標を設定する指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストの普及率 ○一般廃棄物の減量化(事業系ごみ排出量) ○各種リサイクル法の目標達成状況 <p>(推移をモニターする指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2Rの取組状況 (詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模) ○不法投棄の発生件数・投棄量 ○環境マネジメント等の実施 (グリーン購入実施率、環境マネジメ 	<p>【製造事業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストの普及とともに、不法投棄件数は年々減少しているなど、廃棄物の適正処理に関する取組は着実に進んでいるものと評価できます。一方で、大規模事案発覚等もあり、更なる取組が必要です。 ○事業系ごみ排出量は、近年横ばい傾向であり、その増減要因を明らかにするとともに、目標達成に向けた更なる取組が必要です。 ○産業廃棄物の排出量や再生利用量は近年横ばいか微増であり、排出抑制の取組とともに、再生利用の大きな割合を占めるがれき類や鉱さいなどについて、再生材の新規用途への利用促進や

<p>ントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率、製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況、資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数)</p> <p>○産業廃棄物の排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の推移(参考)</p>	<p>地域間での需給調整のための対策が必要です。</p> <p>○ 「エコアクション21」の認証取得数については、増加しているものの増加率は鈍化しつつあります。引き続き、利便性向上のための取組や、インセンティブ付与の検討など金融機関との連携等による認証促進に向けた取組を進めていくことが必要です。さらに、環境報告書や環境会計、グリーン購入を実施している企業の割合は減少傾向が見られるため、今後は取組の工夫が必要です。</p> <p>○ 事業者等の取組により最終処分量の削減は着実に進んでいますが、今後、更なる取組を進めるために再生材の利用や環境配慮設計等、業界ごとの特性に応じた、事業者の努力を適正に反映させることができるような指標の検討が必要になります。また、個別の取組が進んだ場合でも、国全体としては悪化してしまう可能性もあり、個々の取組だけでなく国全体の取組状況とその影響を評価する必要があります。</p> <p>○ 再生材の利用を促進する上ではコストや技術的な課題があります。単独の業界だけの取組では難しい点もあり、建設業界であれば発注者や設計者など関連する業界を含めた連携が必要です。また、地域によって再生材の需給バランス、再生利用の認定状況、再生材の利用に対する意識が異なっています。今後、再生材の利用を進めるためには、全国共通の認定基準等や東京オリンピック・パラリンピック等の機会を活用し、再生材の需要を創出するとともに、再生材を利用した製品を評価していく必要があります。</p>
--	---

【事業者団体】

- （一社）日本経済団体連合会は、「2016年度以降の循環型社会形成自主行動計画の方針」及びヒアリングにおいて、今後も「循環型社会形成自主行動計画」として自主的取組を継続するとしています。2016年度以降は、東京オリンピック・パラリンピック開催等の影響による最終処分量が増加する可能性の指摘がある中でも、産業界として「低炭素社会の実現に配慮しつつ適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、2020年度に2000年度実績比70%程度削減を目指す」という目標を掲げ、引き続き削減に取り組むとしています。

また、「最終処分量削減目標に加えて、業界ごとの特性や事情等に応じた適切な独自の数値目標を設定して取り組んでいく」としており、「2016年度以降は、資源循環の質の向上に向けた目標設定の充実に努める方針」としています。

具体的な資源循環の質を高める取り組みとしては、製造の過程で生成される副産物を原料として使用することによる付加価値向上の追求、再資源化・縮減率の高い優良な再資源化施設の利用促進、使用済み製品の自主回収・リサイクル推進による資源の有効活用、企画設計段階から建設資材投入削減を図ることによる廃棄物の発生抑制等が挙げられています。

- ヒアリングにおいて、鉄鋼業における省エネルギー・省資源、リサイクルの取組が紹介されています。また、ラ

【事業者団体】

- （一社）日本経済団体連合会は、2016年度以降は資源循環の質の向上に向けた目標設定の充実に努める方針としていることから、今後そのような業界独自の取組を適切に把握するための仕組みづくりが必要です。
- 業界団体の自主的な取組は日本の強みであり、この取組を進めていくことで国際的にアピールできると考えられます。また、これまでに培ってきた日本のノウハウや技術を活用し、発展途上国等における廃棄物のリサイクルの推進を行う等の国際貢献も重要となります。
- 建設業のような請負業による廃棄物の発生抑制と再生品の利用の推進には、環境配慮設計の推進等、発注者・設計者の理解や協力が不可欠であり、業界を跨いだ取組が重要となります。
- 個別の取組を評価する場合は、そのカバーする範囲や、原単位でなく総量を考慮する必要があります。

ライフサイクル全体で環境負荷を考慮することの必要性も紹介されています。

- ヒアリングにおいて、セメント産業における廃棄物・副産物の有効利用と災害廃棄物の受け入れに関する取組が紹介されています。
- ヒアリングにおいて、住宅業界における住宅のライフサイクルの資材、建設、使用、解体、再生、処理・処分の各段階での環境配慮ガイドラインの策定や企画設計段階からの資材投入量削減や生産の合理化の推進、産業廃棄物広域認定制度による取組、普及啓発等の取組が紹介されています。

【小売事業者】

<関連指標>

(目標を設定する指標)

- 各種リサイクル法の目標達成状況
(推移をモニターする指標)
- 2Rの取組状況
(レジ袋辞退率、びんのリユース率の推移)
- 一般廃棄物のリサイクル率

【廃棄物処理業者・リサイクル業者】

<関連指標>

【小売事業者】

- 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法や資源有効利用促進法等の回収において、小売店は重要な役割を果たしています。
- 一般廃棄物のリサイクル率は横ばいであり、自治体と連携し、生ごみ、紙、プラなどの3Rや購買(グリーン購入)を進めることが期待されます。
- レジ袋辞退率は向上する一方で、びんのリユース率の推移(リターナブルびんの使用率)については、減少傾向が続いており、小売事業者における3Rの促進を図る必要があります。
- 消費者との接点が多い立場であることから、消費者の3Rに対する意識向上を図る情報伝達及び双方向のコミュニケーションを行うことで、消費者と協働して3R行動を実践していくことが期待されます。

【廃棄物処理業者・リサイクル業者】

- 優良認定された産業廃棄物処理業者数は着実に増加し、また、循環型社会ビジネスの市場規模は、少しずつ増加はしてきているものの、目標達成に向けて、育成に向けた更なる取組を積極的に行う必要があります。

第4節 地方公共団体の取組

<p>(第三次循環基本計画における地方公共団体に期待される役割)</p> <p><u>地方公共団体</u>は、地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められます。特に、<u>都道府県</u>は、広域的な観点から、<u>市町村</u>等の調整機能を果たすことが、<u>市町村</u>は、地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められます。</p>	
現在の状況	評価・課題
<p><関連指標></p> <p>(目標を設定する指標)</p> <p>○各種リサイクル法の目標達成状況 (推移をモニターする指標)</p> <p>○生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率</p> <p>○一般廃棄物のリサイクル率</p> <p>○使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合</p> <p>○廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況</p> <p>○地域における循環型社会形成に向けた取組 (地方公共団体による循環基本計画の策定数、地域循環圏形成のための取組数)</p> <p>○海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数</p> <p>○ ヒアリングにおいて、都道府県の取組として、独自の循環型社会形成基本計画の策定が進められているほか、県民、事業者、市町村等と協働した取組の総合・広域的調整や支援、循環資源を利活用した製品や環境配慮事業所認定制度の創設等が紹介されています。</p> <p>○ ヒアリングにおいて、市町村の取組として、ごみ燃焼による熱エネルギーを発電や余熱に有効活用するサーマルリサイクル、焼却灰のエコセメント化によるゼロエミッション、市民による</p>	<p>【都道府県・市町村】</p> <p>○ 地域の循環基本計画等策定数は約8割に上りますが、その内容には程度に大きな差があり、質の向上が必要です。</p> <p>○ 地方公共団体の取組の進捗を測るための指標は、まだデータを集める仕組みが整っていないものが多いことから、まずは適切に進捗を測るためのデータ収集・整備のための仕組みづくりを行う必要があります。特に、地方公共団体における廃棄物に関する各種実態調査について、今後改善に向けた検討を行う必要があります。</p> <p>○ 一般廃棄物のリサイクル率は、横ばい傾向が続いていますが、データ制約上の課題も指摘されています。実態をより把握するためには、民間の事業者による回収等も含めたデータの収集・整備が望まれます。</p> <p>○ 地方公共団体は、各主体間のコーディネーターとしての重要な役割を果たすことが求められています。住民に向けて、事業者やNPO等の先進的な取組を紹介するなど、各主体の取組の共有化を図るとともに、第三次循環基本計画に定められた各主体に期待されている役割を踏まえ、各地域の実情に応じて地方公共団体が率先して事業者等の各主体に何をすべきかというメッセージを出していく必要があります。また、住民に向けても事業者の先進的な</p>

資源物の自主回収事業に対する助成、ボックスと宅配便を活用した小型電子機器の回収、NPOと連携した「フードドライブ」の実施による食品ロス対策、などが紹介されています。

取組を普及啓発していく必要があります。

- NGO/NPO等の民間団体や大学等の幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。
- ヒアリングにおいては、人口減少・少子高齢化の急激な進行に伴う一般廃棄物の適正処理の確保の問題や在宅医療廃棄物、空き屋等の問題、太陽光発電パネル等の新たな製品のリサイクルの問題等が今後の課題として挙げられています。これらの問題に対する対応の検討が必要です。

【都道府県】

- それぞれの地方公共団体の区域内だけで考えることには限界があり、広域的に考えることが必要になりますが、広域連携は大局的にみる必要があります。国として方向性を示すことが必要になります。一方、国、都道府県、市区町村の狭間に落ちてしまうような取組については、地方公共団体の主導によって積極的かつ柔軟な取組が期待されます。
- 地域内において住民と行政が対立の立場にならないようにステークホルダー間で情報を共有し、一歩先に行くための議論を行う場も必要となります。
- 「エコマテリアルの利用促進」等といった上流の政策については、都道府県がコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

【市町村】

- 小型家電リサイクル法については、平成25年4月の施行以降、参加市町村が341（全市町村の19.6%、平成

25年4月時点)から1,219(全市町村の70.0%、平成28年4月時点)に増加し、また、「実施に向けて調整中」を合算すると、76%の市町村が前向きな意向を示しており、積極的に取り組まれています。

一方で、同法の基本方針に掲げる小型家電回収の目標量(1年当たり14万トン)に対して、回収量は約6.7万トン(平成27年度)にとどまっております。参加市町村の拡大とともに、市町村の規模や体制の違いを踏まえ、地域の特性を活かした様々な工夫のもとでの更なる回収量増大への取組が必要な状況です。

○ 家電四品目については、目標達成に向けて、不法投棄や違法なスクラップ輸出を抑制するため、回収義務外品に対する回収体制の構築や不法投棄防止に向けた取組が必要です。

○ 一般廃棄物のリサイクル率は、近年横ばいとなっており、地方公共団体の取組として、生ごみ、紙等の3Rに関する取組や購買(グリーン購入)に関する取組が重要と考えられますが、これらの取組を進展させるためには効果を得られるまでのプロセス毎に必要な条件等を整理・分析する必要があります。

また、再利用されることが確実にであると市町村が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であって市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物処理業の許可が不要となる制度(再生利用指定制度)など、地方公共団体において選択的に利用できる手法を積極的に活用することが重要です。

○ ごみ焼却施設の発電施設、総発電能力、総発電電力量のいずれも増加して

	<p>います。今後、3R の推進等により焼却せざるを得ないごみの量の減少が見込まれることから、効率の良い施設を増加させていく必要があります。また、分別等の促進によるごみの組成変化についても十分に留意していく必要があります。</p>
--	---

V 国の主な取組状況（詳細な取組は、別添参照）